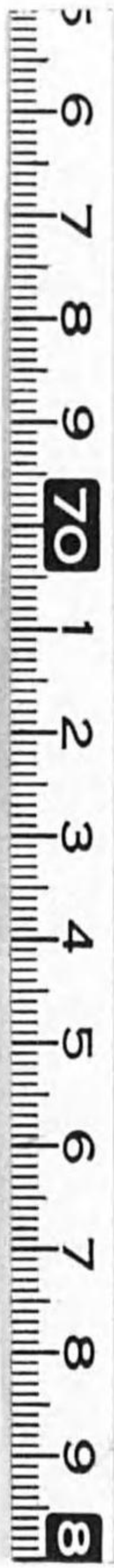


14.5-184  
1200501215133

14.5  
184



始



7.4.23

史蹟調查報告

第六輯

文  
部  
省



史蹟調查報告

第六輯



發行所寄贈本

凡例

一、本報告ハ昭和四年十二月ヨリ昭和五年十一月マデ指定ノ史蹟中京都府・  
 神奈川縣・千葉縣・三重縣・福島縣・岐阜縣・長野縣・福井縣・石川縣・富山縣・岡山縣  
 及山口縣ニ於ケル拾七ヶ所ノ調査報告ヲ收メタリ

二、本報告中京都府丹後國分寺趾・神奈川縣寸澤嵐石器時代遺蹟・千葉縣良文  
 村貝塚・伊能忠敬舊宅・三重縣舊崇廣堂・福島縣新地貝塚附手長明神社趾ハ  
 本省囑託古谷清岐阜縣高山陣屋趾・長野縣松本城・福井縣一乘谷朝倉氏館  
 趾附南陽寺趾・西山光照寺趾・丸岡藩砲臺趾・石川縣法皇山横穴古墳・富山縣  
 大岩日石寺石佛・岡山縣牟佐大塚古墳・四ツ塚古墳・高松城趾附水攻築堤趾・  
 山口縣長門鑄錢所趾ハ同囑託上田三平ノ調査報告セルモノニカ、ル

昭和六年十一月

文部省

目次

京都府

丹後國分寺趾……………一

神奈川縣

寸澤嵐石器時代遺蹟……………九

千葉縣

良文村貝塚……………一三

伊能忠敬舊宅……………一七

三重縣

舊崇廣堂……………二二

福島縣

新地貝塚附手長明神社附 二五

岐阜縣

高山陣屋附 二九

長野縣

松本城 三三

福井縣

一乘谷朝倉氏館附南陽寺附 三七

西山光照寺 四三

丸岡藩砲臺 四七

石川縣

法皇山横穴古墳 五一

富山縣

大岩日石寺石佛 五七

岡山縣

牟佐大塚古墳 六一

四ツ塚古墳 六五

高松城附水攻築堤 七二

山口縣

長門鑄錢所 七七

圖版目次

圖版第一	丹後國分寺地籍圖
圖版第二	丹後國分寺金堂趾礎石配置實測圖
圖版第三	丹後國分寺塔趾礎石配置實測圖
圖版第四	傳雪舟筆天橋之圖
圖版第五	<small>丹後國分寺趾全堂趾礎石 丹後國分寺趾塔趾礎石</small>
圖版第六	丹後國分寺趾門礎
圖版第七	寸澤嵐石器時代遺蹟住居趾敷石實測圖
圖版第八	寸澤嵐石器時代遺蹟全景
圖版第九	寸澤嵐石器時代遺蹟敷石
圖版第一〇	<small>寸澤嵐石器時代遺蹟爐趾 寸澤嵐石器時代遺蹟爐趾及敷石</small>
圖版第一一	寸澤嵐石器時代遺蹟發掘遺物 <small>石器、土器、石皿、石器</small>
圖版第一二	<small>良文村貝塚貝層斷面 良文村貝塚貝層斷面土器片埋沒狀態</small>
圖版第一三	良文村貝塚發掘土器
圖版第一四	良文村貝塚發掘土器

圖版目次



圖版第一五	伊能忠敬舊宅敷地實測圖
圖版第一六	伊能忠敬舊宅店舖入口
圖版第一七	伊能忠敬舊宅母屋座敷
圖版第一八	伊能忠敬舊宅玄關內玄關
圖版第一九	伊能忠敬舊宅土藏
圖版第二〇	舊崇廣堂藩學當時建物配置圖
圖版第二一	舊崇廣堂敷地實測圖
圖版第二二	舊崇廣堂正面實測圖
圖版第二三	舊崇廣堂講堂測面實測圖
圖版第二四	舊崇廣堂講堂橫斷面實測圖
圖版第二五	舊崇廣堂御成門正面側面斷實測圖
圖版第二六	舊崇廣堂表門平面實測圖
圖版第二七	舊崇廣堂表門實測圖
圖版第二八	舊崇廣堂御成門
圖版第二九	舊崇廣堂講堂
圖版第三〇	舊崇廣堂講堂內部
圖版三一	舊崇廣堂安政増築一部及倉庫

圖版第三二	新地貝塚全景
圖版第三三	新地貝塚貝層斷面
圖版第三四	新地貝塚土器埋沒狀態
圖版第三五	新地貝塚發掘土器
圖版第三六	新地貝塚發掘石器
圖版第三七	新地貝塚發掘骨角器
圖版第三八	新地貝塚發掘貝輪
圖版第三九	高山陣屋趾指定地域圖
圖版第四〇	高山陣屋古圖
圖版第四一	舊高山陣屋正門及玄關
圖版第四二	舊高山陣屋庭園及御米藏
圖版第四三	松本城指定地域實測圖
圖版第四四	松本城古圖
圖版第四五	松本城本丸及二ノ丸現狀(飛行寫真)
圖版第四六	松本城天守閣東面及南面
圖版第四七	松本城渡櫓及月見櫓
圖版第四八	松本城本丸西北面及西面
圖版第四八	松本城天守閣西面及本丸東北面

圖版第四九	一乘谷朝倉氏館趾實測圖
圖版第五〇	一乘谷朝倉氏館趾
圖版第五一	一乘谷諏訪館趾實測圖
圖版第五二	一乘谷諏訪立石附近全景
圖版第五三	一乘谷諏訪立石附近の礎石及南陽寺趾
圖版第五四	南陽寺趾實測圖
圖版第五五	西山光照寺趾實測圖
圖版第五六	西山光照寺趾
圖版第五七	西山光照寺趾石佛
圖版第五八	西山光照寺本堂趾前石佛
圖版第五九	西山光照寺本堂趾石佛
圖版第六〇	盛舜上人供養碑及結界石
圖版第六一	丸岡藩砲臺趾實測圖
圖版第六二	丸岡藩砲臺趾全景
圖版第六三	丸岡藩砲臺趾外面及内面
圖版第六四	法皇山横穴第一號實測圖
圖版第六五	法皇山横穴第二號實測圖

圖版第六六	法皇山横穴第七號實測圖
圖版第六七	法皇山横穴第八號實測圖
圖版第六八	法皇山横穴第九號實測圖
圖版第六九	法皇山横穴(號外)實測圖
圖版第七〇	法皇山全景及横穴前面
圖版第七一	法皇山横穴第二號及第七號玄室内面
圖版第七二	法皇山横穴第八號玄室内面
圖版第七三	法皇山横穴發見遺物
圖版第七四	大岩山日石寺全景及不動堂
圖版第七五	不動明王岩壁面
圖版第七六	二童子、傳行基菩薩、阿彌陀如來(岩壁面)
圖版第七七	牟佐大塚古墳封土實測圖
圖版第七八	牟佐大塚古墳斷面圖
圖版第七九	牟佐大塚古墳石槨圖
圖版第八〇	牟佐大塚古墳
圖版第八一	牟佐大塚古墳石槨及石棺
圖版第八二	四ツ塚古墳位置及實測圖

圖版第八三	蒜山南麓平原及四ツ塚古墳全景
圖版第八四	四ツ塚古墳第一號石槨及外形
圖版第八五	四ツ塚古墳第一號石槨玄室及遺物
圖版第八六	四ツ塚古墳第一號遺物
圖版第八七	四ツ塚古墳第一號遺物
圖版第八八	高松城址地籍圖
圖版第八九	高松城址全景
圖版第九〇	高松城本丸址
圖版第九一	高松城水攻築堤址(蛙ヶ鼻)
圖版第九二	高松城水攻築堤址(足守川副堤)
圖版第九三	長門鑄錢所址實測圖
圖版第九四	長門鑄錢所址
圖版九五	長門鑄錢所址遺物

# 史蹟調査報告 第六輯

## 京都府

### 丹後國分寺



京都府與謝郡府中村大字國分にあり。場所は古來日本三景の一として謳はれた天橋立の所在地である。宮津灣に臨み、後に成相山を控へ、男山を経て岩瀧に通ぜる府道に沿ひ、更らに一段高い地點にあり、風光の美と交通の便を兼ね併せたところである。其昔堂塔伽藍備り輪奐の美を漾はした時代は、眞に畫中のものたる感があつた事と思はれる。山内侯爵家の所藏にかゝる畫聖雪舟の筆と傳へられる天橋立の圖にも描寫されてゐる。

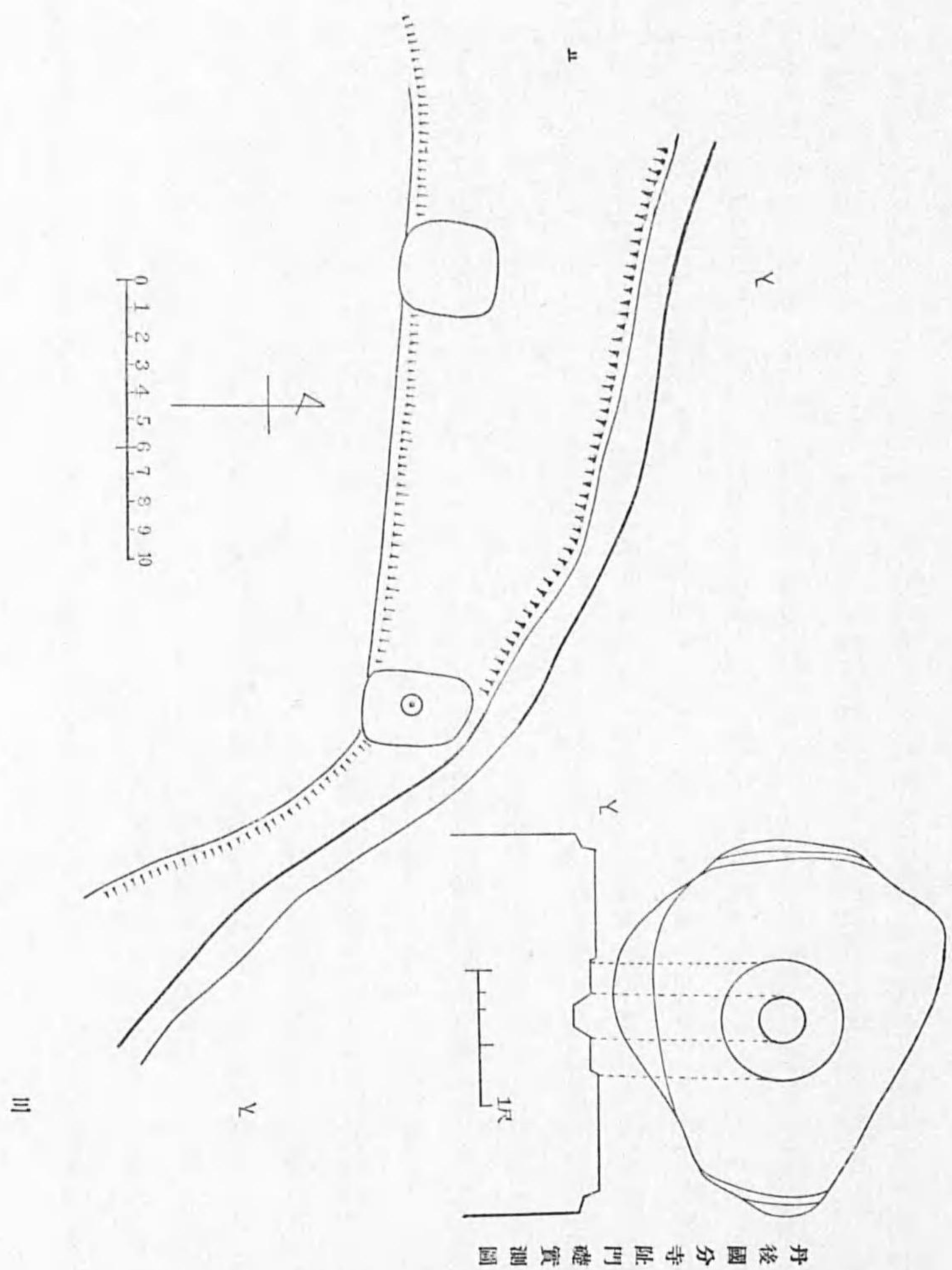
現在の國分寺は街道より少し離れた、字丸山と呼ぶ成相山の裾に當る丘陵を開鑿して建てられてゐるが、其の寺門より一段低い、字本堂屋敷と呼ぶ、地域は、國分寺の舊址で附近は可なり廣く且つ平坦で、寺大門寺ノ下トへ長老坊等の字名を存し、上記の字本堂屋敷には現に土壇を存し礎石三十餘個が残されてある。而して此土壇の中心から西南約百八十尺を距てた字松原の水田と畠地との境目に、方形の礎石群がある。又本堂屋敷所在の土壇の中心より南方約二十六尺の地點にも、亦二個の礎石が残されてある。

本堂屋敷内土壇礎石所在の地點は六百十五番の地籍内で、稍長方形約四尺の高さの土壇を



（る據に圖地一分萬五部量測地陸）置位址寺分國後丹×

存し、南面横列第一列の礎石は多少異動してゐるが六個完存し、第二列は東西の端に纔かに一個づゝを存せるのみ、第三列は六個全部完存し、舊位置にあるものと認められる。第四列は東端の分一個西端の第一第二の二箇、第五列は六個数だけは完存してゐるが、何れも多少異動してゐる。第六列も同様、但し此列の西から第三番目の分に圓形の造出が微かに認められる。第七列は東端第一番目の分一個異動してゐるが、他は舊位置に存し六個分完全してゐる。今異動のないと思はれるものに就て真心の距離を計るに東西の列は大約十二尺乃至十三尺、南北の列は約十尺で、南北七個東西六個宛の配列上より察し、五間六面の建築物が建てられたものかとも思はれるが、所謂建武再興記に載せたる順律房の願文によれば五間四面の堂宇が建てられたやうである。其位置及宇名等から察して、舊國分寺の金堂の址と認められ



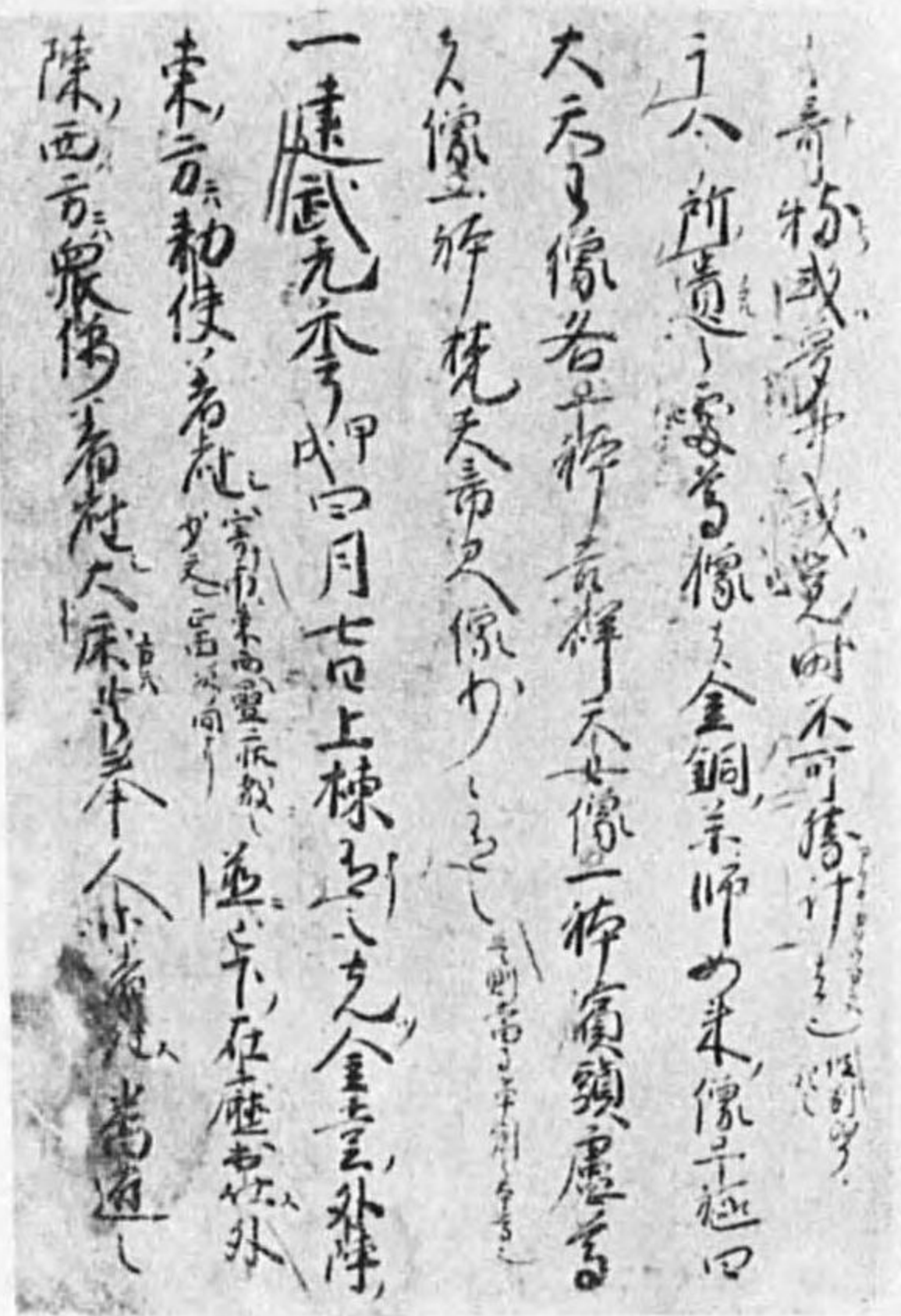
丹後國分寺址門礎實測圖

るところで、其南方臺地の端に、約十八尺の距離を保ち置かれてある。二個の礎石は恐らく門礎であらう。而して二個の礎石とも火に罹つてゐる。殊に其東側にある分は、石面甚だしく剝落してゐるが、元は表面に徑二尺五寸、高二寸五分の圓形の造出が加工されてあつた由である。尤も今も多少その佛は存し、中央に二重の柄孔が穿たれ、孔は上段は徑八寸、下段は徑三寸二分である。土地の人々の傳ふところによると、此礎石の附近には元小さい礎石が多く残されてあつたのを掘り取て石垣に使用したと云ふてゐる。誠に惜むべき次第である。

又金堂趾の西南にある礎石群所在地は、俗に塔屋敷と云ひ、東側の半分以上は畑地であるが、西側の一部分は水田となつてゐるので、西側礎石の一行は石材の殆ど全部を露出してゐる。礎石は全部十六個、各石の間約七尺五六寸の距離を保つて、四列方形狀に配置され、口碑と礎石配置の狀態から察して塔趾と認められる。而して本礎石群の内にも第一列の東端の分に造出ある礎石が一個使用されてゐる。唯此塔趾には他の古塔趾に見受ける處の心礎を缺いてゐるばかりでなく、各石間の間隔よりするも、中央に心礎を容るゝ餘地がない。今礎石配置上から察して小形の塔が建てられてゐたのではないかと思はれる。

雪舟筆の天橋立の圖中には、向て右に本堂其左に塔が描かれてある。上記の礎石配置狀から見て、恐らく當時此等礎石上に建てられてあつた、國分寺の堂塔を描いたものと察せられる。門礎の正面に堂趾があり、其向て左に塔趾のある配置上から考へると、古い時代の堂塔配置の狀を示すもので、上記礎石の附近には布目ある古瓦片が多く散在してゐる。その文様ある

ものは少ないが、現國分寺には同所發見の唐草紋の花瓦の破片を所藏してゐる。小さい破片ではあるが、珠紋帯の間に配せる唐草紋の雄麗さは正に奈良朝創建當初の遺瓦と認められる。唯現存礎石配置の狀態は、奈良朝創建當初のまゝであるか否かに就ては、京都府調査員の報告によれば、一ノ礎石ノ示ストコロ粗ナル造リニシテ、且ツ規模小ニ國分寺草創當時ノモノトハ解シ難ク、内ニ門礎ノ一ノ如キ古キ礎石ヲ混用スルコトニ依リテ、是等ガ再建ノ際ノ礎ナルヲ思ハシム云々と云はれてゐる。即ち其再建云々説の由來は、今同寺に藏せられてゐる建武再興記と假りに名付らるゝ古寫の記録に嘉暦元年の頃國分寺住職圓源房宣基、荒廢せる國分寺再興の發願をな



(記興再武建)記古藏寺分國

し、後醍醐天皇特に繪旨を下され、嘉暦二年五月八日に斧始を行ひ、九月四日

立柱、同三年十月丹後國司權介藤原助忠の宿所より本尊を寺に移した由を記し、更らに六年後の建武元年四月七日に上棟式、同九日に金堂供養の盛大なる式を行ひ、又同八月七日夕刻に本尊移徙の式を行ひ、翌八日舞樂の催があつた事を述べてゐるのに據るのであるが、其記事に年

代と于支との間違などもあり記載の點にも曖昧なところがあつて、記事の全部を其儘信ずる事は出来ないけれども兎に角大體は之を察する事が出来やう。而して同書に記載されてある咒願師金剛心院長老順律房の願文には其堂宇の規模を稍々具體的に述べてゐる。曰く……丹後國分寺者塵外境勝砌也、有圓源比丘事當寺修營嘉曆之昨唱道俗、始木巧建武之今達國司、成花麗、廼建立五間四面堂舍、一字奉安置金銅藥師如來像一軀、建立僧堂一字、七間僧房二字、庫院一字、抑弟子備相位乎、忝累葉之歷仕掌吏務乎、整伽藍之供養、擇支于之甲吉、令演祝其子細敬以、被上人爲導師矣云々

此記録の記事に徴し、建武年間に再興された事を認められるのであつて、礎石の配置及移動並新舊を混用する次第も恐らく此際行はれた事と考へられるのである。尙現國分寺には記録覺と題する一文書を傳へてゐる。

記録覺

- 本堂 拾間四面
- 重之塔 三間四面
- 一護摩堂 五間四面
- 一鎮守 貳間四方
- 天王 三間四面
- 鐘二尺五寸 貳間半二貳間

一、國分寺

拾三間ニ五間

一、長良坊

七間ニ四間

□天和三亥年六月十日流水破損仕候

國分寺當住 祐 之 代

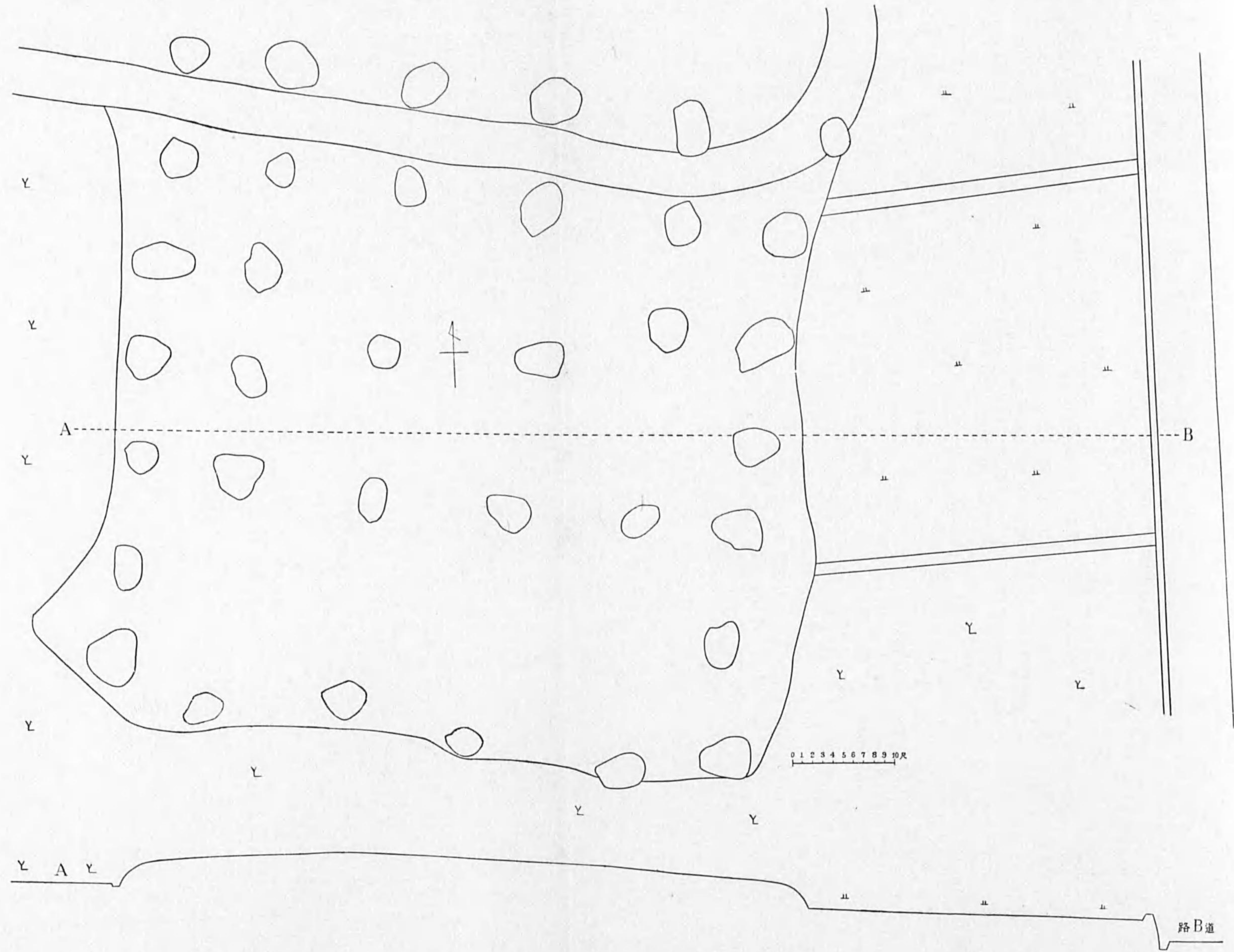
蟲損の箇所あり不明の點もあるが、國分寺に屬する堂舎が天和の洪水に破壊したことは明であり、本堂拾間四面を拾間四方の意なりとせば、字本堂屋敷にある礎石上に建てられてあつたものと認められる。次行の□□の上は一で、次は五であるか三であつたかは蟲損の爲め判明せぬ、護摩堂址は字天王山六百十四番の地域内にあつたと云はれてゐる。鎮守と天王と二つあつたやうに出てゐるが、鎮守は今宅地になつてゐるあたりにあつたと云はれ、天王社址は金堂址の西字天王にある社地で、爰は地名既に天王と云ひ、俗に牛頭天王山と呼ぶるゝからには、記録覺の天王に當るものと考へられる。又國分寺拾三間ニ五間とあるは、國分寺庫裡の意と解せられる。「長良坊七間ニ四間」とあるは、字名に長老坊とある地點にあつたもので、老良は同音相通じて記されたものと思ふ。

兎に角國分寺の舊建物は天和三年の水害に罹り、上來述ぶる如く變遷異動はありても、其所存し舊規の認むべきものがあるので、保存要目史蹟部第二によつて、昭和五年九月史蹟に指定された次第である。

丹後國分寺地籍圖



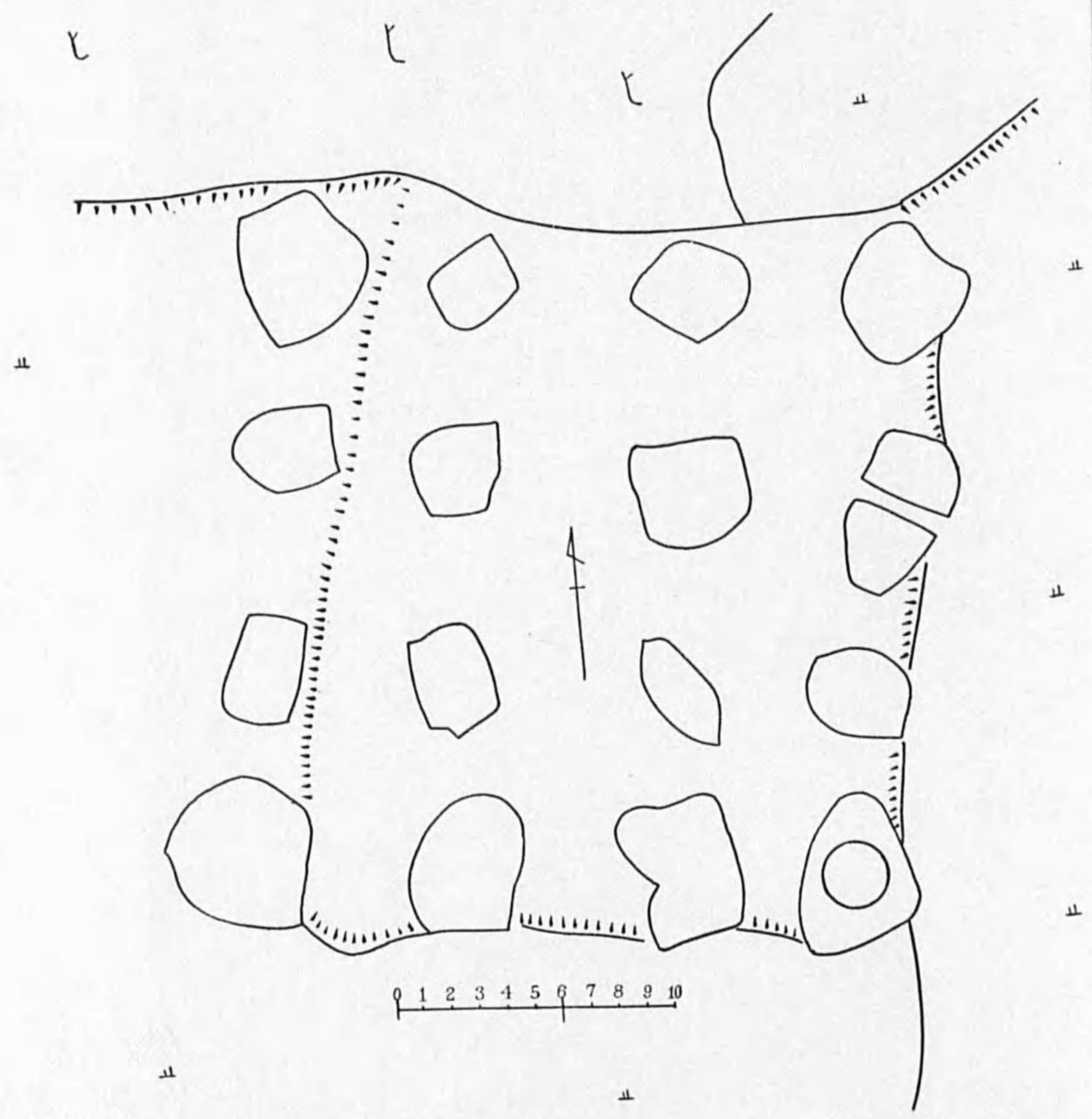




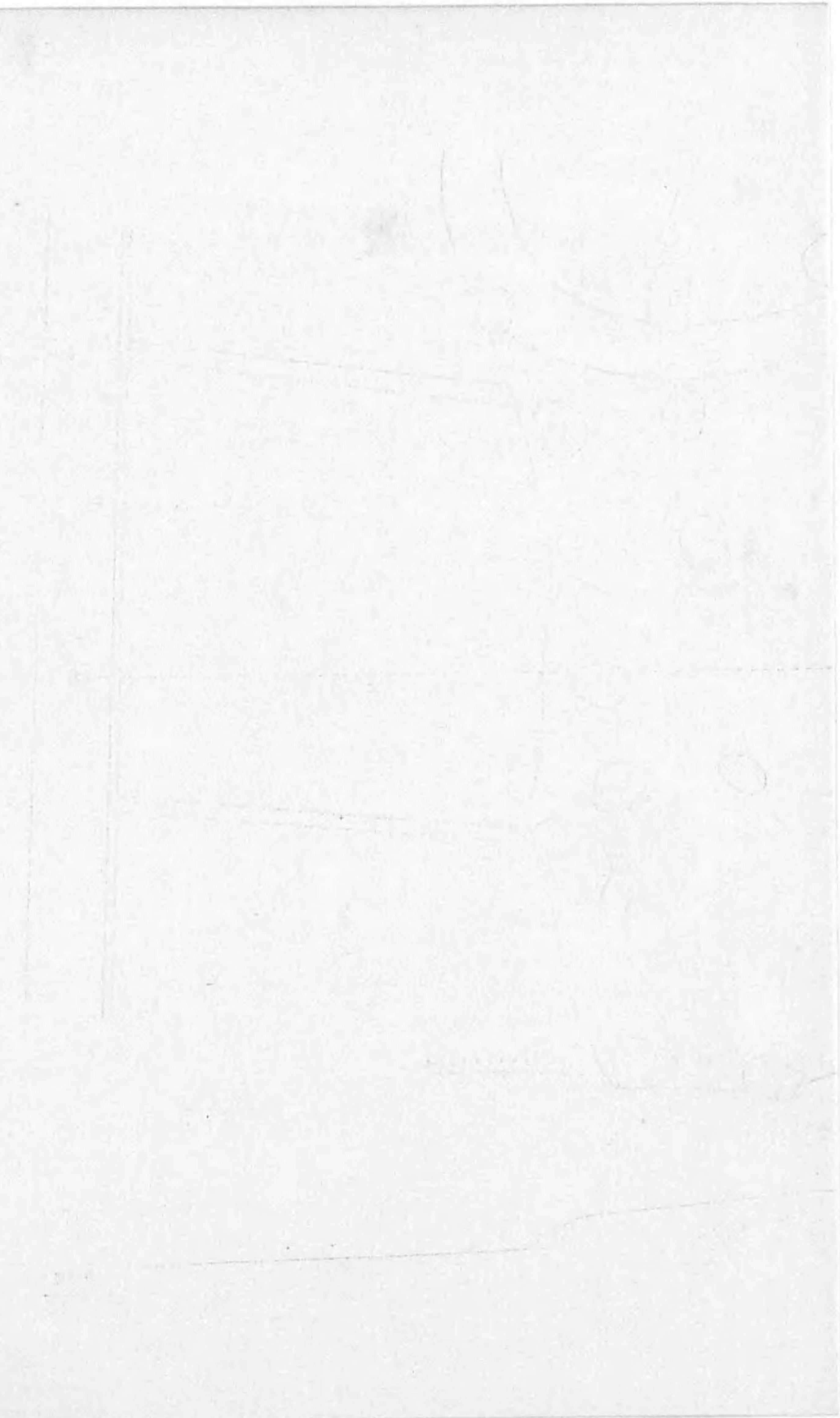
丹後國分寺金堂趾礎石配置實測圖

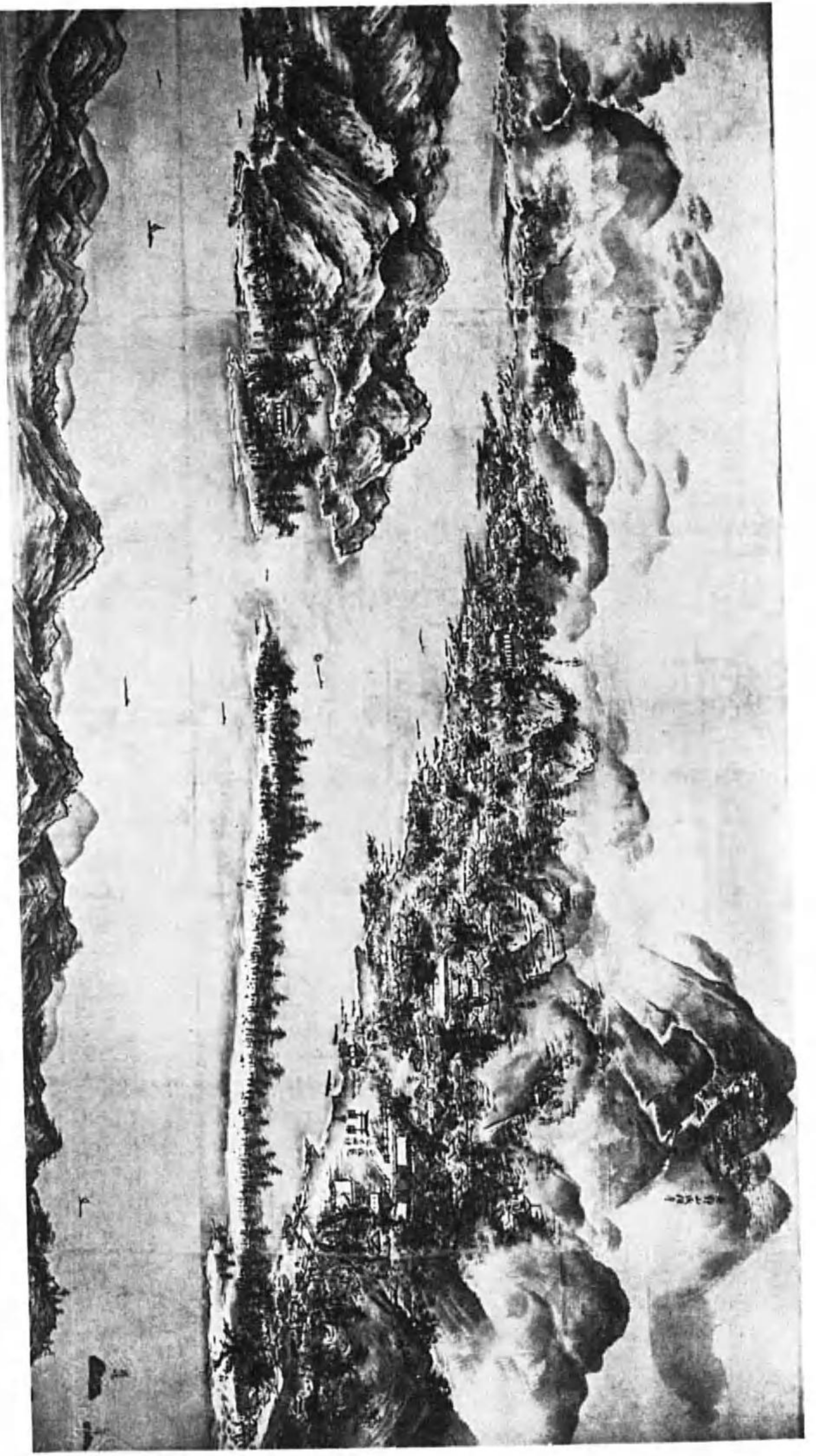
丹後國分寺塔趾礎石配置實測圖

圖版第三



丹後國分寺塔趾礎石配置實測圖





（源家磨侯内山）圖之立橋天 筆舟雪傳

圖版第四



石礎(陸堂金)陸寺分國後丹



石礎(陸塔)陸寺分國後丹



礎門陞寺分國後丹



礎門陞寺分國後丹

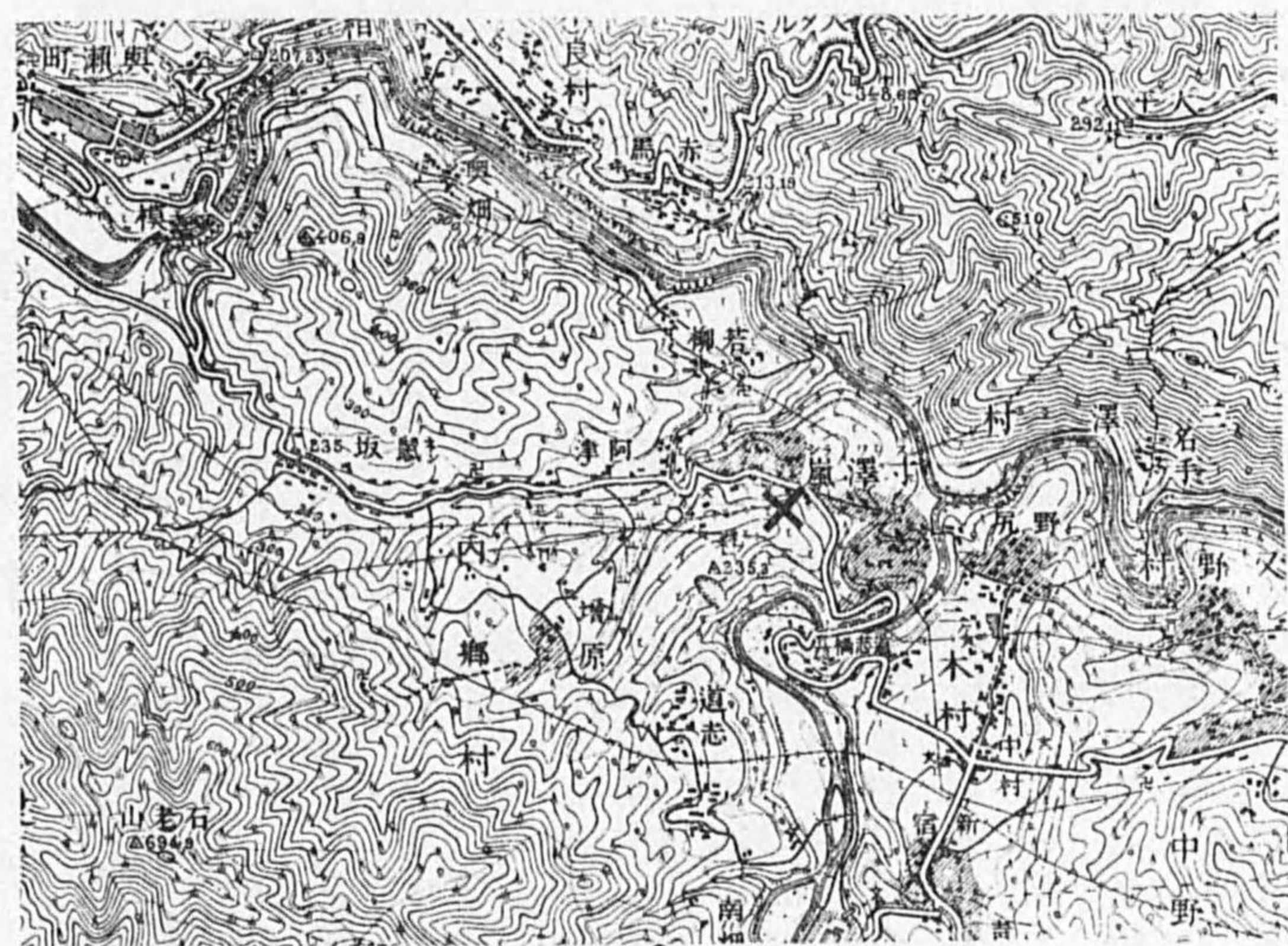
神奈川縣

寸澤嵐石器時代遺蹟

神奈川縣津久井郡内郷村大字寸澤嵐にあり。場所は石老山の麓相模川と道志川の合流點に當る縣道中央線與瀬驛より厚木町に通ずる沿ひの地點で、丘陵の末端小字釜ノ上と小字寸嵐との堺にある。縣道より約十三間俚俗トネクボと稱するところで、東方は縣道を距て、相模道志兩河川合流點に直面し、遙かに城山を望み西方は俗稱反畑ソリハマの丘陵に圍まれ、眞に形勝の地である。

遺蹟地は元道路敷と宮崎律氏宅地との境界點で昭和三年同氏其新宅を營み、且つ其前面空地に植樹の際拾數個の石を發見せしに端緒を得同年七月全石敷を發掘した次第である。

石敷は略々半圓形に徑一尺内外の河原石の平面なるを選び平に敷詰め各石間の透間には二三寸大の小石を填め床の用途を示してゐる。而して其稍々中央に六角形の爐趾と認めらるゝものを存し、又石敷の北端現存の縁石は豎に埋めて石敷と石敷外との區界を明にしてある。而して爐趾の西方に當る部分には發掘當初其敷石を缺きしが該地點石敷は最初植樹の際無意識に取り除かれたる部分に當り、其發掘せる石材は尙保存されてゐる。唯今日となつては、如何なる配置状態にあつたかの正確なる事を知るに由なきを遺憾とする。然し其後石敷全部を露出して置くに當り、傍近敷石の移動を恐れ、約六個同所發掘の石材を以て、一時假に補つたとの事で、指定直前撮影の寫真面には、完全せる如く寫されてゐる。尤も其何れの部分



(る據に圖地一分萬五部量測地陸) 置位蹟遺代時器石嵐澤寸×

を補つたかは、發掘直後に寫した寫眞及實測圖に依て指示する事は出来る。然しこれは將來誤りを生ずる恐れあるので、保存設備の完了を待て勿論取り除かるゝものである。又爐趾より東方に向けて二尺の幅で半圓外延長五尺程石が敷れてある。殊に爐趾に接近の部分は、左右側には比較的大形の石を据えて區劃を明らかにし、且つ區劃された部分の敷石は、他の石敷より少しく低く据えられてゐる。此東方に延長せる部分の石敷は、入口より爐に至る通路を意味したもののやうにも思はれる。而して石敷なき略半圓部分内は、爐に至る石敷の向て左側に石皿の過半部と石敷と同大の河原石二個を存するのみ、殊に石敷の此面に接する境界の列石は略々直線に整然

として完存し、其區劃の儼然たる状態を示し、且つ此部分は元道路敷の直下に當り、從て深く掘り採り去られたとは思はれぬから、現存石敷外の略半圓の部分には、中央爐趾に通ずる一條を除き、石敷を缺いてゐたものと解せられる。聞くところによれば、發掘當初此石敷なき部分より、少數なれども土器の破片や石斧等を掘り出したとの事である。思ふに此部分は座臥以外の場所、厨とか物置とか云ふ所かも知れぬ。然し其否やを決定するのには、尙他日の研究を俟ねば輕くには決し兼ねる。現在石敷の場所は、西北部は段丘の傾斜部に面せるを以て約四尺、東方は石敷を被ひたる土を掘り揚げて道路敷となせしを以て、同じく約二尺八寸の堤層によつて圍まれ、又南方は石敷と地盤とは一尺ばかりの差があつたが、發掘後保護上及境界を明らかにする爲、築かれた高約二尺の土堤に圍まれてゐる。

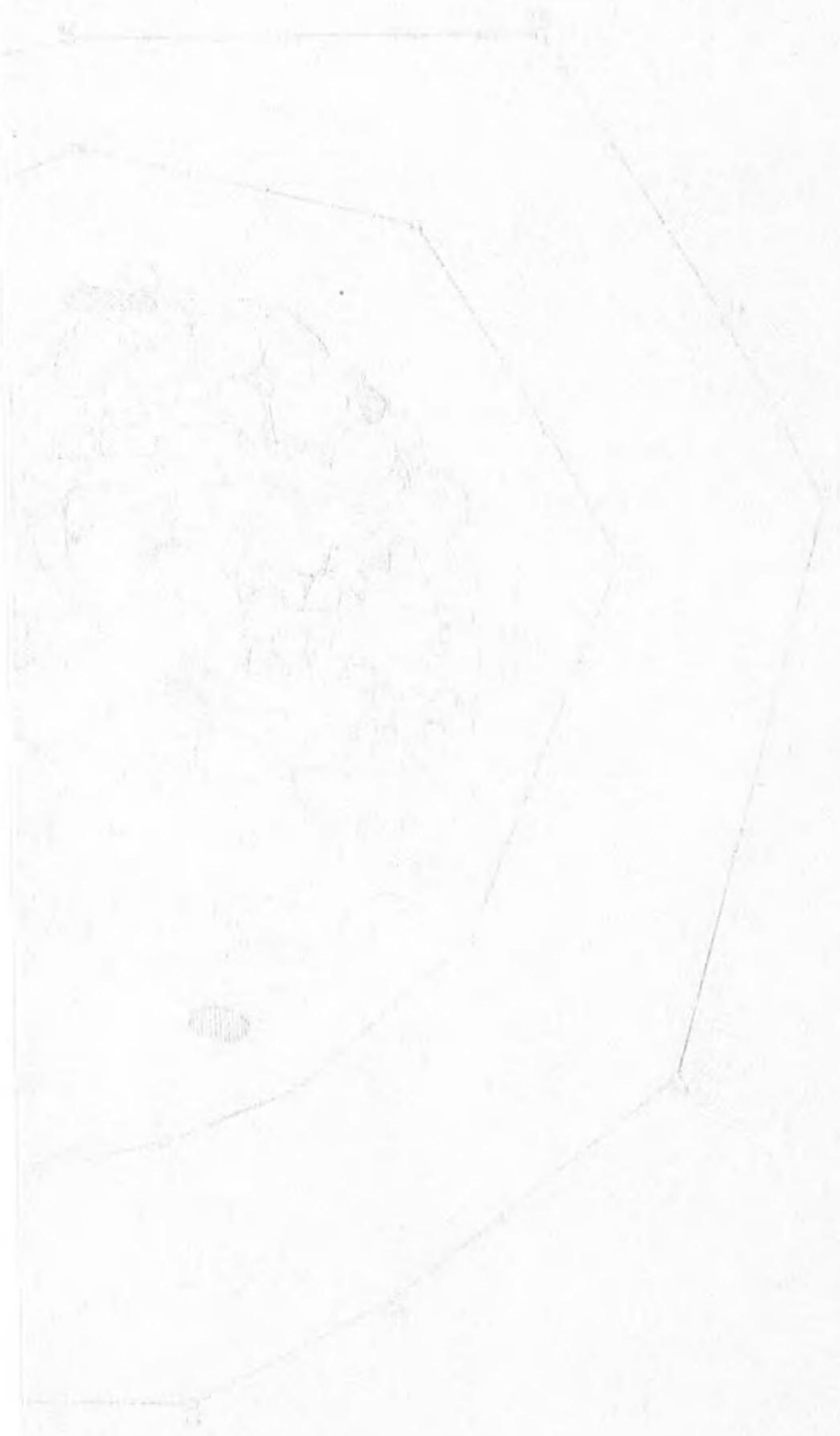
石敷の中央西端より東端 半圓外に延長せる石敷を含む 長さ十六尺、東西長さ十尺六寸、南北の長さ十四尺七寸あり。爐趾は同形大の石六個を以て六角形に据え、内法一尺八寸、中に焼土木炭灰等を存し、縁石は焼かれてヒビ割れてゐる。

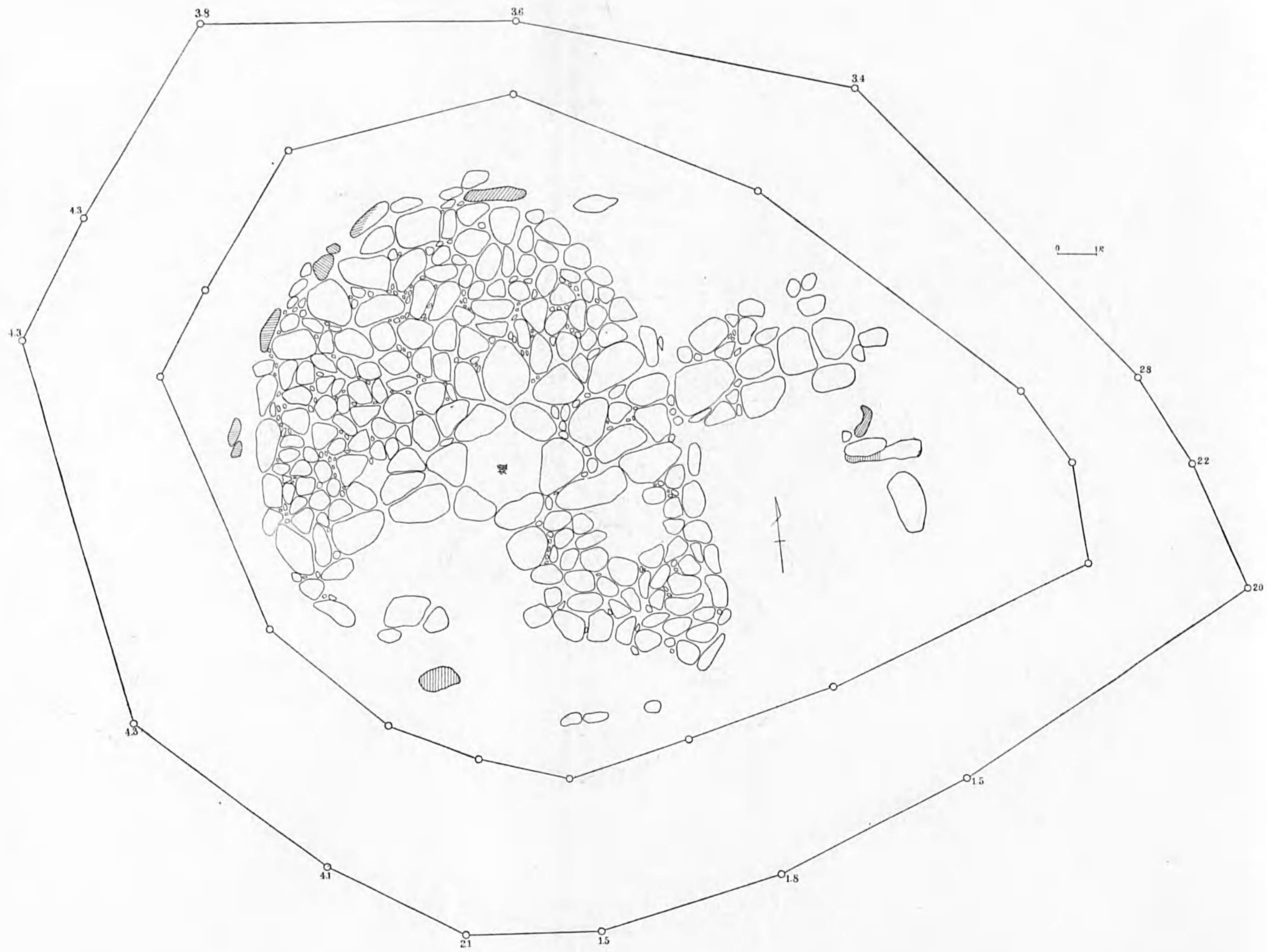
本遺蹟の石敷は、既に指定せる東京府南多摩郡南村高ヶ坂、同郡横山村船田兩石器時代遺蹟の分と同一構造同性質の所謂住居趾で、既に指定せられた遺蹟とには、一長一短の差はあるが、其石敷のほゞ完全せる點に至つては、遙かに勝つてゐる。殊に爐趾の据え石の形状既知の分と多少異り、且つ住居趾分布状態を考察する上にも、其所在の保存を必要と認められるので、保存要目史蹟部第九によつて、昭和五年十一月史蹟に指定された次第である。

尙これと同種の石敷は附近に六七箇所散在してゐる由であるが皆破壊されて今に其形迹を留めてゐるのは指定された分のみである。

寸澤嵐石器時代遺蹟住居趾敷石實測圖

寸澤嵐

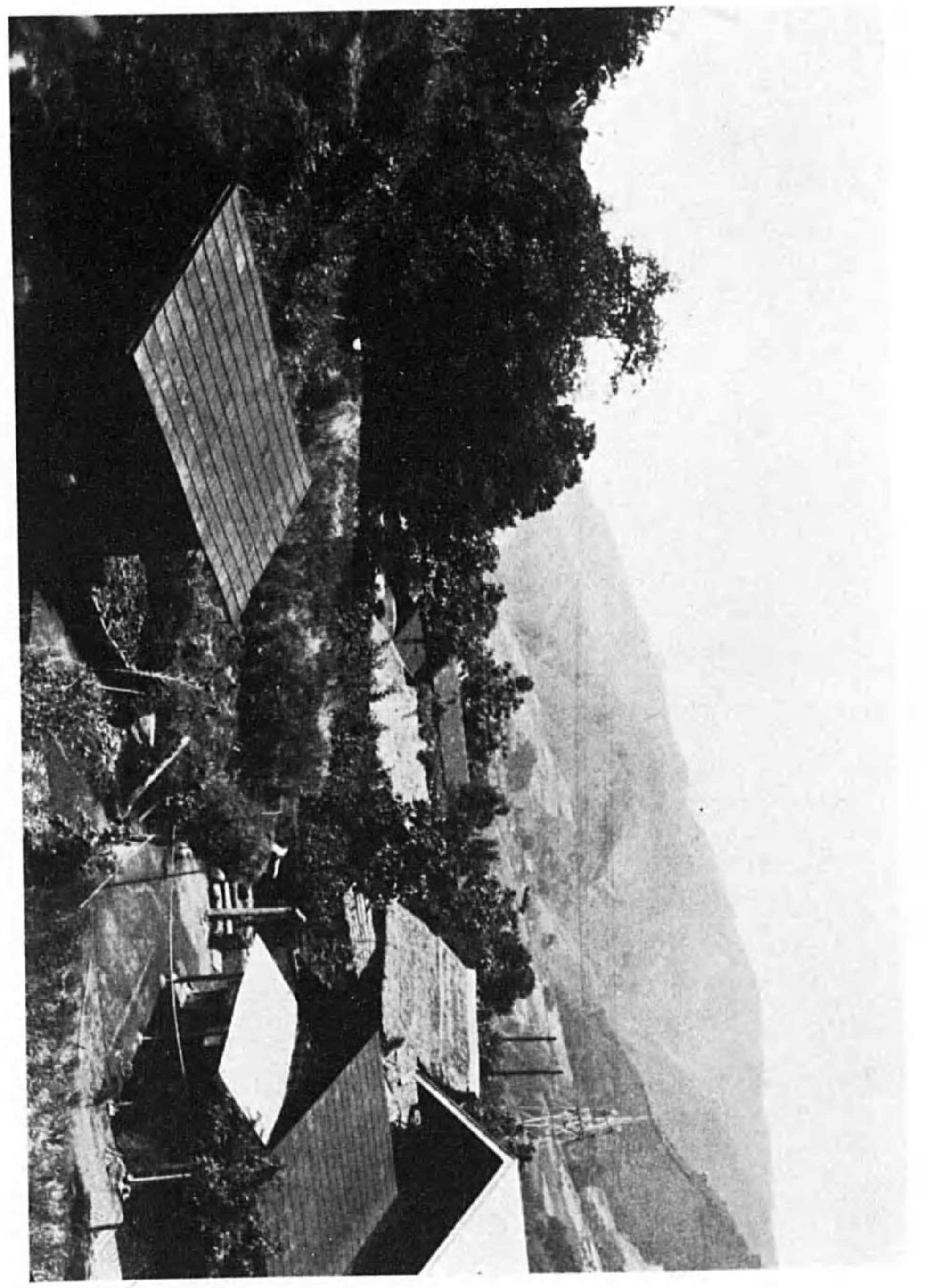
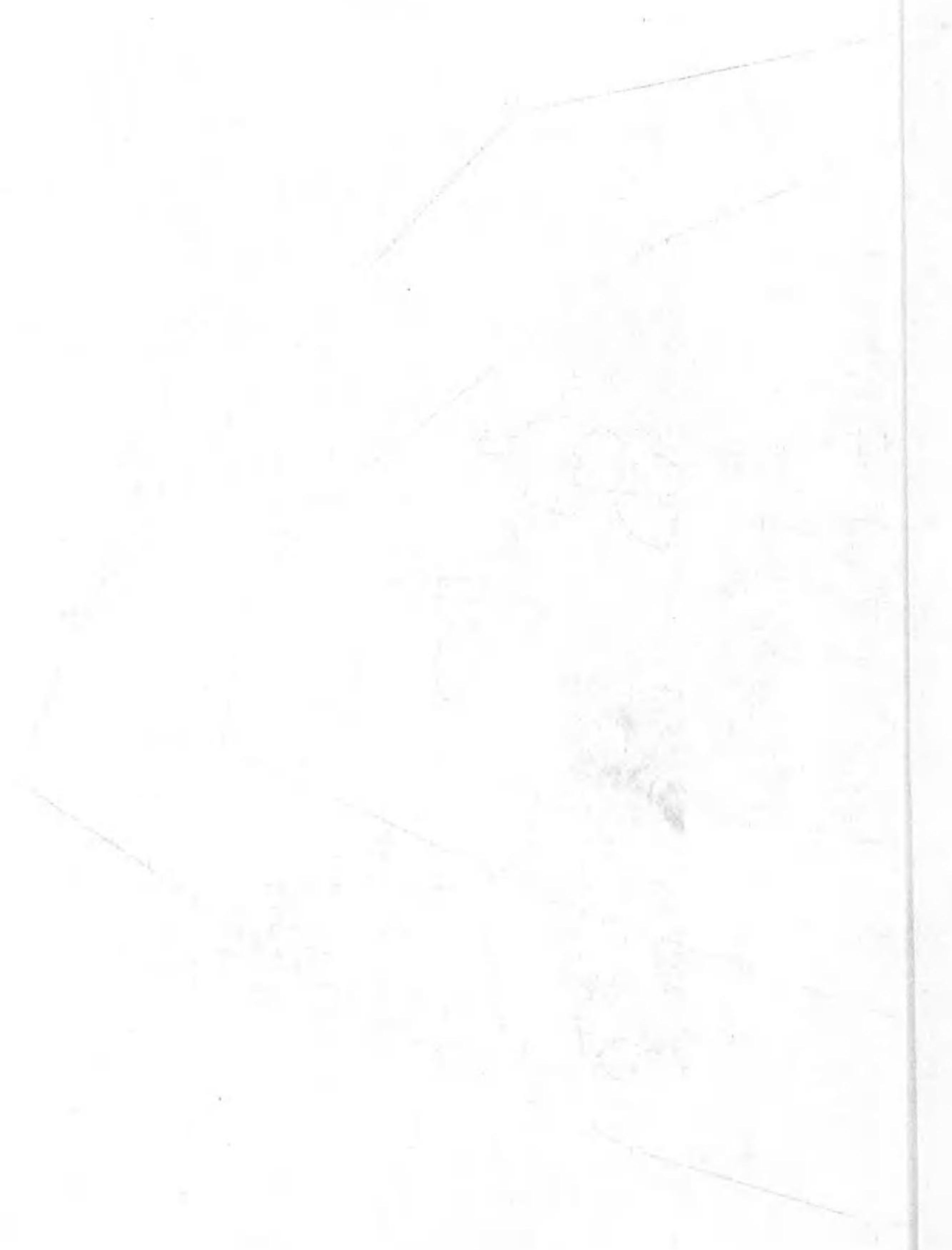




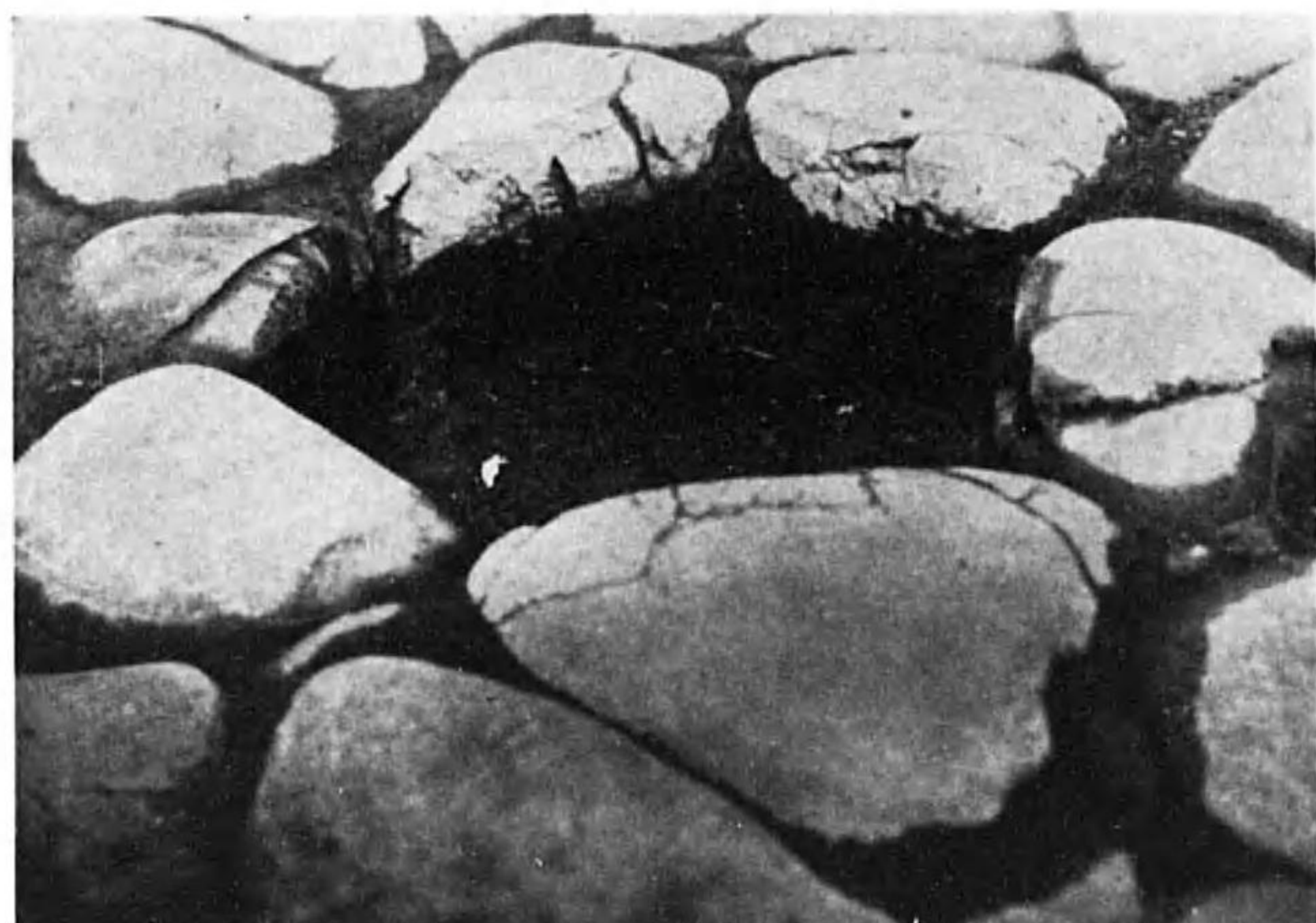
寸澤嵐石器時代遺蹟住居址敷石實測圖



石風潭右時代遺蹟全泉



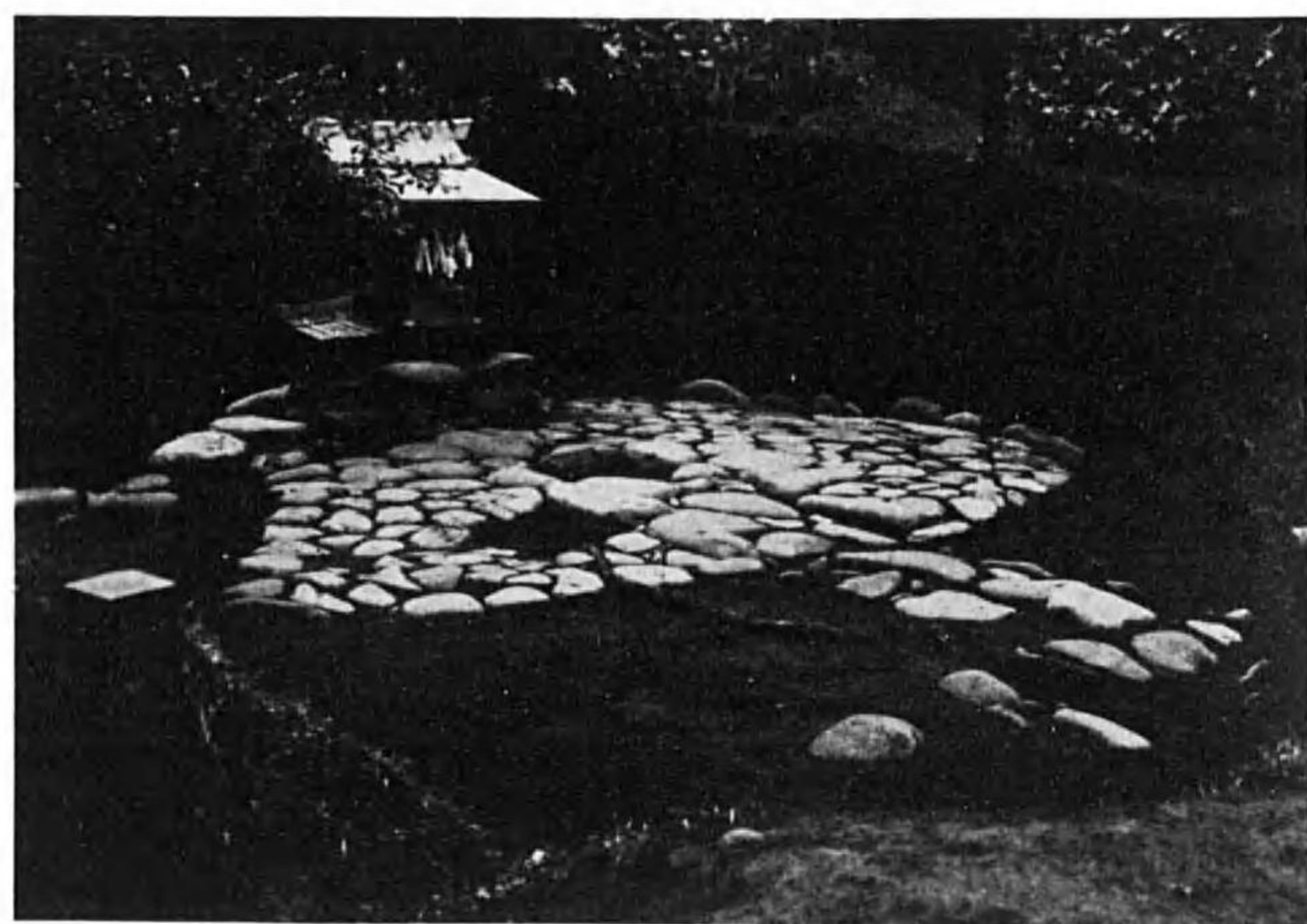
泉全蹟遺代時器石風潭



寸澤嵐石器時代遺蹟(爐趾)



寸澤嵐石器時代遺蹟(爐及敷石)



寸澤嵐石器時代遺蹟(敷石) (昭和五年七月攝影)



寸澤嵐石器時代遺蹟(敷石) (發掘後直撮影)

物遺掘發蹟遺代時器石嵐深寸



(器 石)



(器 石)



(片 器 土)



(皿 石)

千葉縣

良文村貝塚

千葉縣香取郡良文村大字貝塚にあり、場所は鐵路銚子線旭町驛より行くのを便利としてゐる。即ち旭町より萬歳村萬歳を経て、神代村大久保に至り、これより洪積臺地に登り同村宇宿より左折して本貝塚所在地に至るのである。

東方に利根川を控へ、北西約三十町にして小見川町に接す。即ち利根川沿岸に發達せる洪積臺地の一地點である。而して貝塚は洪積臺地と沖積平地と入り組み錯雜した地形の臺地上、宇羽ノ内海ノ内北ノ入榎谷臺畑東谷の六字地に互り散在するのであつて、該臺地は谷底沖積地より約百三十尺程の高さを有するのである。貝塚は其層の厚巾同一ならざるも、巾は大約十五六尺より二十尺内外に及び層厚又約六尺より十尺内外のもの、點々散在してゐる。依て大山氏はこれに貝塚群の名稱を附してゐる。

其地名既に貝塚と稱し、貝塚所在を明示せるに係らず、從來近くの阿玉臺貝塚の名稱に壓せられて、人口に膾炙するに至らず、公爵大山柏氏發掘調査して、世に名を爲すに至つた。

大山氏は二回に互り發掘し、同地有志又同氏の監督の下に宇臺畑の一部を發掘せり。大山氏發掘採集の遺物は全部其研究所に收め、同地有志發掘採集の遺物は同地區有として、同地に保存せらるゝ事となつてゐる。今千葉縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第七輯に載する、良文



(る據に圖地一分萬五部量測地陸) 置位塚貝村文良×

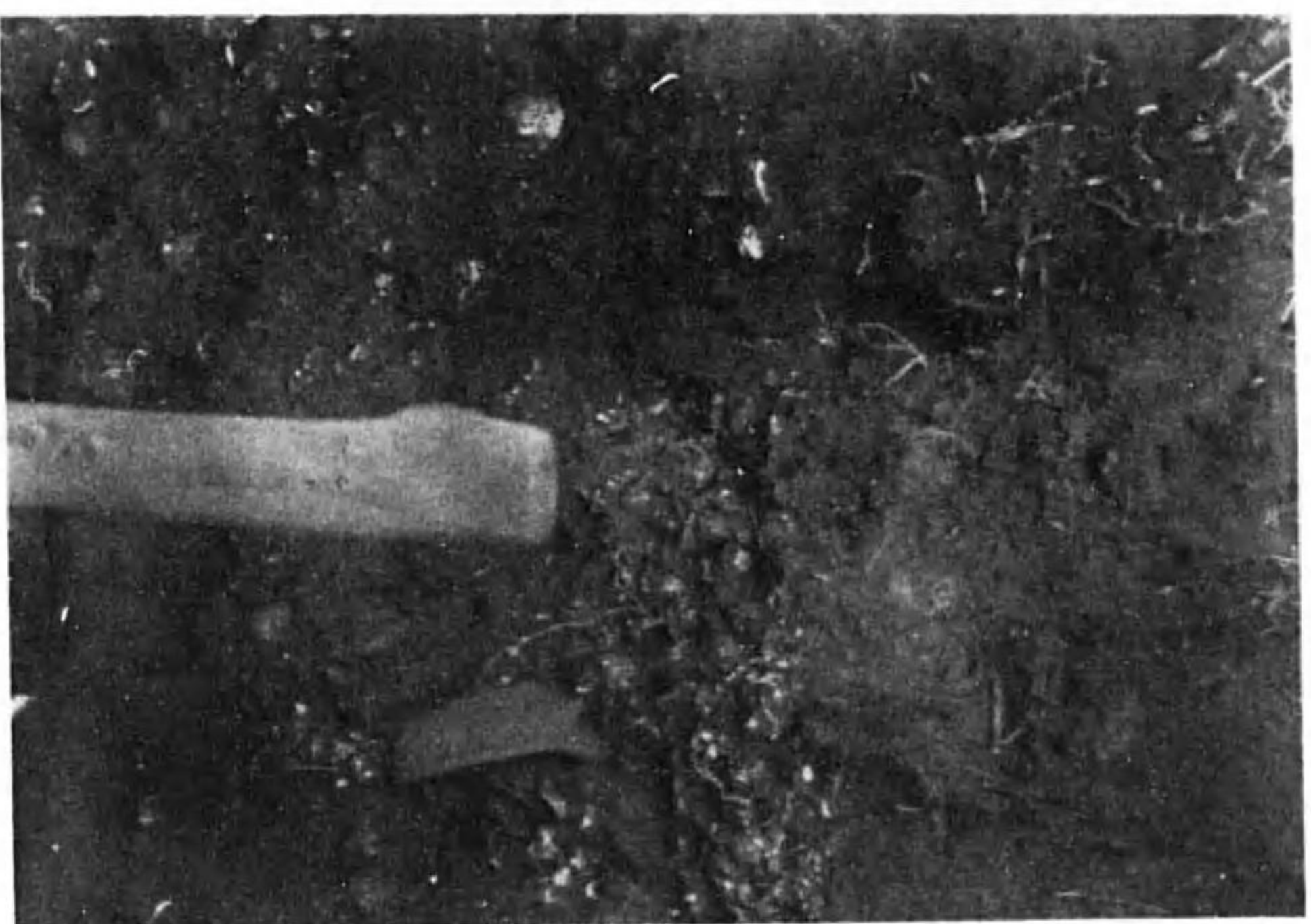
一四

村貝塚調査概報並本省囑託員の調査の際試掘せる結果に徴するに、表土は一尺五六寸より二尺内外、其一部は黒土貝殻混在の所謂混土貝塚にして、其下純貝層なり。純貝層の下は若干の黒土黒褐色ありて赤土層に達してゐる。貝層は二三尺より五六尺に及び、最も厚き部分は約十尺を算してゐる。積成の貝殻は、はまぐり最も多く、しほふき、之に次ぎ、其主成の貝類は鹹水産のものなれども、「じくみ」かわしんじゆ等の淡水産のものも多少混在してゐる。而して貝層中より小數なれども人骨を出し、其他魚骨、獸骨、土器、石器、骨角器等を出してゐる。魚骨中には「ふぐ」「さめ」「すき」「たい」等があり、獸骨類には猿、鹿、猪、犬、鯨等がある。又遺物中土器類最も多く、大山氏の報告によれば、土器は貝層下部、褐色土層の境界部に多かつたと云はれてゐる。土器は所謂縄紋式で大部分其作精ならず、且厚手の分が大部分を占めてゐるが、薄手の分も混

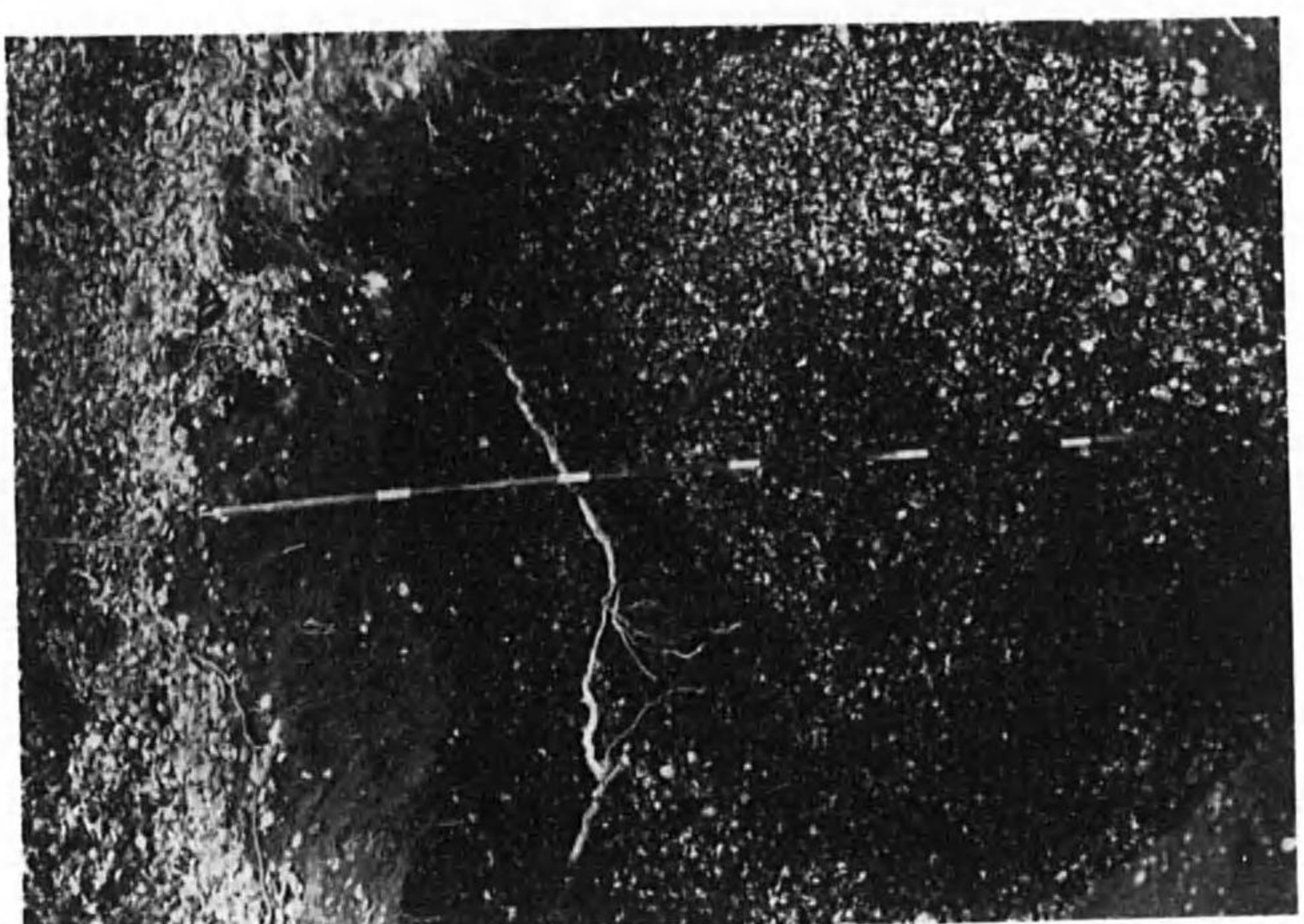
じてゐる。

之を要するに、本貝塚は關東貝塚通有のもので、別に特色の點を認め得ないが、唯多く散在するのと、其所在地點從來人口に膾炙せざりし爲、幸に濫掘の弊をまぬかれて、舊態を留むる點多きを以て、人類學考古學上の重要遺蹟として保存するの要あるを以て、保存要目史蹟部第九によつて、昭和五年二月史蹟に指定せられた次第である。

尙指定區域は字羽ノ内二〇〇四番、字海内二〇二〇、二〇三二、二〇三三、二〇三四番、字北ノ入二〇八五番ノ一、二〇八七番、字榎谷二一九番、二二〇番、字臺畑二二二番、二二六番、二二七番、二二八番、二四二番、二四四番、民有十五筆である。



(鹿野沼埋片器土) 塚貝村文良



(面斷器貝) 塚貝村文良



(藏會存保蹟遺村文良) 器土堀發塚貝村文良



(藏會存保蹟遺村文良) 器土堀發塚貝村文良



(藏會存保蹟遺村文良) 器土堀發塚貝村文良



(藏會存保蹟遺村文良) 器土堀發塚貝村文良

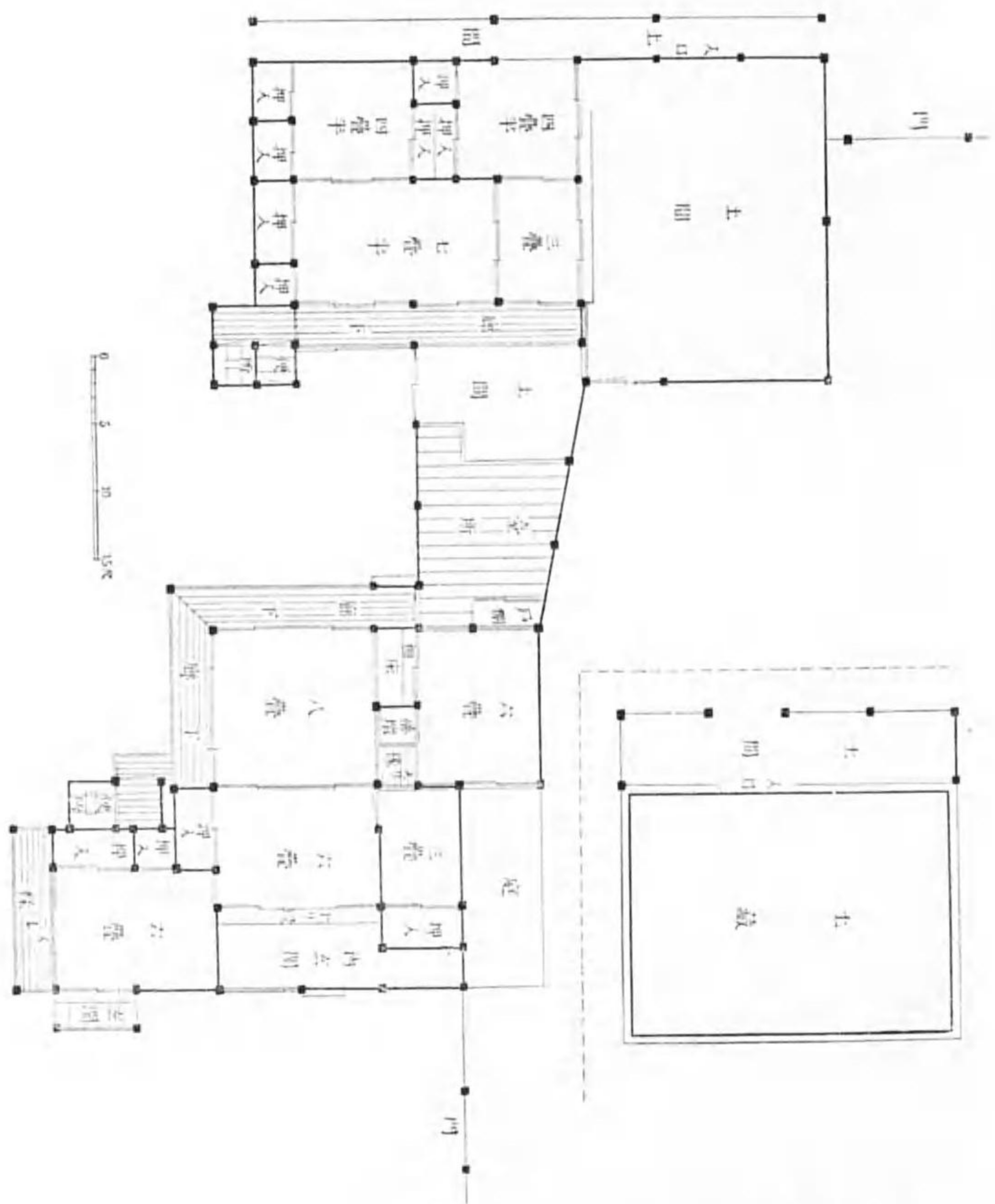
### 伊能忠敬舊宅

千葉縣香取郡佐原町にあり。場所は佐原町を貫通する佐原銚子線縣道小野川沿ひを右折、道路を距て、小野川に面せる、同町字本橋元イ千九百番及同所字田宿イ千八百九十九番の二筆に互る地域、其敷地は西方は道路に面し、南北兩側は民家に接し、東方は水路により堺されてゐる。而して敷地内の南寄りに、東より西に貫通せる溝があつて、東堺を流るゝ水の小野川に落る水路である。此水路は延享二年伊能忠良寫置の記文ある圖面に、既に記載しあれば、其開鑿は延享以前に係るを知る。而して其全敷地内には本屋の外、貸家及物置等が建てられ、忠敬舊宅は東西に貫通する溝沿ひに建てられ、店舗と母屋より成てゐる。共に平屋造瓦葺である。店舗は西方小野川沿ひの道路に面し、土間四疊半二室三疊一室七疊半一室の諸室より成り、其總建坪三十二坪、口碑によれば約二百五十年前、即ち忠敬より以前の建築であつて、今尙油店として使用されてゐる。同家は元酒造家であつたが、現當主三郎右衛門氏の祖父の時、造酒の業を廢し、油商となつたのであると云ふ。而して此店舗の東南に、又土間があつて、それより母屋の臺所に連絡してゐる。

母屋は八疊一室六疊三室三疊一室、玄關内玄關臺所等より成り、店舗とは離れて略々獨立の住宅を形成し、其總建坪二十四坪、母屋の玄關に至るには、店舗の南側の門を入り進むと、袖扉を廻らした第二の門がある。此の門より玄關に達するのである。玄關の右隣は内玄關で、玄關

の奥は六疊の部屋で突當りに押入があり、左は椽で溝に臨んでゐる。又内玄關は土間の突當りに上り段の踏板があり障子を距て、六疊の部屋である。其右隣は三疊の納戸、納戸の南側には中庭が設けられてゐる。更らに内玄關の次なる六疊の奥は八疊の座敷で、六疊の部屋との間は襖で限られ、座敷は西北に椽を廻らし、其北側椽は溝に臨み、且つ鈎手に便所が設けられてゐる。床は北面し、床の右隣は又襖で堺し、襖の内側はスリ椽で、床寄りの側面に佛壇が設けられてゐる。座敷の南側即ち床の裏手は六疊の居間で、其西に台所がある。以上五室一棟から成る母屋全體を、家人は忠敬書齋と呼び、店舗並附屬建物と區別し、先人を追慕する料としてゐる。母屋は寛政五年忠敬四十九歳の時設計建築に係るもので、忠敬は寛政六年十二月家督を長男景敬に譲り隠居、翌寛政七年五月出府深川黒江町に僑居をトしたのであるから、この新居に居住したのは一年餘りであるが、出府後と雖其歸郷の時は必ず此家に滞在起居せられたのであつた、従て其名聲を揚げ偉功多かりし測地の研究の一部も、又時に爰に於て致されたのである。母屋の玄關前内庭の東方溝を距て、二階建瓦葺の土藏一棟がある。十六坪の小倉庫ではあるが、同じく忠敬存生中の建築で、今爰には忠敬の遺書遺品が收藏されてゐる。

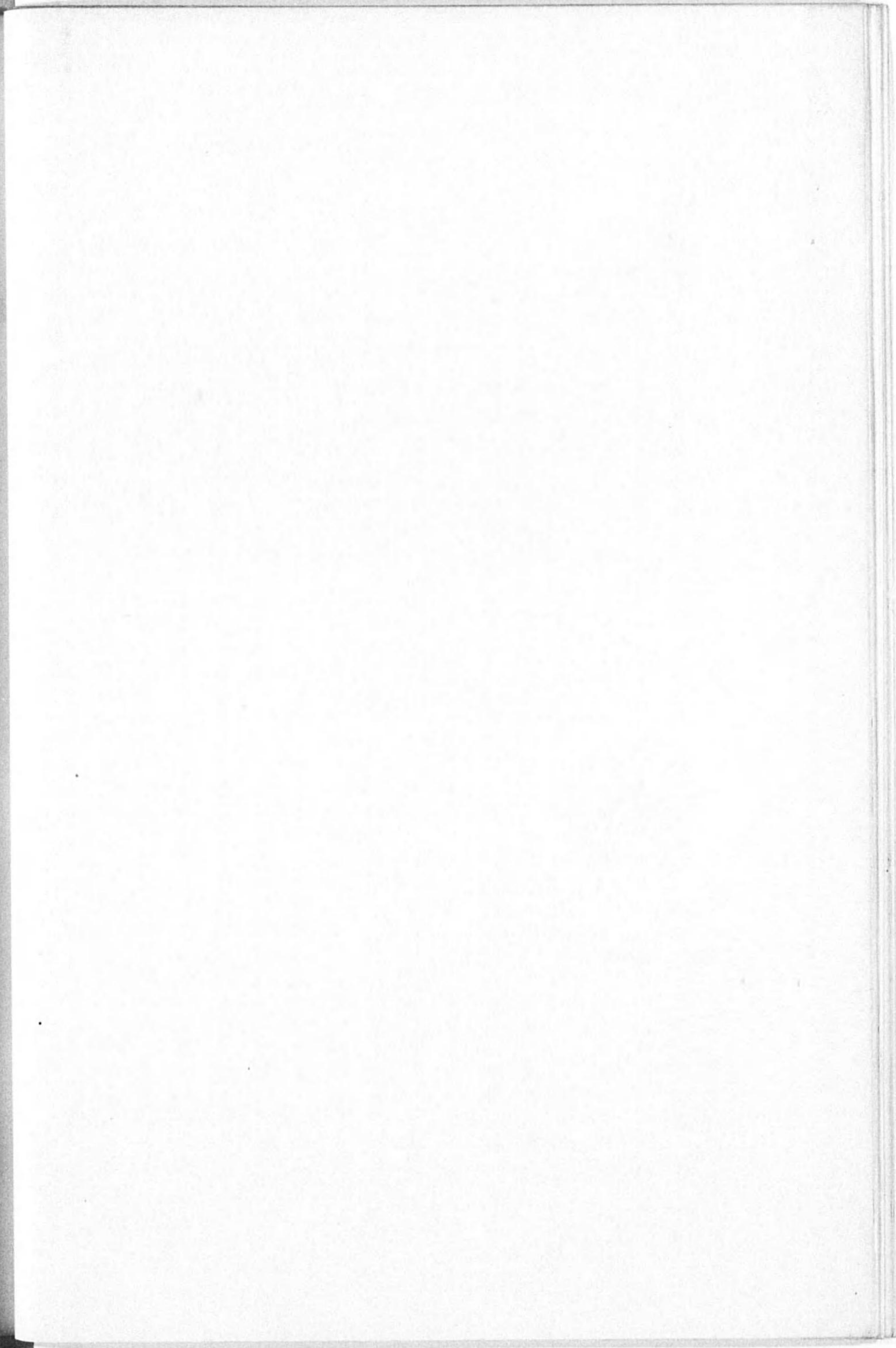
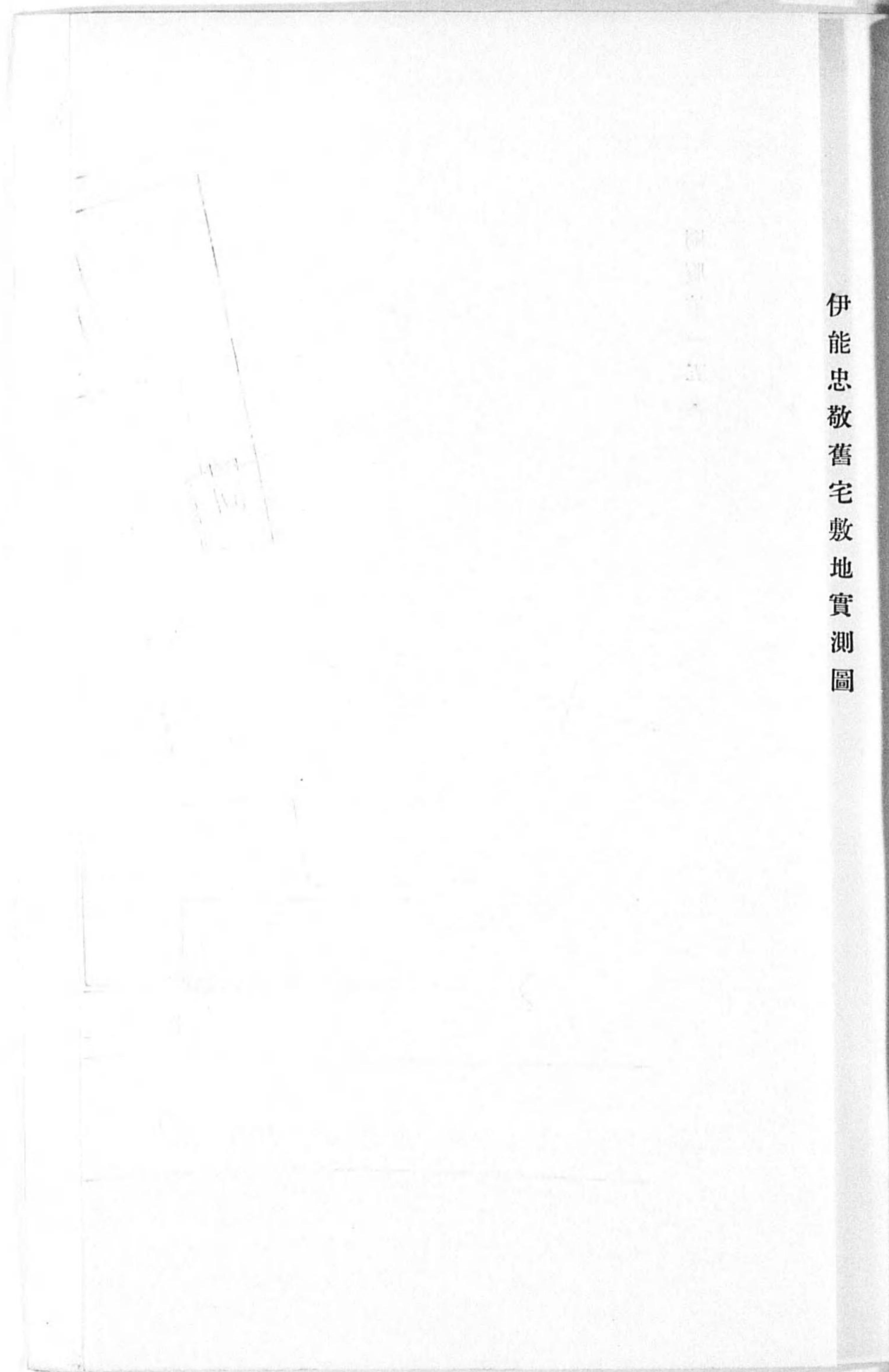
店舗、母屋、土藏の三者は、近世我が國測地の偉功者、贈正四位伊能忠敬舊宅の主要のもので、多少修理を加へた點もあるが、建築以來其地を替へず、其子孫連綿として居住、先人の意を守り鄭重に保存し、善く舊規を保てるを以て、これに屬する地積百九十三坪六合六勺及其建造物とを、保存要目史蹟の部第八により、昭和五年四月史蹟に指定せられた次第である。



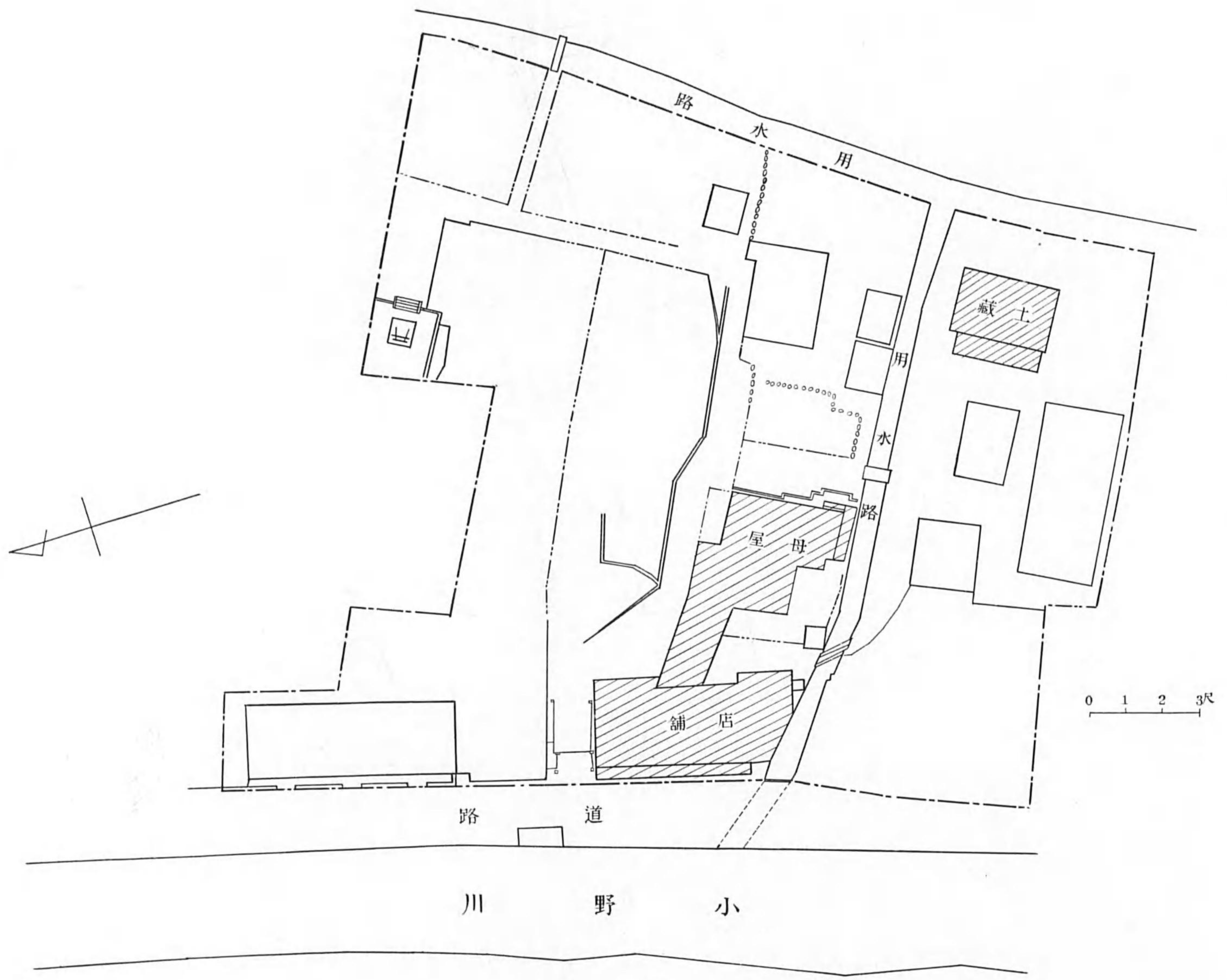
伊能忠敬舊宅平面圖



伊能忠敬舊宅敷地實測圖



伊能忠敬舊宅敷地實測圖





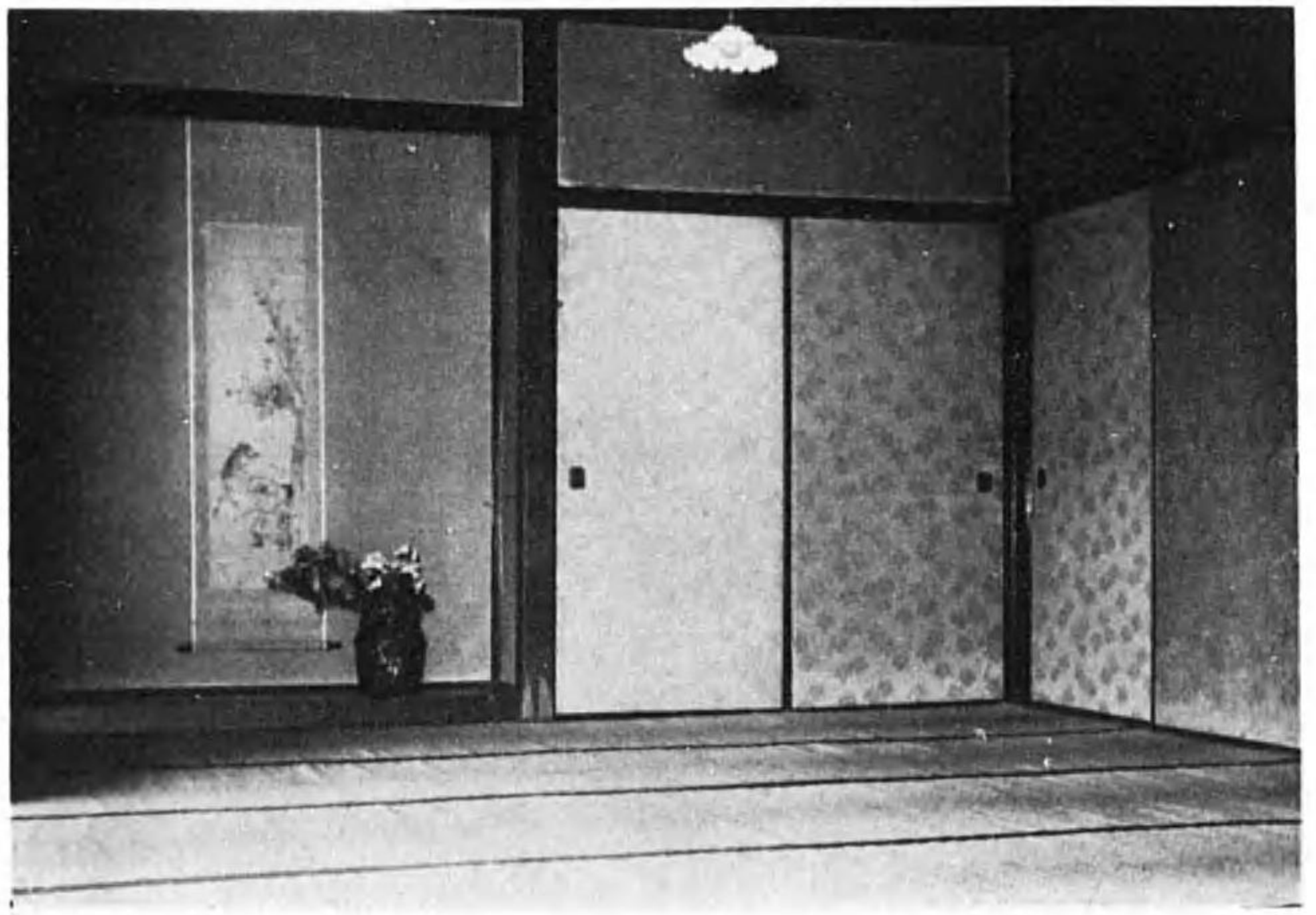
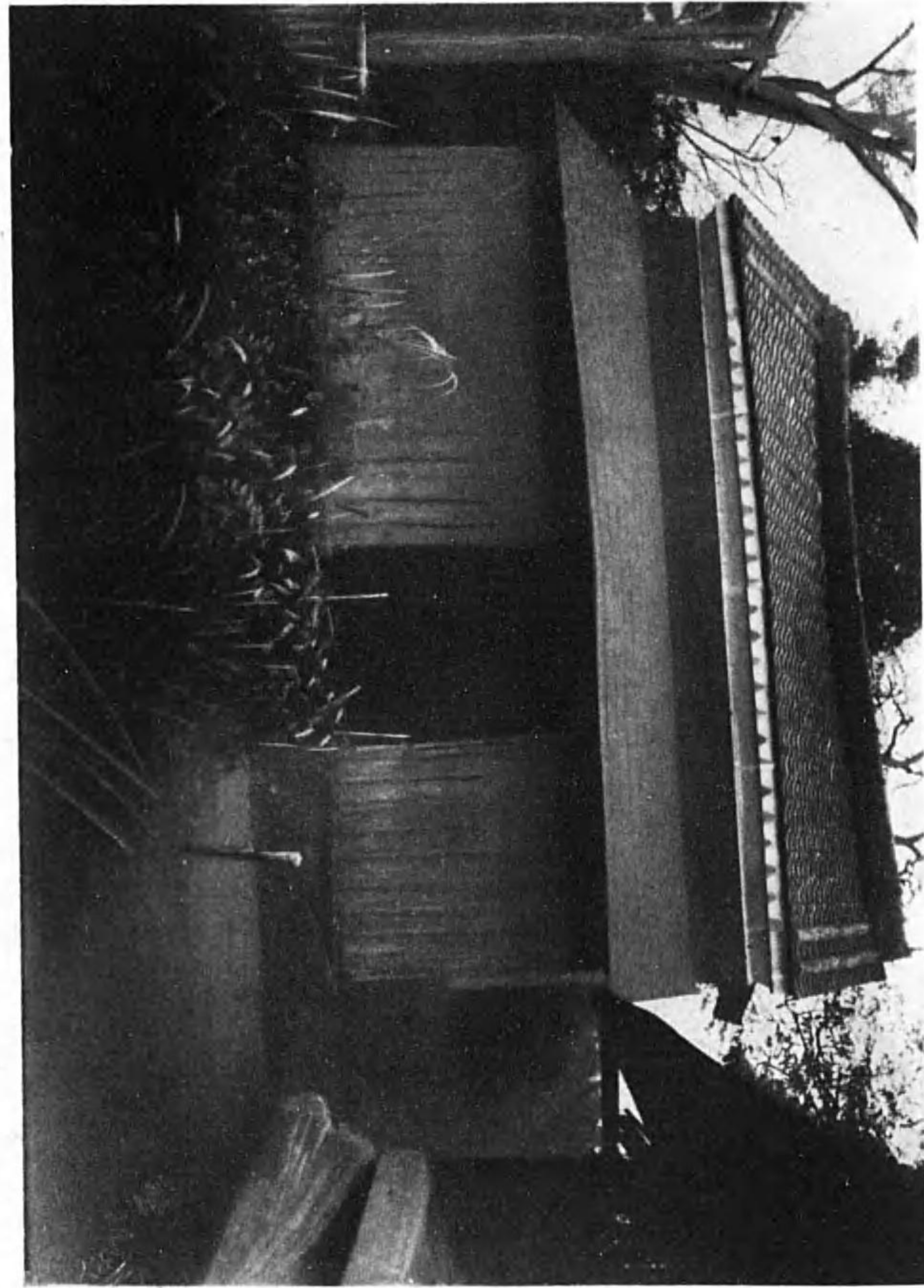
(鋪店) 宅 舊 敬 忠 能 伊



(口入屋母) 宅 舊 敬 忠 能 伊

伊能忠敬舊宅

伊能敬齋古宅(土藏)



伊能忠敬舊宅(母屋座敷)



伊能忠敬舊宅(母屋・内玄關)

### 三重縣

#### 舊崇廣堂

三重縣阿山郡上野町の舊上野城の内部にあり、正門は南面し今猶舊位置に建てられてある。元この正門に向て右側に並び置かれてあつた、有恆寮・思齊舎の建物は取り除かれ、その跡に土塀が繞されてゐるが、然し土塀の南端鈎手の部分、即ち元有恆寮の建てられてあつた地點に、小舎を建て、舊名を冠し、在りし昔を偲ばせてゐる。又元東側にあつた御成門も今は正門の近くに移されたが、玄關内玄關及講堂竝に之に連接して建てられた附屬倉庫等、崇廣堂の主要建築物は猶儼然として舊位置に存してゐる。而して舊崇廣堂の地域は貳千四百七拾坪に及び西隣阿山高等女學校の敷地の殆ど全部をも含んでゐたのである。元來崇廣堂は文武兩道の教育に任じたところで、今女學校の敷地の部分は、武技の諸校舎のあつたところである。

崇廣堂の名義は、書經周官の「功崇惟志、業廣惟勤」の語句から採つたので、堂は文政三年津藩主藤堂高兌の創立に係る。徳川時代は一藩に獨立せる二學館を建つ事を許されなかつたので、津の有造館の支館として建てられ、百事津に準ぜられたのである。

高兌の學館創設の事情に就ては、津有造館創建の際に下した自筆の書附によると、其襲職の初世は太平の治に慣れし風類廢せる狀を見て、之を匡正せんと欲せしも、家中は勿論其手元頗る不如意なりしを以て、先づ之が恢復を計る爲に飲食衣服音信贈答を節約する制を立て、嚴重

に家中を取締つた然し家中の困究は日々に加はり、士風の頽廢は言語に絶し、爲に廉恥を辨へぬ者さへ出づるを見るに及び、人智の根本義を養ふべき學校創設の意を決せらるゝに至つたのである。

崇廣堂は始め文場と云ひ、文政三年の起工で、翌四年三月總教藤堂光寛之に臨み開校の式を擧げ崇廣堂と命名せられたのである。而して光寛が開校式講演の筆記中に「……故津上野道程遠カラズバ諸士一統出津留學仰付ラルベケレドモ、如斯相隔タルコト故其儀ニ及ビ難キニツキ、旁々爰元ニ於テ別ニ此講堂御取立アリ云々」と述べてあるので、支校として開校事情も明白である。かくて本堂創立以來、三宅昌綏、津坂孝緯、早崎巖川、服部竹塙、猪飼敬所、小谷集松、中内樸堂等の諸名儒相次で其教授の任に當り、爲に伊賀の文教大に興隆するに至つた中にも孝緯の如きは、創立當初に上野にあること十有五年の久しきに及び、尤も力をその興隆に致した一人である。

創立以來三十年後、安政元年の震災の際、講堂は無事であつたが、堂の西にあつた有恆寮及武技諸教場は悉く破壊したので、有恆寮を崇廣堂の南に、思齊舎をその東隅に移し、又元の有恆寮の舊趾に兵學寮を建て、且此時倉庫控室等をも崇廣堂に連接増築したのである。明治維新後、武技の諸校舎を廢し、其敷地に女學校を建て、有恆寮、思齊舎又次で撤せられ、加ふるに堂の前庭に池を堀るなど、多少面目を改めたけれども、崇廣堂の主要部分は、幸ひによく舊規を保つてゐる。而して講堂は、維新後小學校に利用、後郡立圖書館に、郡制廢止後町立圖書館として使用現

在に及んでゐる。以下各建物の構造來歴を述べて見ると。

表門門正 切妻造、檼瓦葺、ベニ柄塗、文政三年の建築で、安政の震災後修理を加へてゐる。

御成門 切妻造、檼瓦葺、文政三年の建築、今來賓門と呼び、元は東側に建てられてあつたが、明治廿九年現在の場所に移されたのである。

玄關 入母屋造、檼瓦葺、竿縁天井、長押付、文政三年の建築で、安政の震災後修理を加へてゐる。今は一般公衆閱覽者の昇降口として使用してゐる。

母屋 切妻造、檼瓦葺、竿縁天井、長押付、文政三年の建築で、安政の震災後修理を加へてゐる。玄關を入りて表面及左右にある部屋は、元督學又老衆等の控室であつたと云はれてゐる。

講堂 七間四方、入母屋造、檼瓦葺、廻椽、中央の廣間は、竿縁天井、高十尺八寸五分、廣椽天井、高一尺七寸、中央柱間長押は、六尺四寸高に繞し、六葉の釘隠を附す、柱の上部舟肘木、廻椽天井は、化粧根裏、總建坪四十九坪五分、文政三年の建築、今中央廣間の長押に、崇廣堂の扁額が掲げられてゐる。崇廣堂とは此建物を稱するのであるが、それに連続せる建物を、同じく崇廣堂の名を以て呼んでゐる。又其使用の目的上、此建物を一名講堂と稱してゐる。昔は敷居の内外によつて聽講者の身分を分けてあつた。此講堂は今疊敷を板の間に改め、障子を硝子戸に代へ、圖書の閱覽室として使用されてゐる。

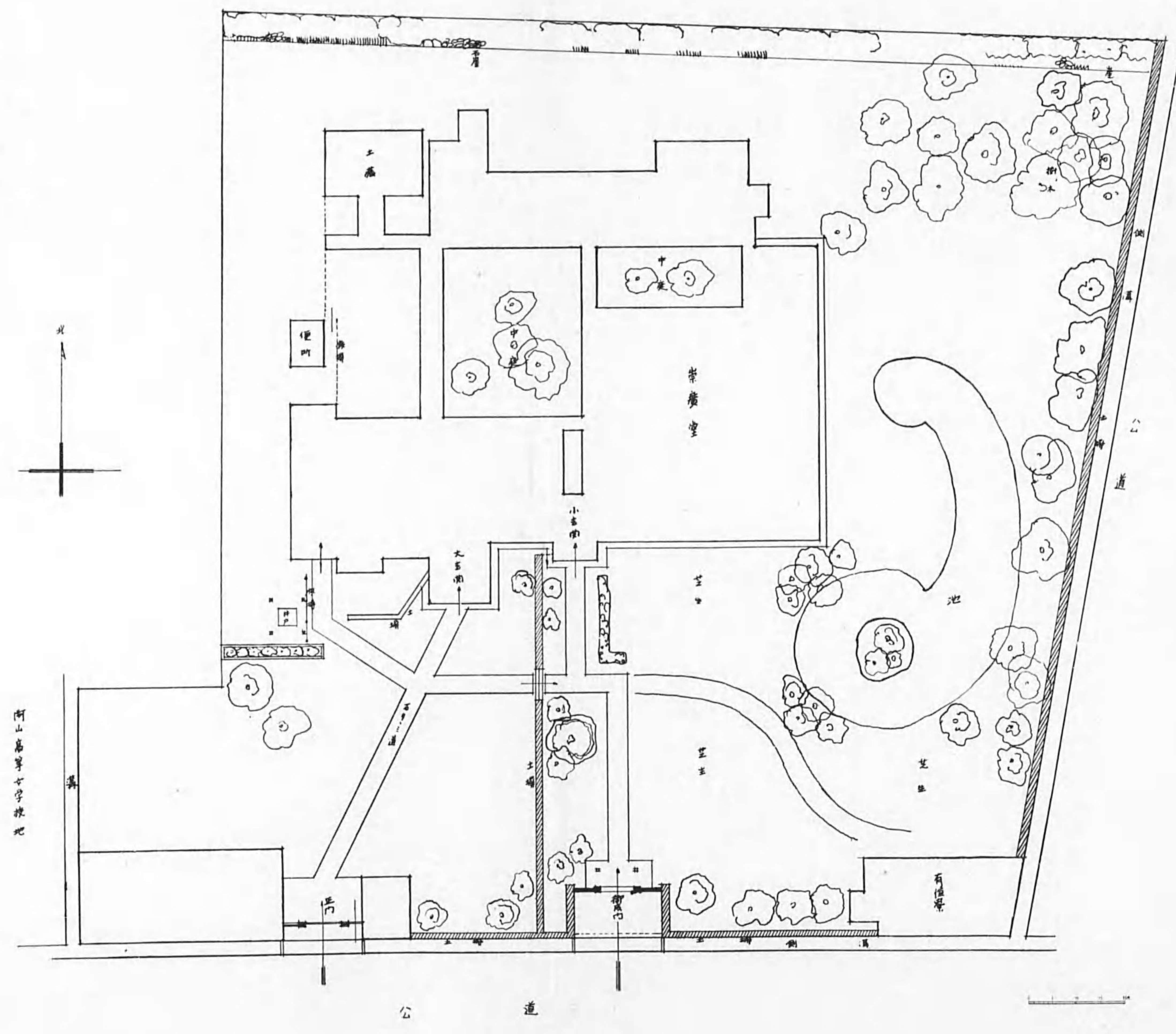
附屬舎 今の事務室として使用されてゐる所より、又講堂より何れも渡廊下を以て連絡されてゐる建物の内、講堂の後方南接の、今男子閱覽室に充當せる一室は、安政三年の増築で、渡廊







舊崇廣堂敷地實測圖(昭和五年八月實測)

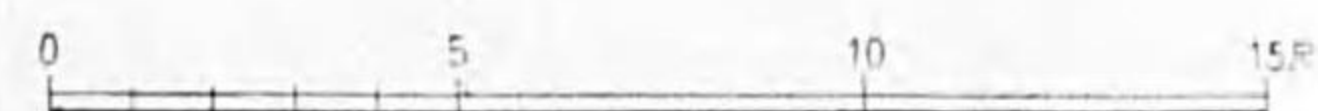
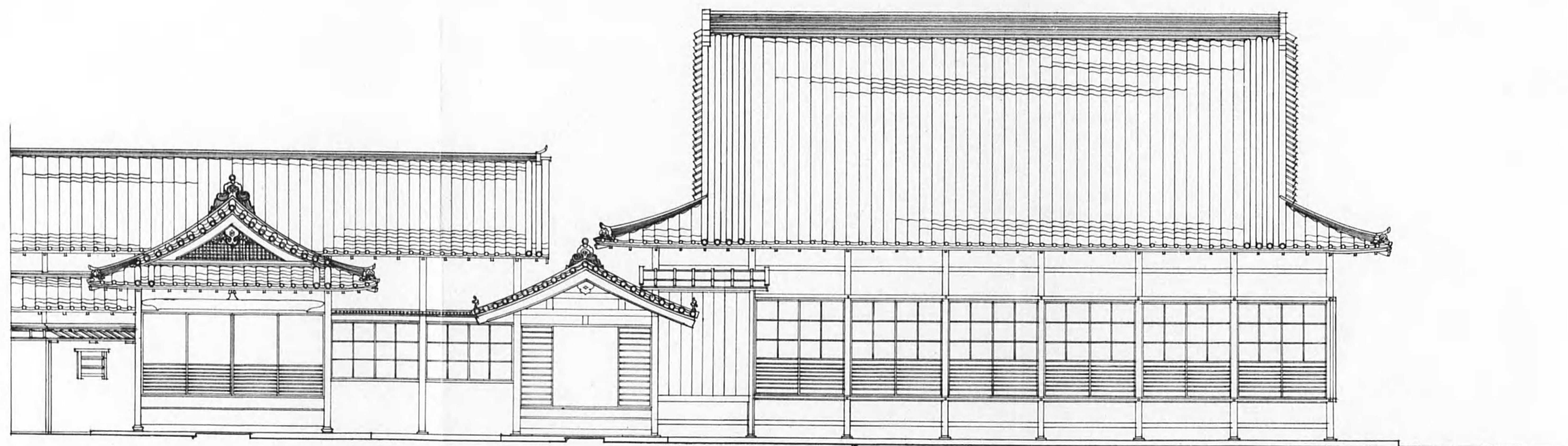


圖版第二〇

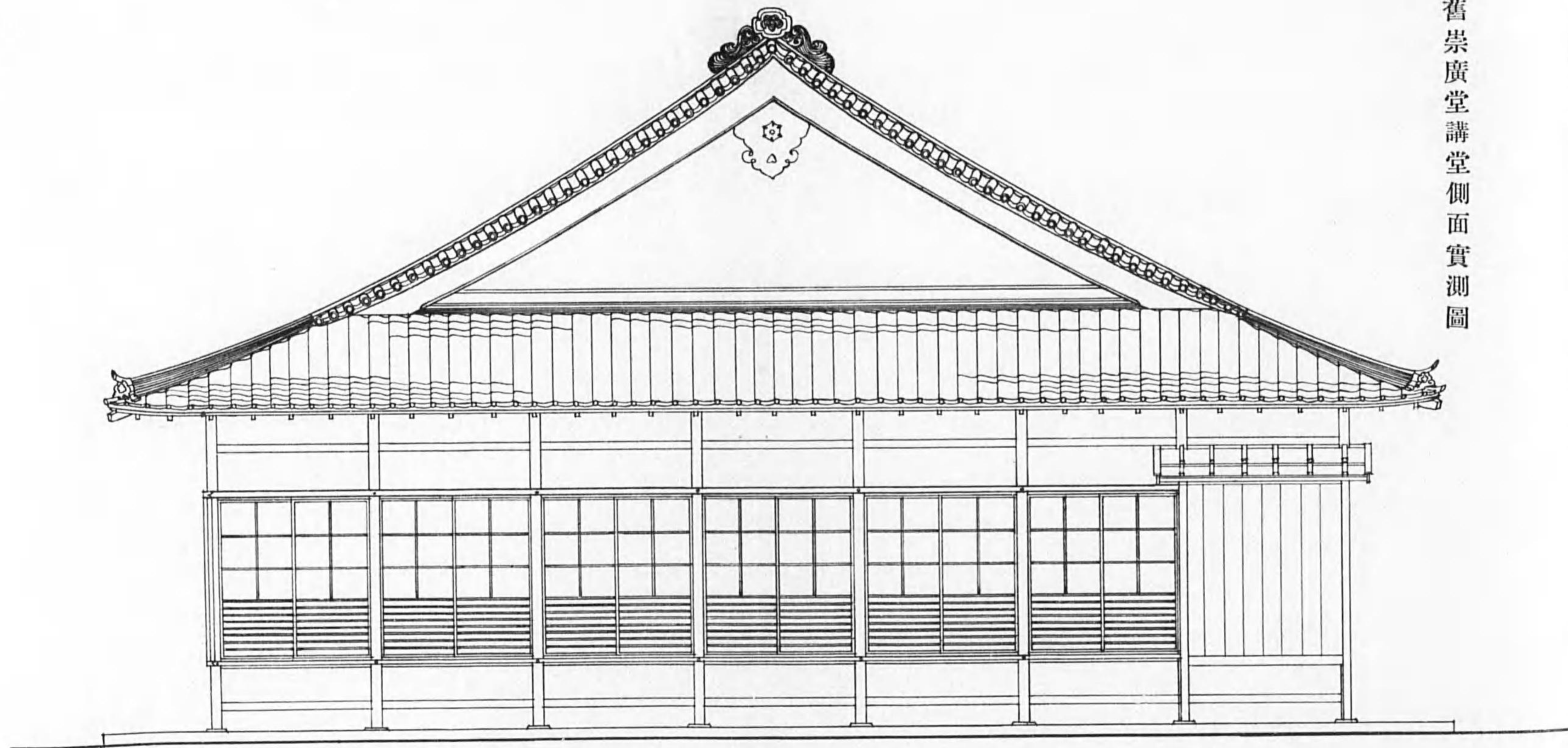
岡山高等女子學校





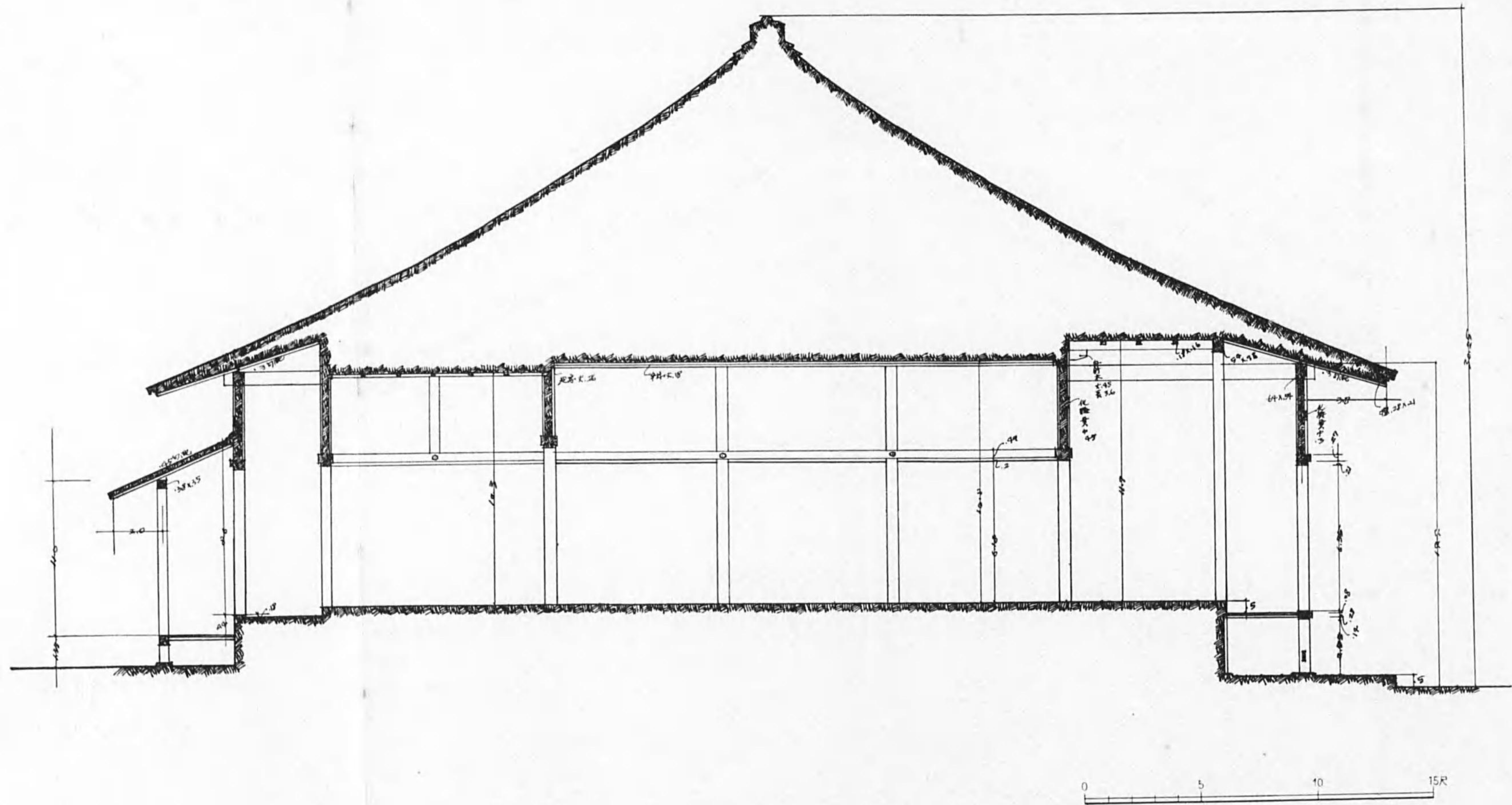


舊崇廣堂講堂側面實測圖

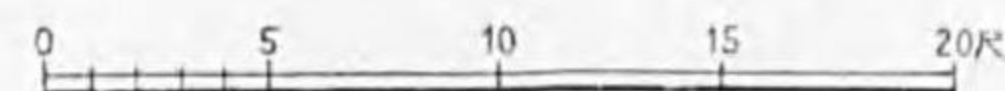
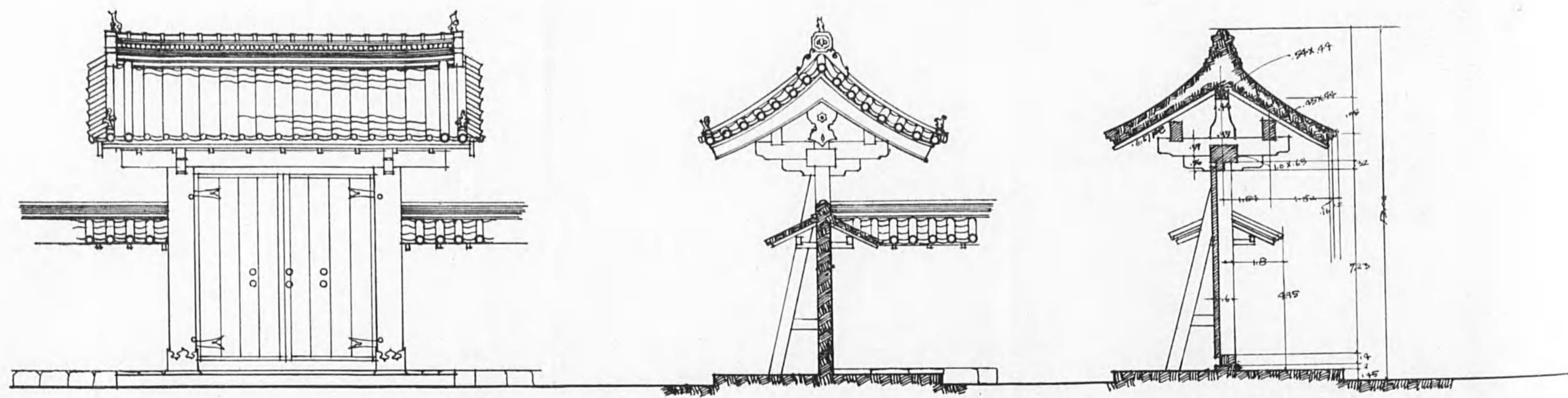


圖版第二三

0 5 10 15尺



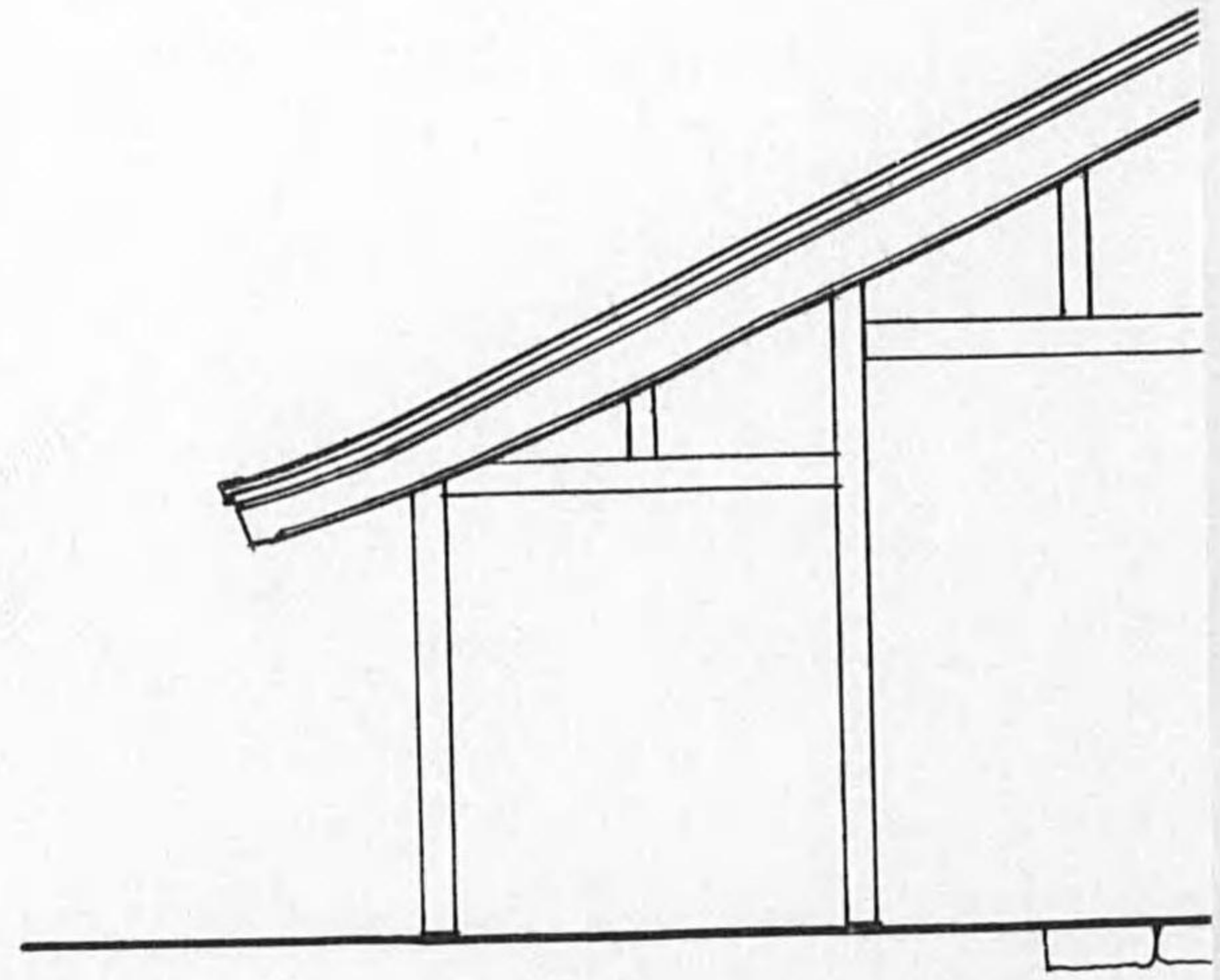
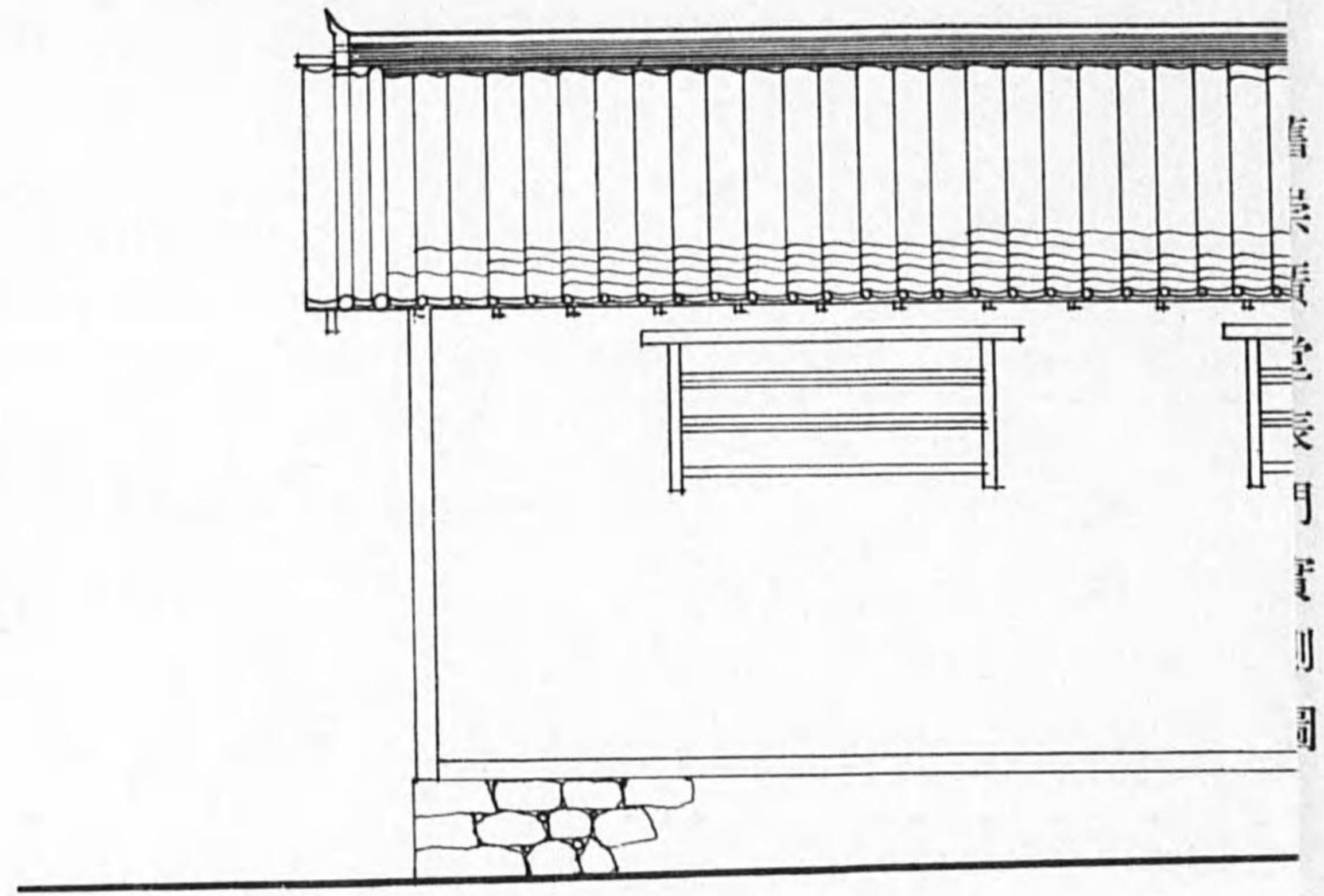
圖測實面斷面側面正門成御堂廣崇舊



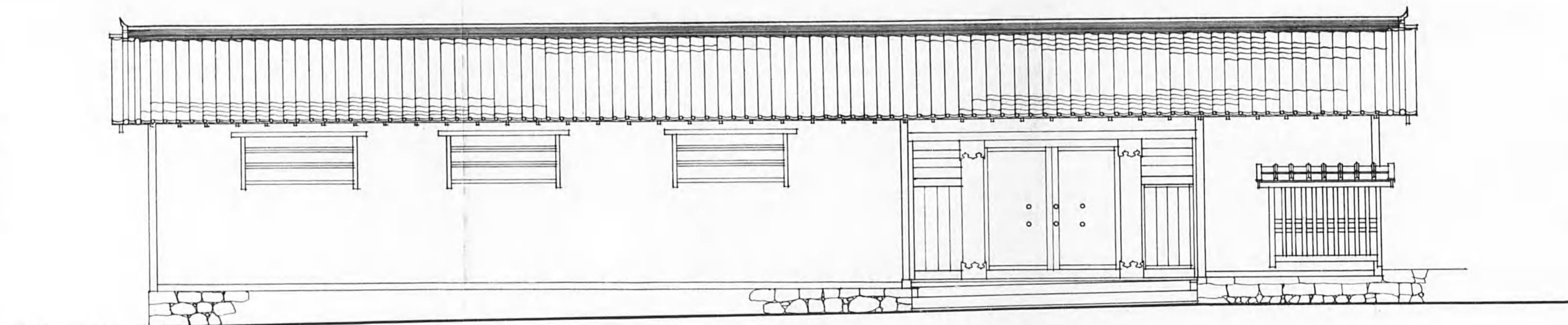




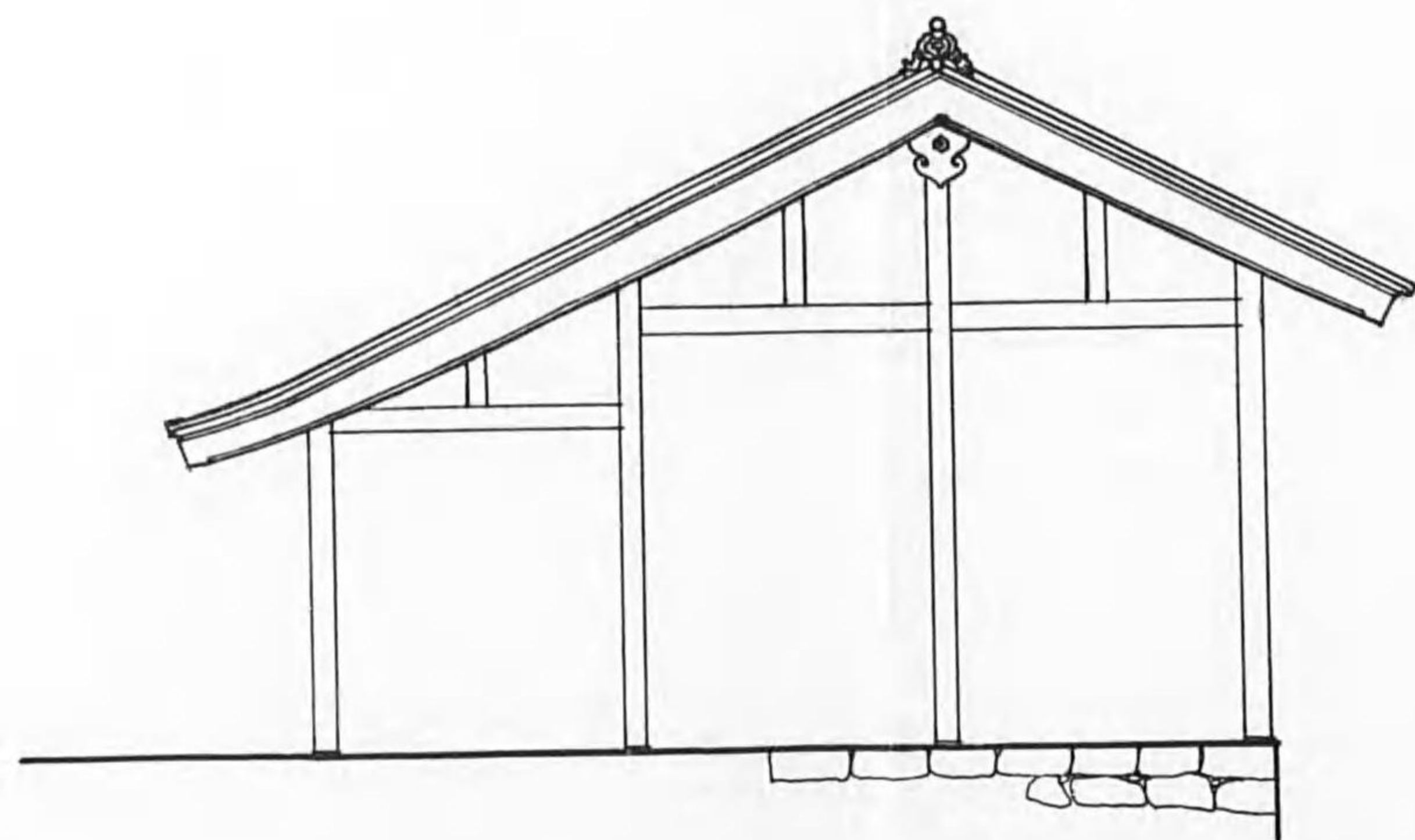
圖版第二七



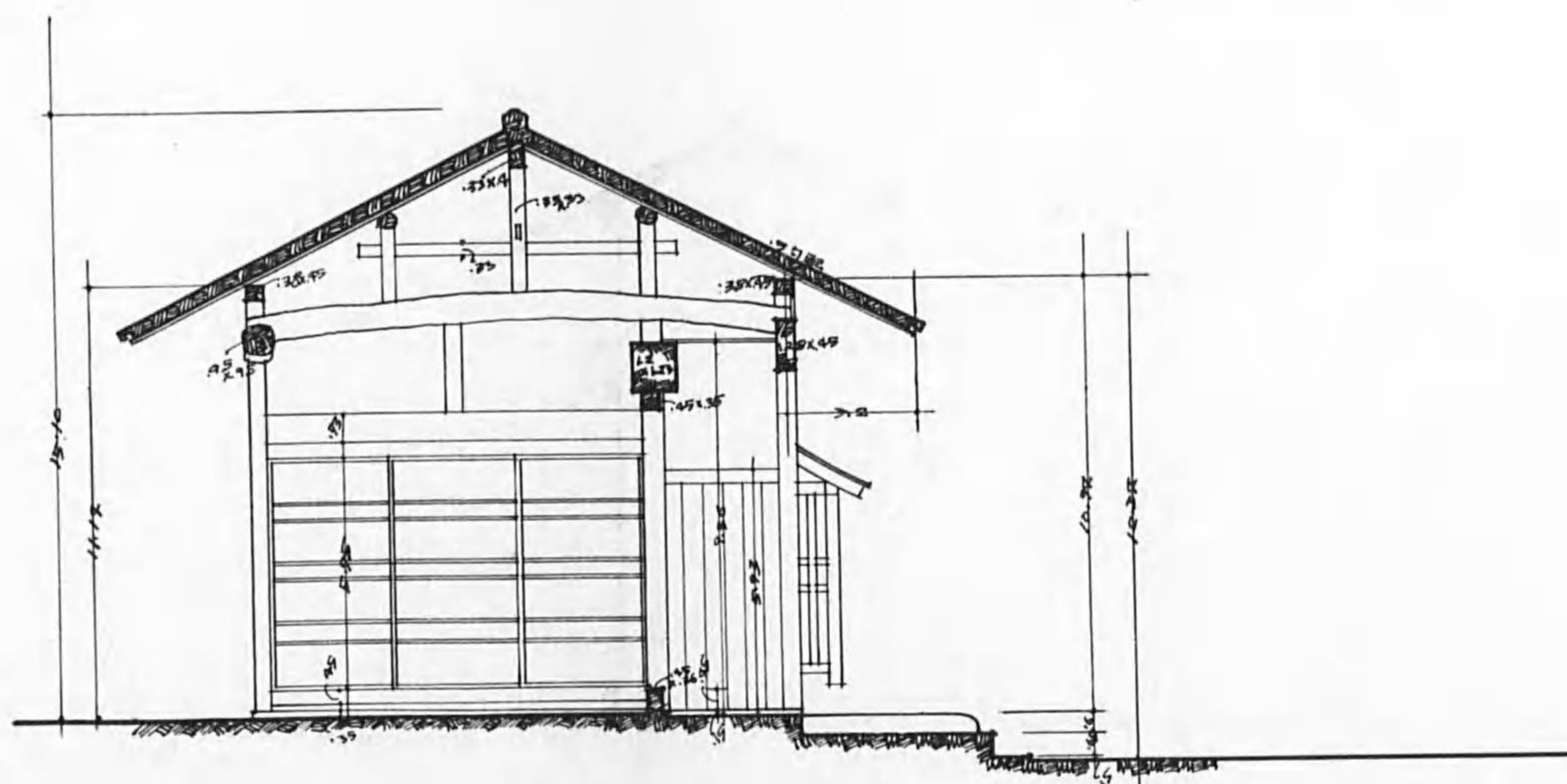
面



面 正



面 側



面 斷 橫



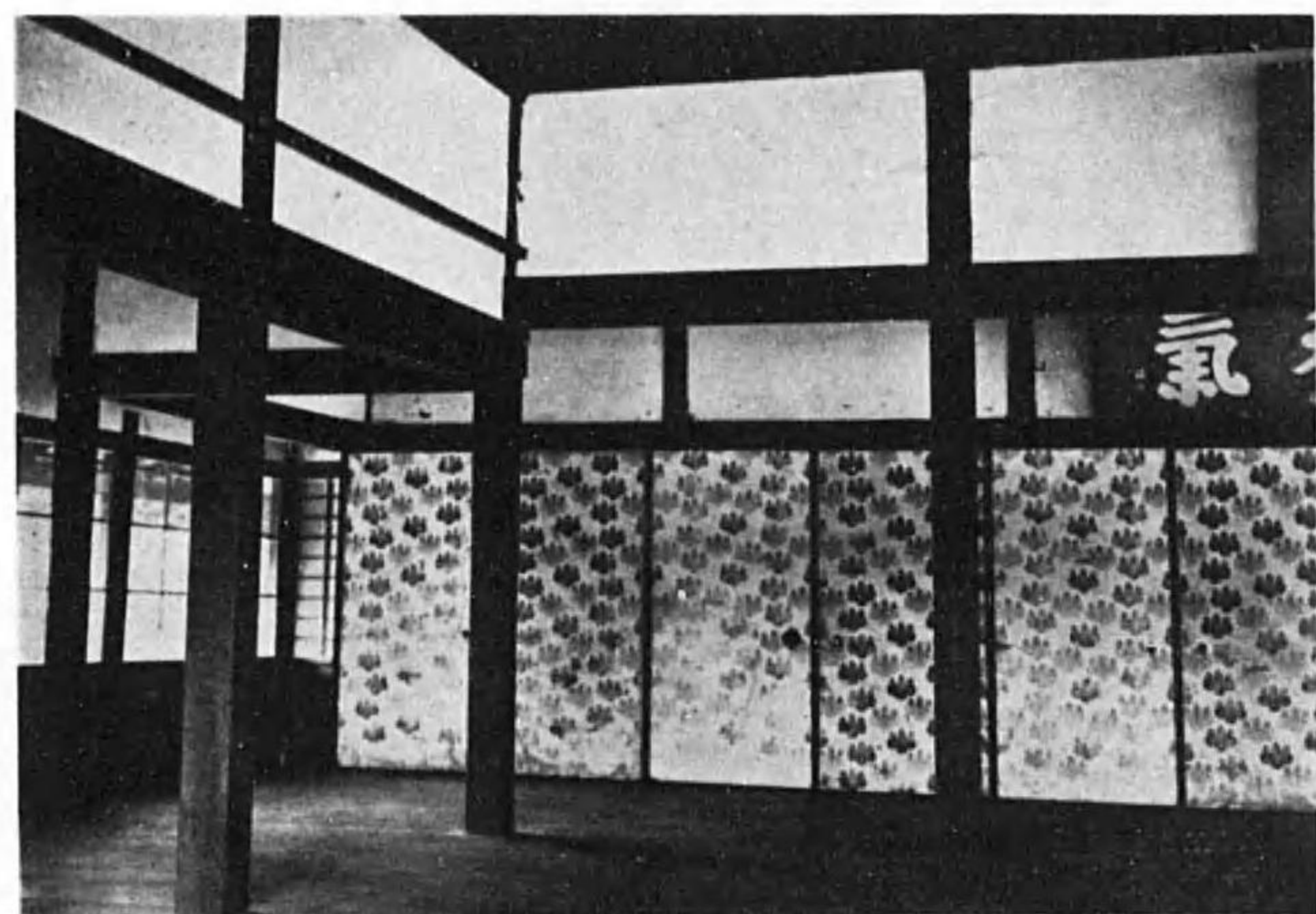
門表堂廣崇舊



門成御堂廣崇舊

圖版第三〇

舊崇廣堂講堂(內部)



圖版第二九



舊崇廣堂玄關



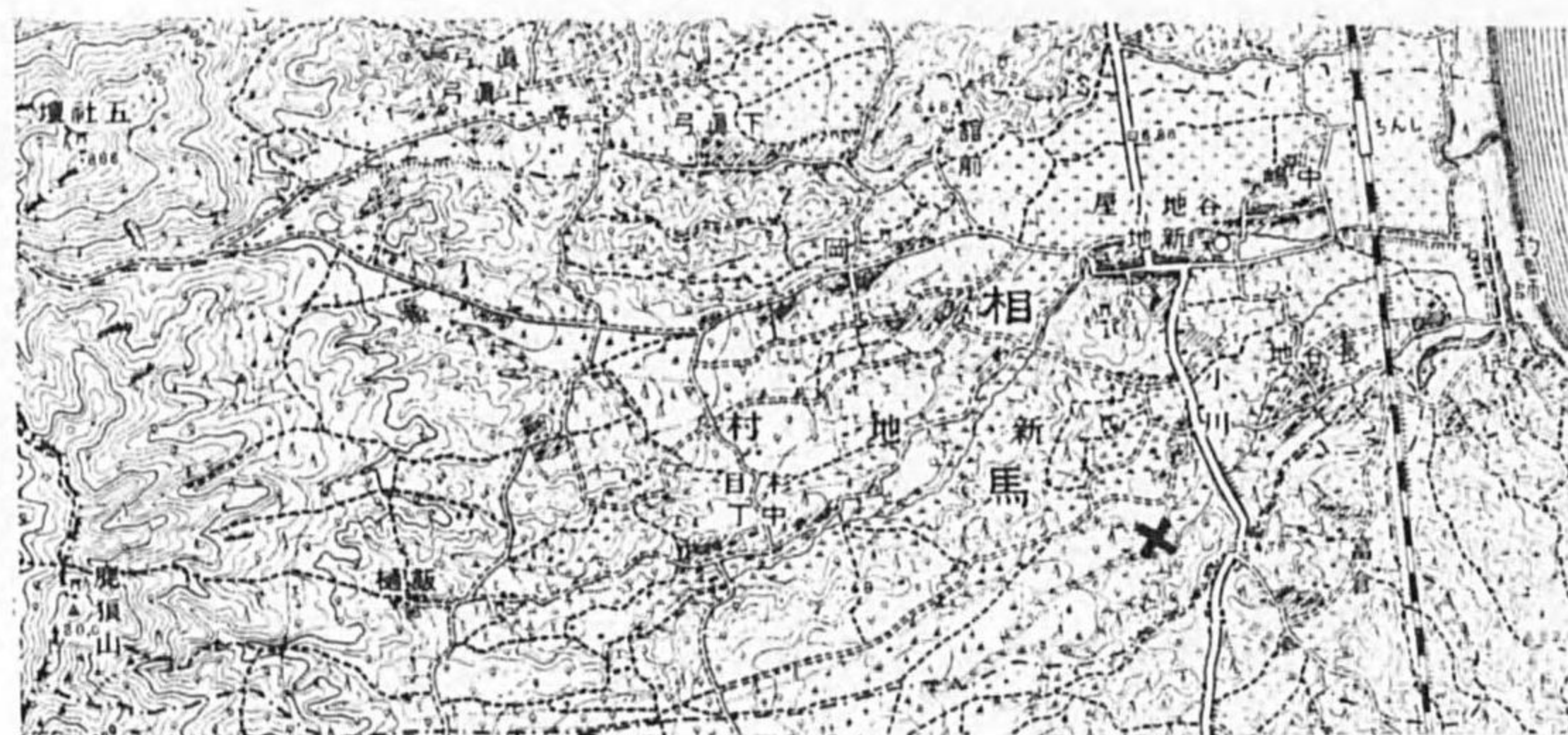
舊崇廣堂講堂



(庫倉及部一築増政安) 堂 廣 崇 舊



(築再) 寮 恆 有 堂 廣 崇 舊



(る據に圖地一分萬五部量測地陸) 置 位 塚 貝 地 新 ×

福 島 縣

新 地 貝 塚

附 手 長 明 神 社 趾

福島縣相馬郡新地村大字小川にあり。場所は新地村役場の西南鐵路常盤線新地驛下車、大字新地の聚落を過ぎて、國道の西直徑約四町の地點で、驛より約二十町の距離にある。

貝塚は字貝塚西五十一・五十二及五十七番より七十三番に互る、國有一筆四畝二十一歩、民有十八筆一町五反八畝一步の地域内に存在してゐる。こゝは海拔約三十尺ばかり、周圍の低地に對しては約五尺ばかりの高位を有する丘阜に過ぎぬが、東方は一望平衍水田を距て、二十町ばかりで、釣師濱の汀線に達し、西方は遠く鹿狼山五社壇、地藏森等の諸峯によつて圍まれてゐる。

本貝塚は明治廿三年故若林勝邦氏によつて調査學會に報告せられて以來著名となつたもので、貝塚生成傳説

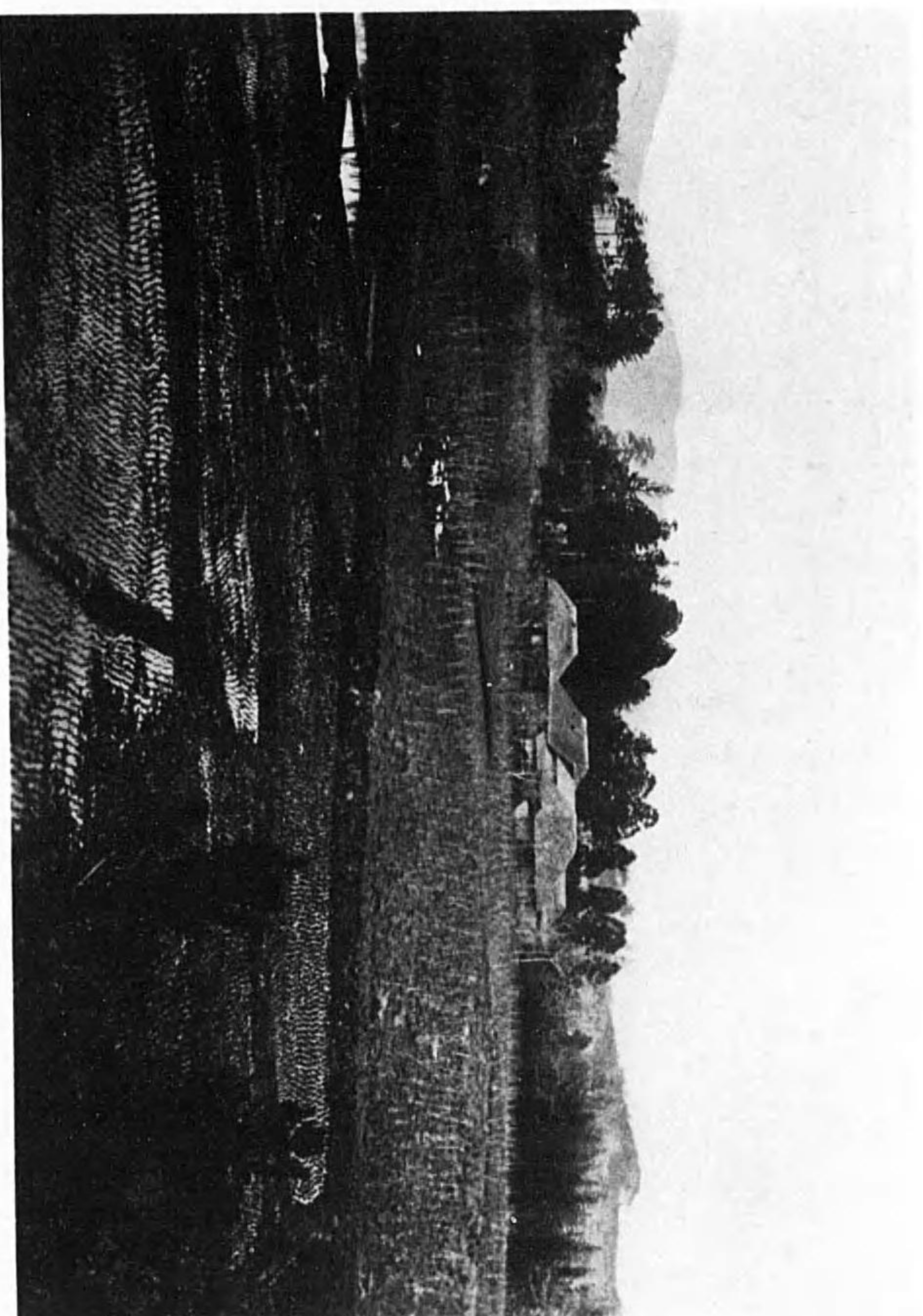
として名高い。手長明神の所在地として、夙に奥羽観蹟聞老志並に仙臺風土記に載せられ、廣く人口に膾炙してゐる處である。從來發掘調査せられたるもの、記述竝に、前年福島縣に於て東京帝國大學理學部に依頼して、一部發掘調査せし報告及本省囑託員の視察の結果に徴するに、所在地は社地一筆を除き、他は畑地で、内社地は即ち元の手長明神の敷地である。而して貝層は主として臺地の南端寄りに存する事を認められる。唯永年耕作せられてゐるので、遺物は廣い區域内に散布してゐる。貝層の厚さは一定しないが、大約三尺内外、上に二尺位の表土がある。積成の貝殻は、はまぐり最も多く、其他鹹水産のものが主で、層中より獸骨魚骨土器石器骨角器等を出してゐる。縣が依頼して調査した結果によると、其發掘された地點の一端は、貝層の底面凹凸をなし、遺物は其層下より多く發見されたと云ひ、又西北より東南に傾斜せる灰層を發見し、且魚骨の碎片の層となせる部分のあつた事を報じてゐるが、この貝塚は従前出土遺物の豊富を以て知られて居り、石器中には打製、磨製の石斧は勿論、石鏃、石錐、石槍、石匙、石劍、石皿等各種のものを出し、土器は其量頗る多く、容器の他土偶等をも可なり多く出してゐる。又骨角器も豊富に發掘されてゐる。土器は繩紋式のもの多數を占めてゐるが、薄手にして精巧なる作品も發見され、遺物の上に於て關東と奥羽兩地方各特有のもの、混在を見得る遺蹟として學界に知られてゐる。

手長明神址は、元本貝塚生成傳説の主人公たる手長明神を奉祀した社祠のあつたところで、字貝塚西五十一番の地域が其敷地である。神社は今他に合祀されて礎石のみ存してゐる。

手長明神はこゝと鹿狼山の兩所に其社祠があつて、共に同一の口碑を傳へてゐる。即ち奥羽観蹟聞老志卷四に、

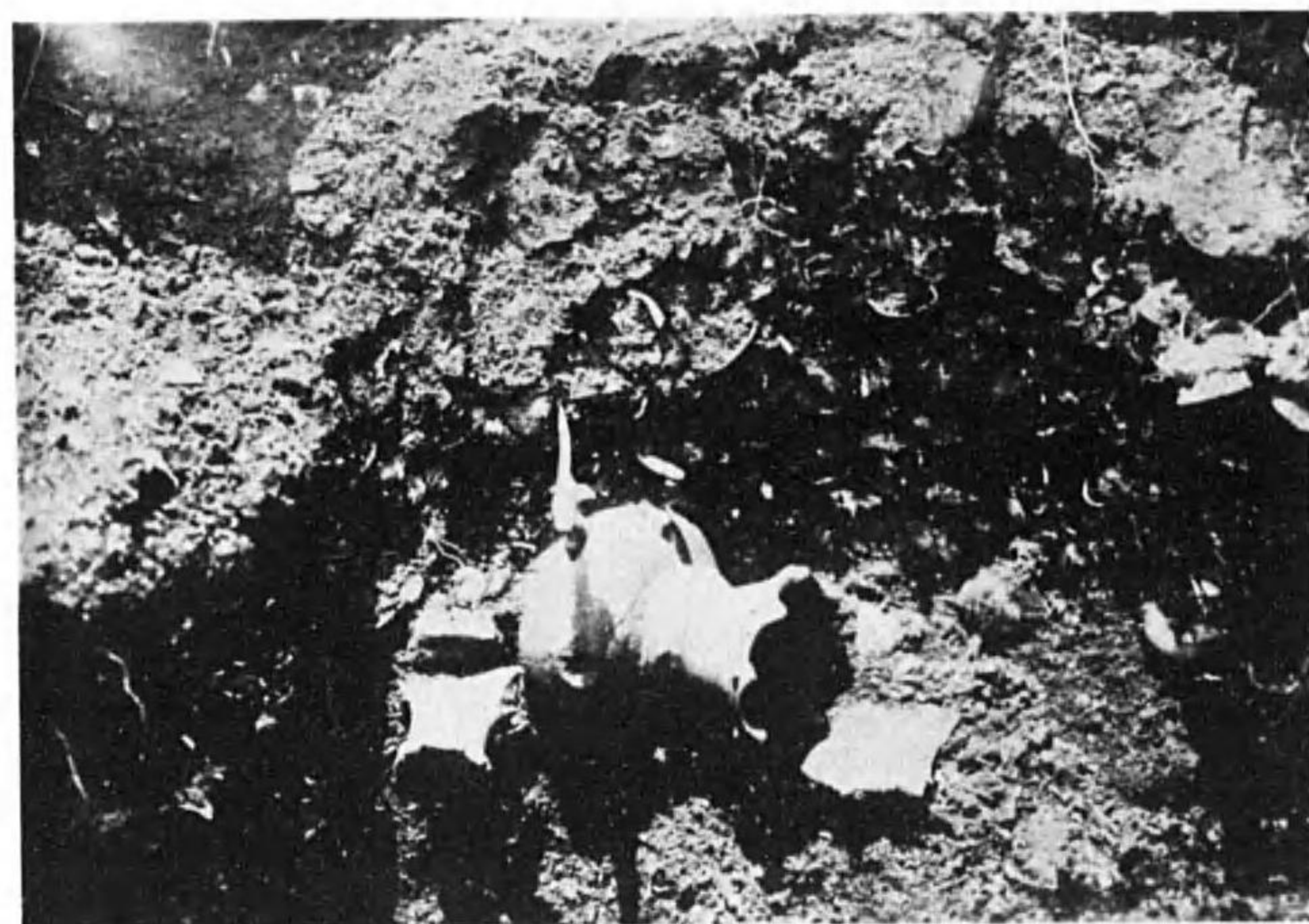
手長明神、新地村中有農家曰、貝塚居、往昔有神、平日居伊具、龜娘山、好食貝子、臂肘甚長、屢伸長臂、干山巔、而撮數千貝子於東溟中、嚼其子而棄殼、茲地委積如丘、鄉人稱其神、而謂手長明神、委殼之地、謂之貝塚、其朽貝腐殼、如今猶存焉。

鹿狼山の條に載するところも、ほぼ同趣である。是れ古人我石器時代民族に對して抱懷せし傳説の遺れるもので、常陸風土記に載する大櫛岡大人傳説と同義異解に出づるものである。之を要するに、本貝塚は夙は學會に知られたる著名なもの、一つで、且つ出土遺物の豊富に加ふるに、其例稀なる手長明神傳説の傳はるありて、學術上貴重の遺蹟である。然かも其著名な遺蹟たるに係らず、從來發掘されたのは幸ひ其一部に止りて、尙善く舊態を留る點多きを以て、保存要目史蹟の部第二及第九によつて昭和五年二月史蹟に指定せられた次第である。

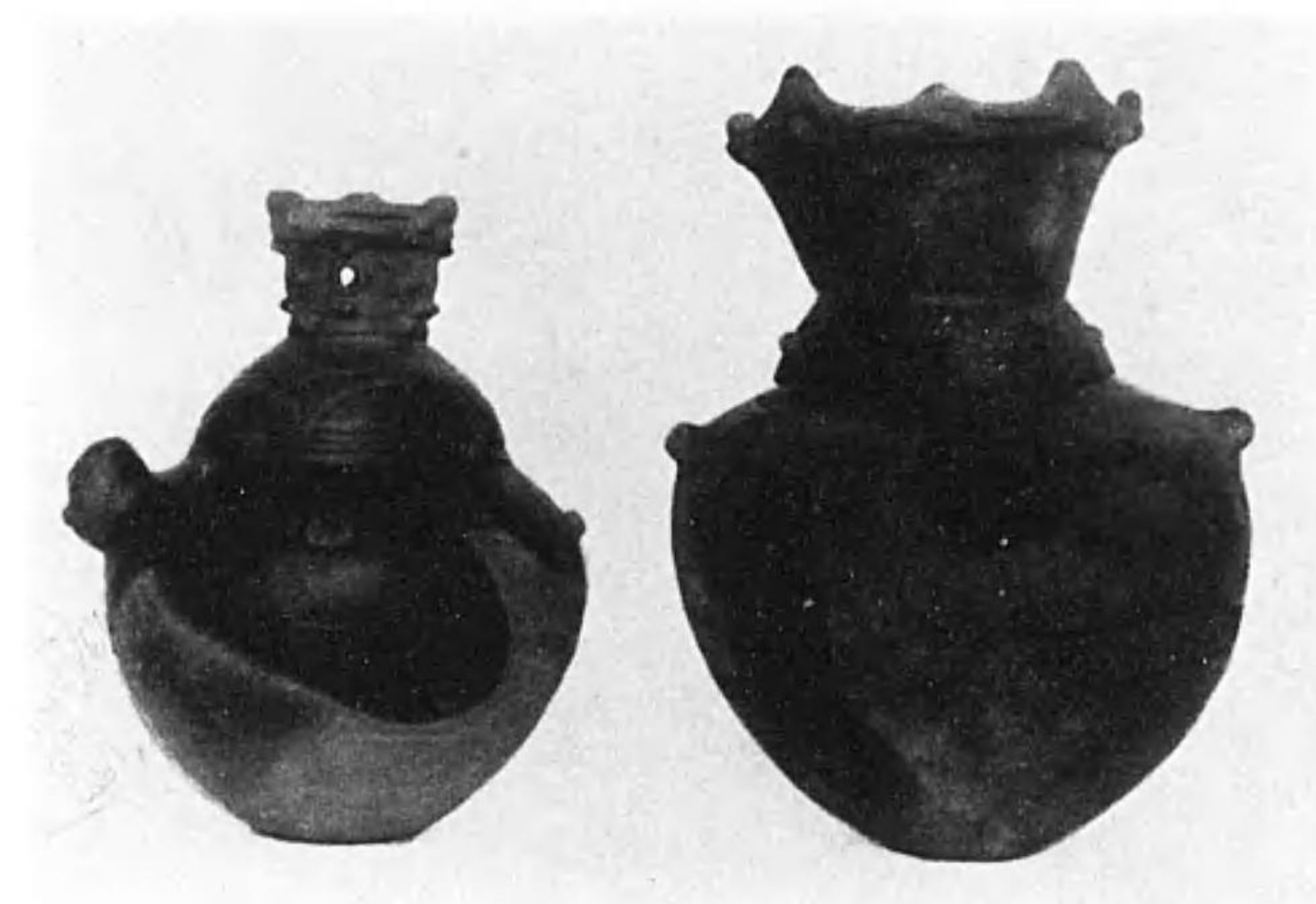


新地貝塚全景

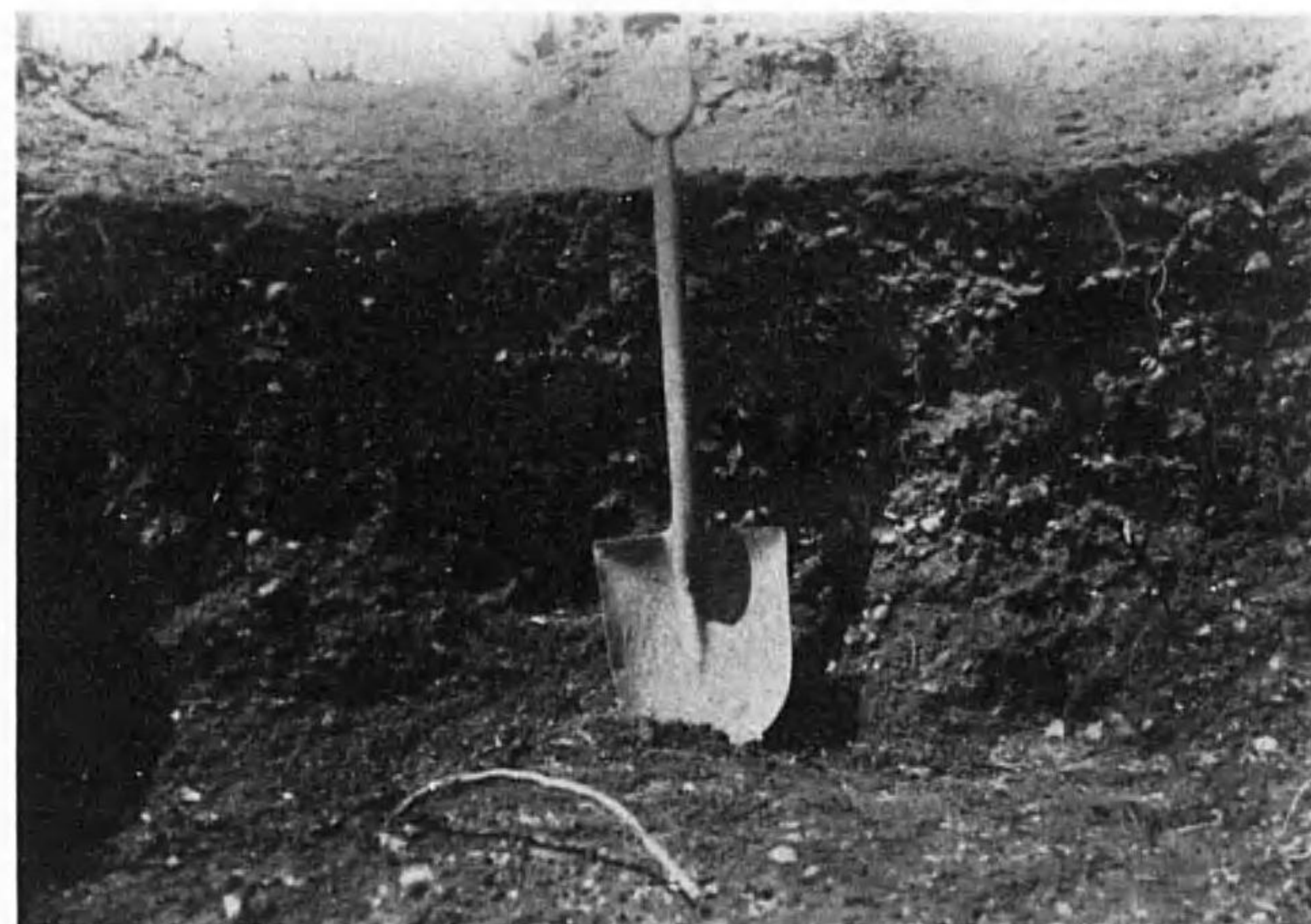
圖版第三二



(應狀沒埋器土) 塚貝地新



器土掘發塚貝地新



(面斷層貝) 塚貝地新

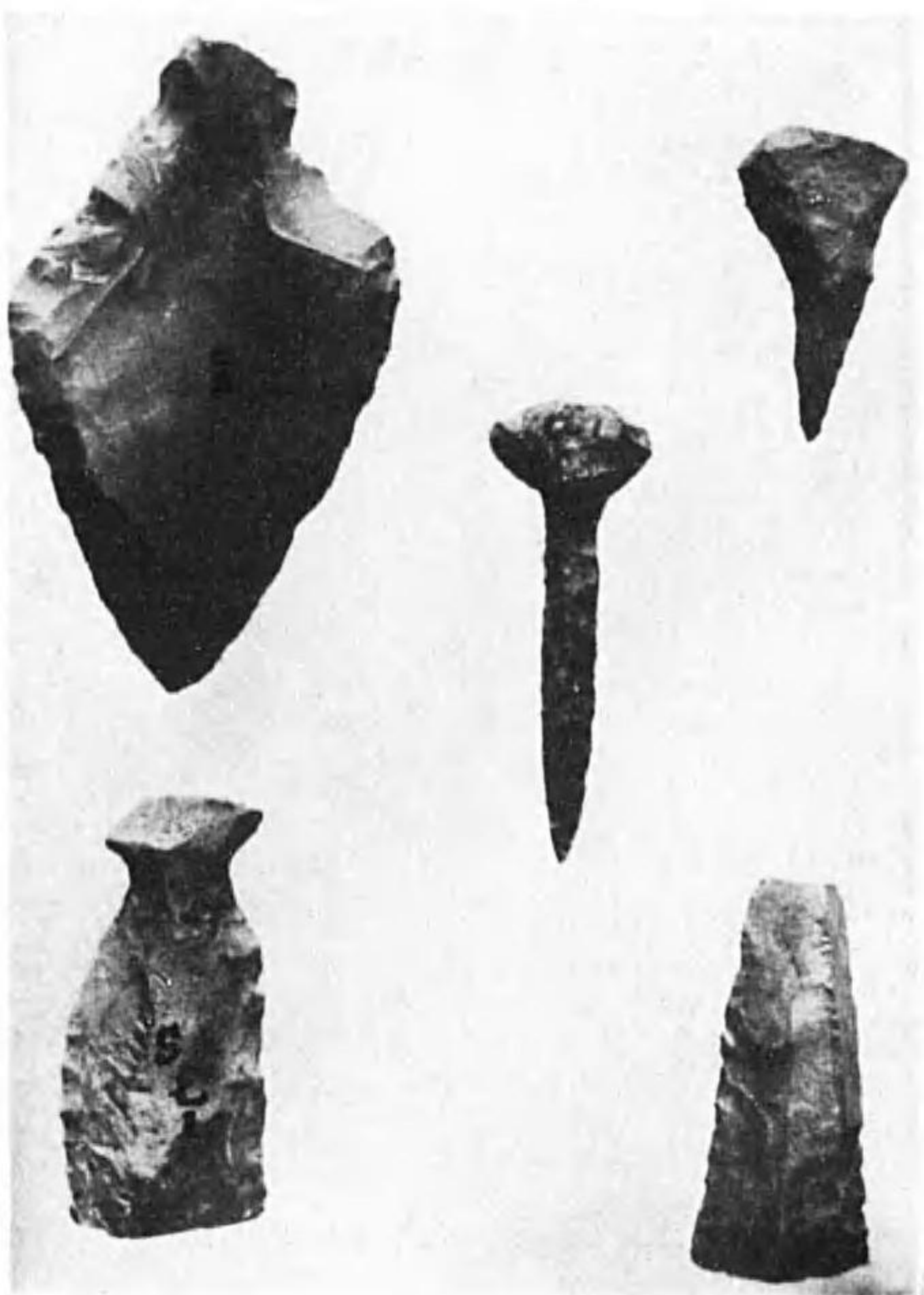
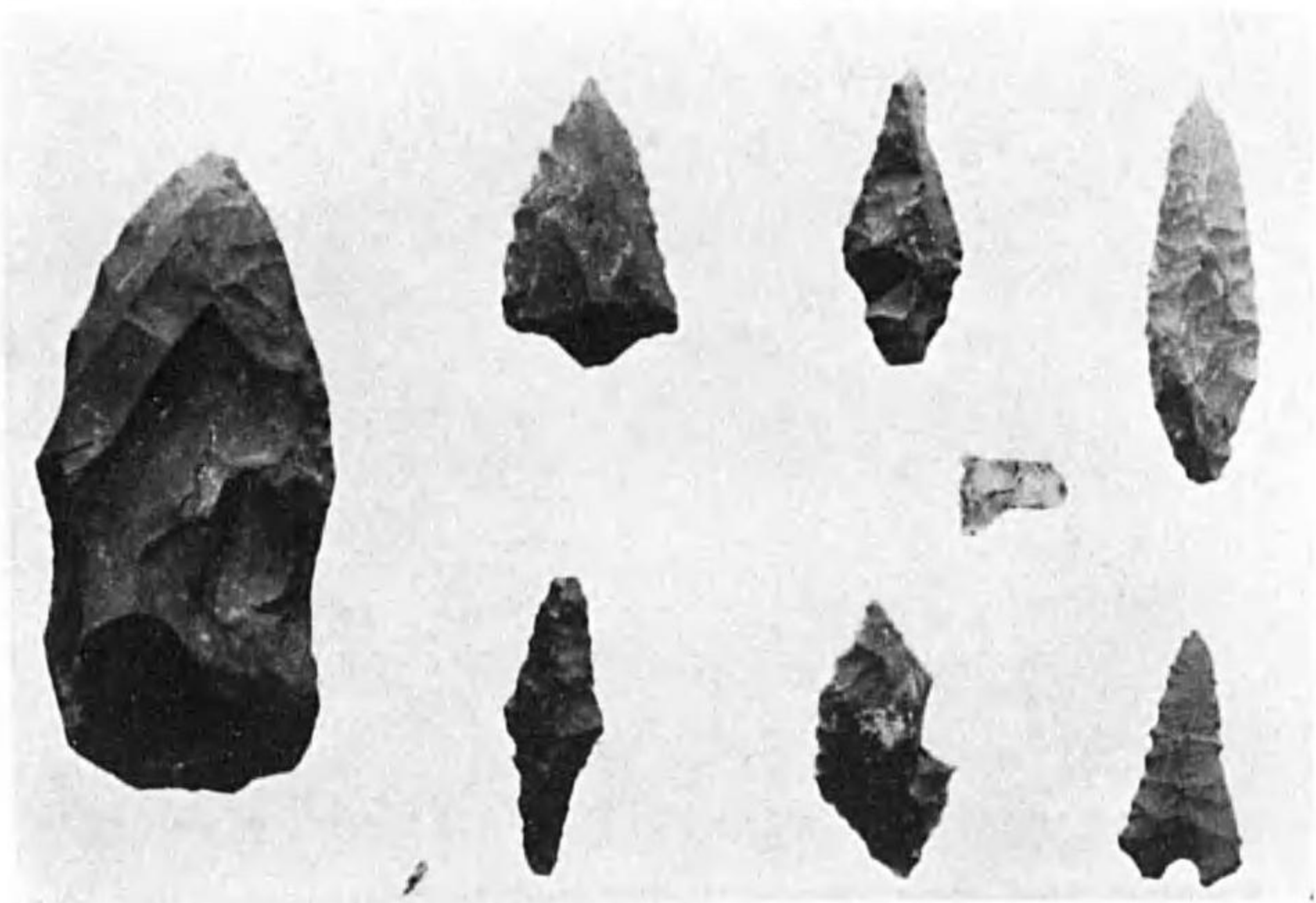


(應狀沒埋器土) 塚貝地新

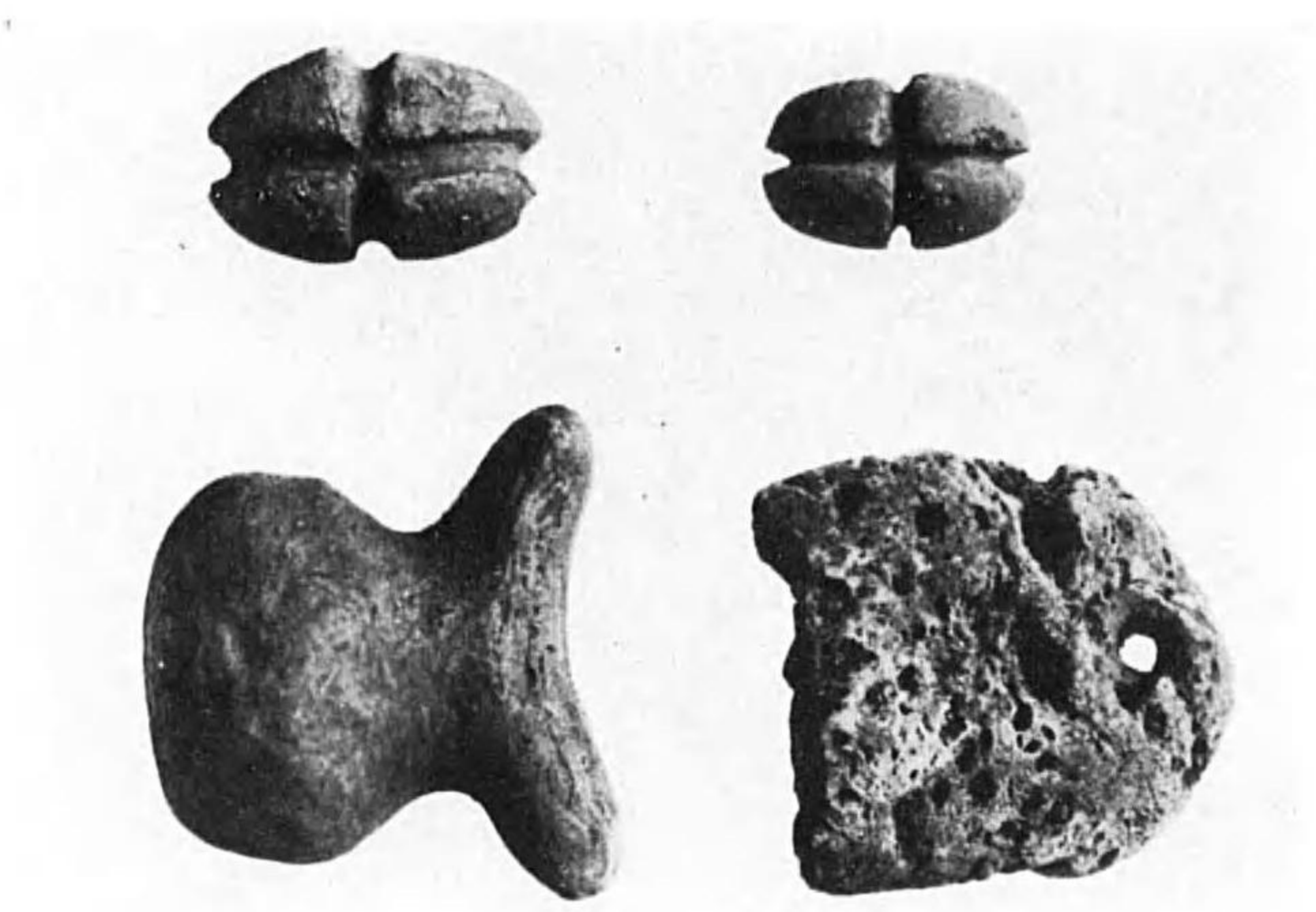


圖版第三五

新地貝塚發掘石器



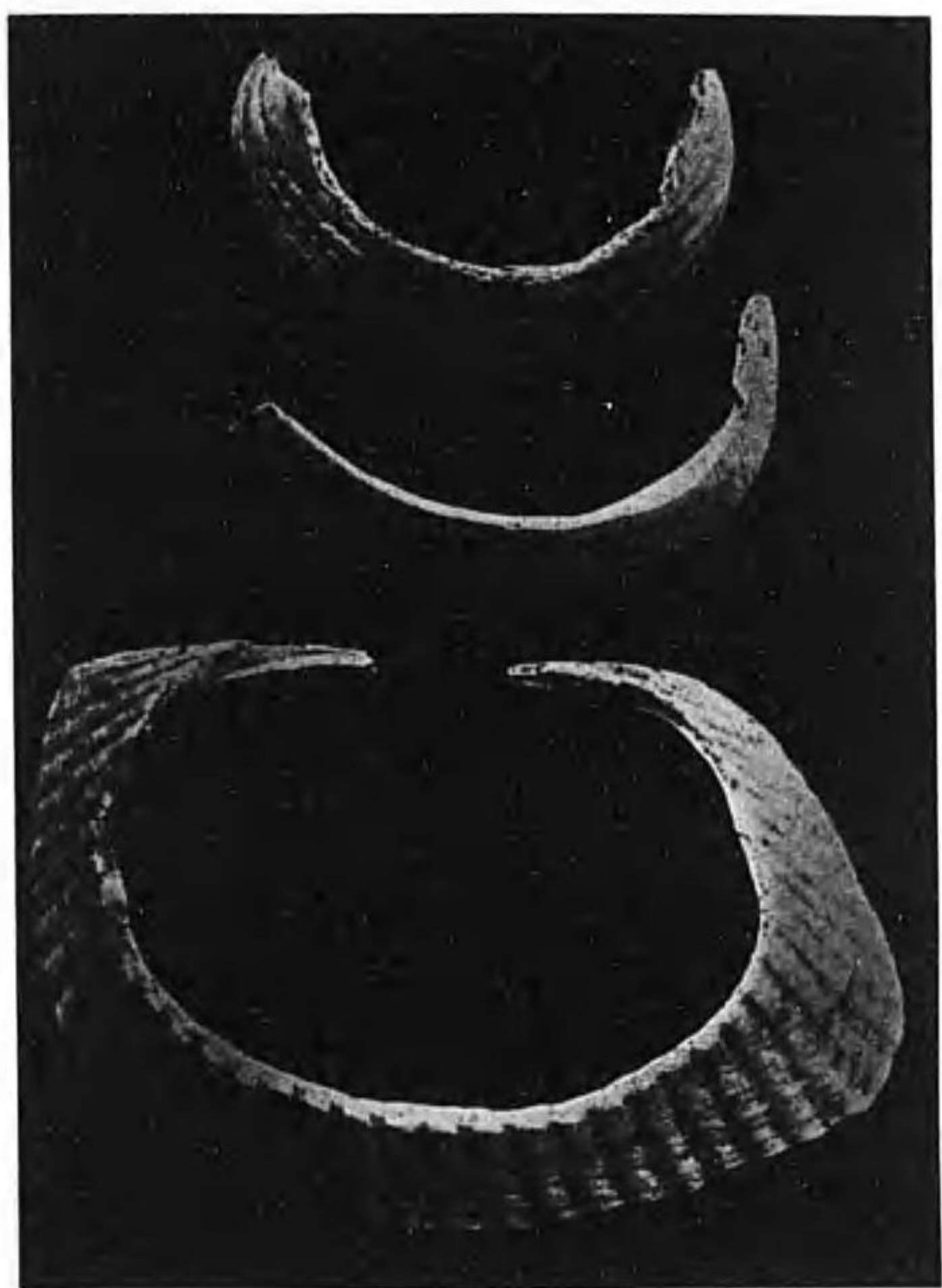
圖版第三六



新地貝塚發掘石器



新地貝塚發掘骨角器



新地貝塚發掘貝輪

岐阜縣

高山陣屋跡

岐阜縣大野郡高山町大字川西字上向町にあり。天正十四年金森長近、飛驒を領し、子孫六代百七年間高山に在城したが、元祿五年七月出雲守頼崙出羽に移封せられ、飛驒國は幕府の直轄となり、伊奈半十郎最初の代官となつた。

同年十月金森氏の向屋敷を修補して代官の治所に宛て、高山御役所又は高山陣屋と稱し、政務を執つたが、享保十年九月代官長谷川庄五郎應舎を改築し、元文三年から代官高山陣屋に常住して政務を見ることとなつた。爲め役宅、庭園等漸次完備するやうになつたのが、この陣屋である。

寶曆四年代官柴村藤右衛門陣屋の西南隅なる庭園の一部に、稻荷社を建て、貢米庫の守護神として尊崇し、里人之を陣屋稻荷と稱へて居つたが、今は白山神社に合併されてしまつた。

庭園は安永年間大原郡代の時之を改築し、一層の美觀を添え、越えて文化十三年時の郡代芝與市右衛門陣屋建築の大修繕を行ふたが、當時の總坪數は二千八百餘坪であつた。

慶應四年東山道鎮撫使飛驒に向はるるや、郡代新見内膳據守の途なきを知りて、江戸に走り、幕府瓦解と共に明治元年五月飛驒縣の應舎となり、同年六月高山縣と改稱され、同四年十一月筑摩縣支廳を之に置き、同九年八月岐阜縣高山支廳舎となつた。

明治十二年大野、益田、吉城三郡の郡廳舎となり、同三十年大野郡役所に之を宛て郡役所廢止後、大正十五年七月以來岐阜縣飛驒支廳の廳舎所在地となつて居る。

舊陣屋敷地の東南部は明治初年高山警察署に又其東北部は高山區裁判所に分割し、其他民有に歸した部分もあるので地域は大に縮少され、建築物も殆ど變更されたが幸に舊時の面影を偲ぶべき表門を始めとし、敷石、玄關、庭園、貢米庫の大部分が原位置に存して居るので江戸時代の陣屋の状態を見ることが出来る。

表門は東面して大道に向ひ、門の様式は塀中門、兩開き屋根は板葺で、中央門幅十二尺右に六尺の潜り門があり、南側に庇がある。棟高二十三尺五寸、軒高十三尺六寸ある。表門前面の堀溝には巨石を用ひた石橋があり、表門内軒下から玄關前までに幅三尺長さ十四間の敷石があつて舊規を見るに足るのである。

玄關は棟高二十七尺五寸、破風の前下に庇を附し、前面に幅二間半の式臺を有し、左右に幅一間半の脇玄關があつたが現今改造されて右方のものなく左方のみ舊時のまゝである。

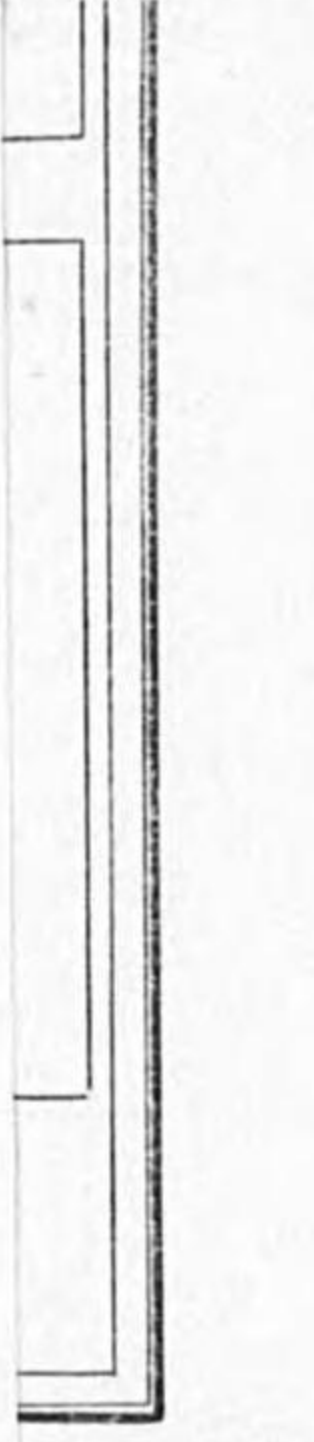
式臺から三階段を経て玄關の間に入ると奥正面には青海波の床が残つて居り、其附近は大體舊時のまゝであるが之に接続せる建築の部分は廳舎に使用の爲め改造されて居る。此等舊時の建築は板葺である。

庭園は舊陣屋の略中央に位し、泉池あり、石組の或る部分も残つて居るが昔の面影はない、又泉池の北にあつた茶亭、奥書院等は今残つて居ない。

御米藏即ち貢米庫は陣屋の南部に建立されたもので元二棟並んで居つたが一棟は取毀され、其敷地が高山警察署の所在地となり現存せるものは本屋東西二十六間、三尺南北七間、棟高三間、三尺戸口は南北兩側に各四箇所あり、庇は東西三十間、南北十間、三尺を有し、本屋庇共に板葺である。然して其内部は八つに區劃され之に一番から八番までの番號を附してあつた。

最近此等土藏の柱に享保年間の墨書を發見したといふ報がある。今民有となつて居る。

以上舊陣屋趾の主要部は保存要目史蹟の部第四に依り昭和四年十二月に指定せられたのである。

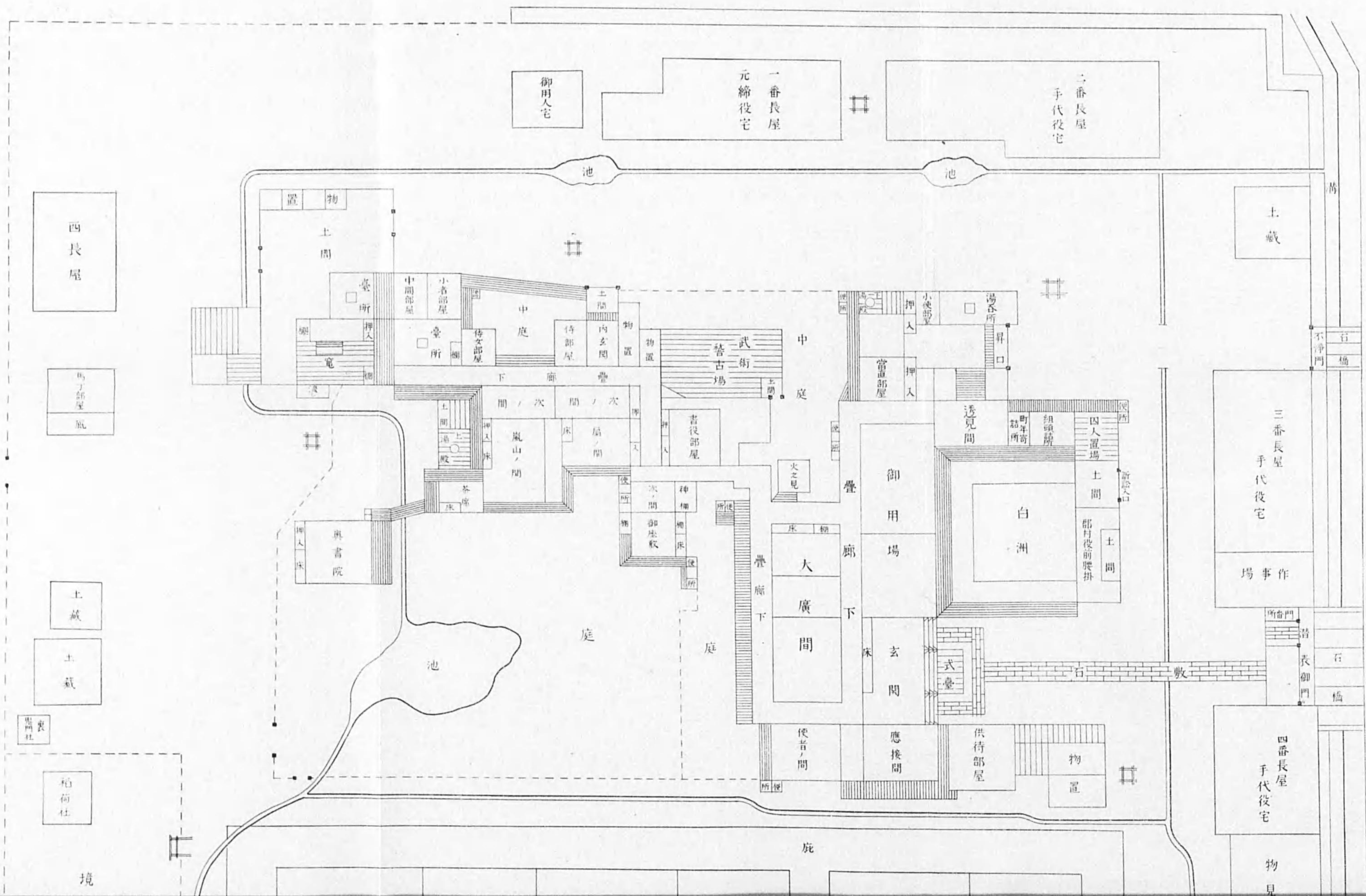


支離構白  
境界線



5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20

高山陣屋古圖

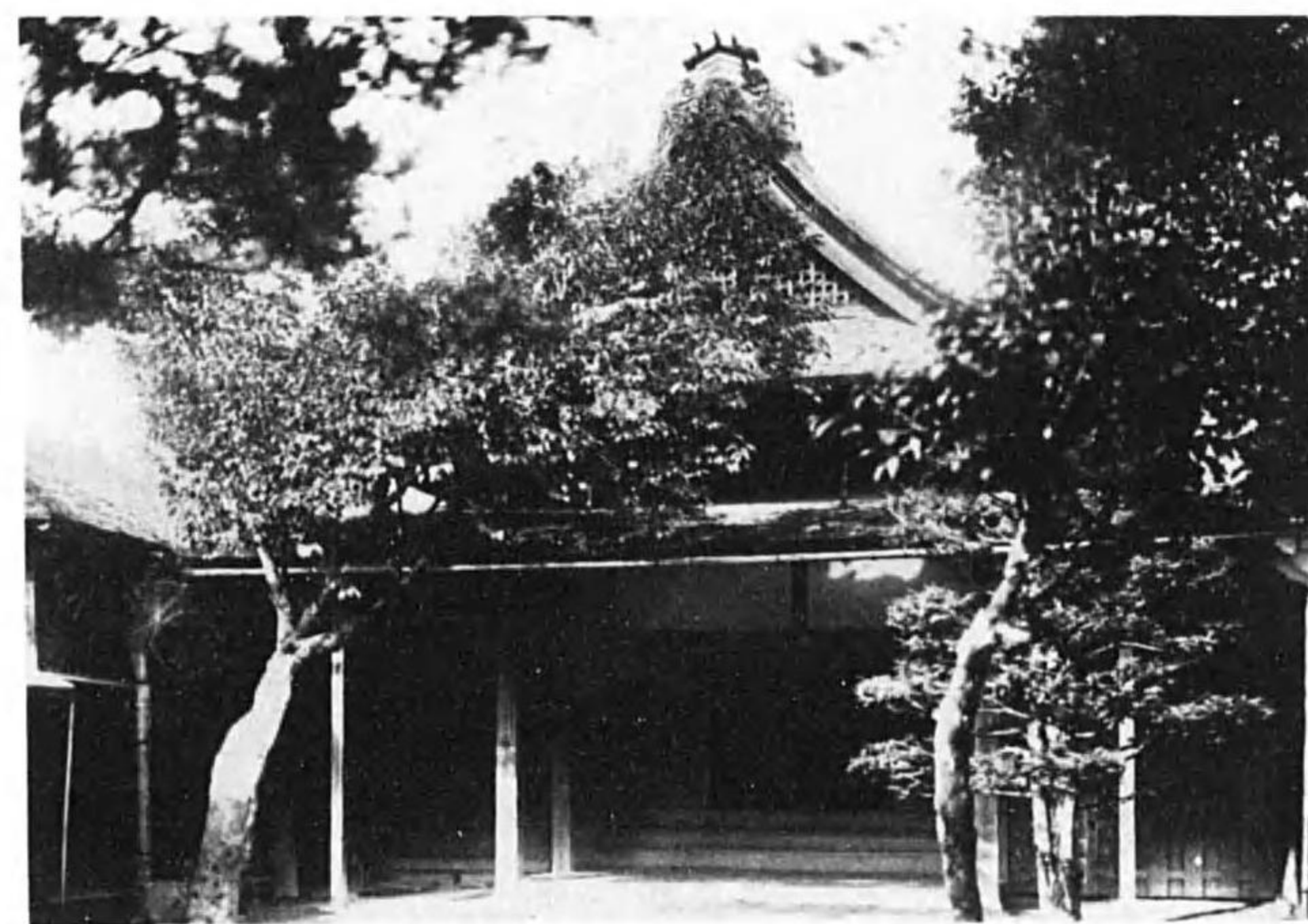




圖版第四〇

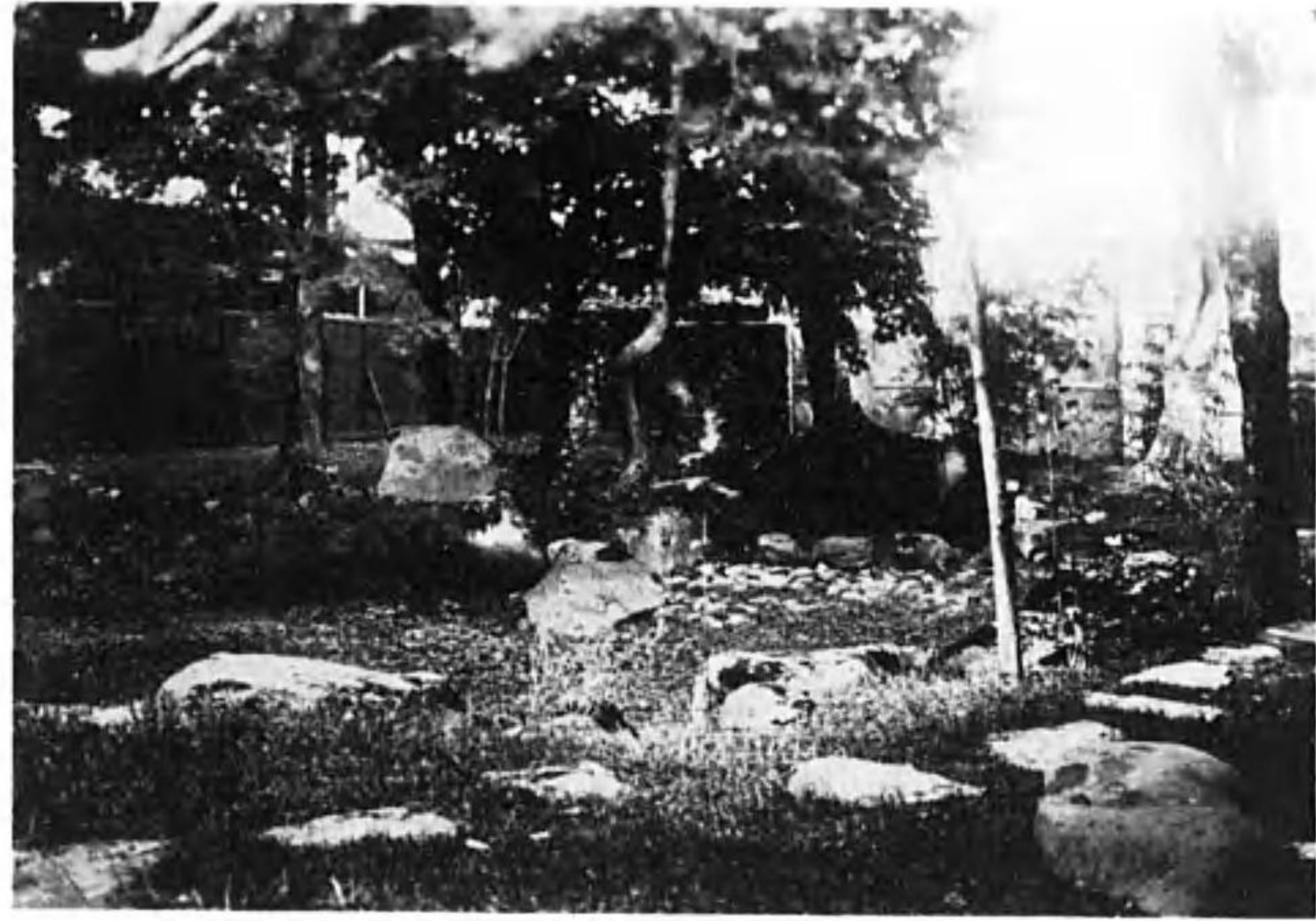


舊高山陣屋正門



舊高山陣屋本堂





舊高山陣屋庭園



舊高山陣屋御米藏

長野縣  
松本城

長野縣松本市大字北深志にあり。城は永正元年島立貞永の經營に係る深志城に淵源し、爾來屢々城主を替へたが天正十八年石川康昌の居城となるに及び規模を擴張し新城を造らんとして果さず其子光長大に土木を起し、内外の濠を掘り擴げ、石壘を高くし文祿三年現存せる天守閣を竣成したと傳へられて居る。

之と同時に五箇所の大城戸に樓門を設け、隅櫓渡り櫓多門櫓を造り、本丸と二ノ丸とに新殿を造營して要害に兼ねる壯麗な城郭を造つたと云はれて居る。

ついで小笠原秀政入城するに及び城下町の經營に力め、戸田康長父子の在城七萬石を経て寛永十年松平直政受封、巽小天守竝に月見櫓を改築し、二ノ曲輪に二棟の米藏を建設し、城は此時に至り略完成の域に達した。次に堀田正盛之に代り數年の後佐倉に轉じ、寛永十九年水野忠清その後を受け以後子孫五代繼承し、享保十年八月より同十一年三月迄幕府の直轄となり、享保十一年三月戸田光慈六萬石入城以後子孫相繼ぎ光則に至りて王政維新となり、明治四年廢城となつた。

城は平野中に築かれた平城で、本丸區域は殆ど舊時の形狀を保つて居るが、木造建築物は天守閣附近のものを残す外、何れも形を失ひ、只石垣と元建築物のあつた空地とを存するのみで

ある。

舊記に依ると本丸は東面に於て南北七十六間五尺餘、南面東西七十六間五尺。西面南北六十九間、北面にて東西八十九間五尺の廣袤を有し、石壘を繞らし、其外に幅廣き處にて約三十間、狭き處にて十二・三間の濠あり。南面の東隅に黒門趾あり、北面に渡道の跡あり。南西の隅に天守閣並に附屬の櫓がある。

天守閣は高さ凡そ十八間。外觀は五層で、内部は六階、一階は東西九間三分、南北八間三分。二階は廣さ一階に等しく。三階は東西七間五分、南北六間五分、四階も之に等しく、五階は東西五間五分、南北四間四分。六階は方四間四分ある。又外觀に於て南面の二層に千鳥破風四層に唐破風を附し、北面四層に唐破風、東西兩面の各三層に千鳥破風を附し、棟は南北入母屋造である。

天守閣各層の側壁には矢挾間と銃眼とを穿つてあつたが、明治年間の修繕に於て銃眼を閉ぢてしまつた。一階の裾には武者返しを附し、敵の登攀を防ぐの用に供し、最高層には四方に角窓を附して展望に便にし、内部には長押を打ち疊を敷き詰めた形跡があり、天井の梁上には二十六夜神を祀つてあつた。此處に登れば松本平は一望の裡に集り、四近の山々が眼前に迫るを覺えしめる眞に松本平原を牽制する好適の地位を占めたものである。

乾小天守は外觀三層、内部は四階で一階と二階とは東西五間、南北四間四分。三階と四階とは東西三間、南北二間四分の廣さがある之れに二層の渡櫓を連接して天守閣に續いて居る。



歴代城主の家紋を有する古瓦

乾小天守の窓も舊時に於ては矢挾間と銃眼とを交互に穿つてあつたが、修繕の際に現今の如く改造されたのである。渡櫓の東面にはその下階に堅固な城門がある。

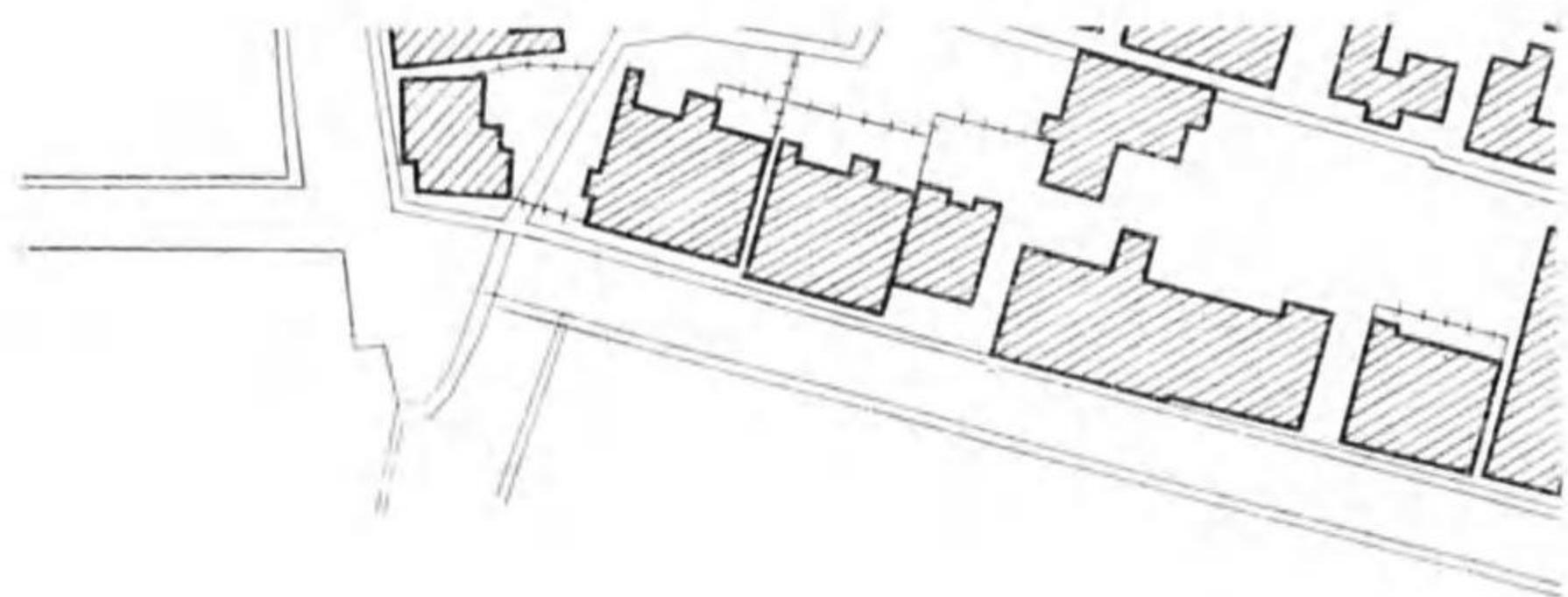
辰巳櫓は二層で、初層は東西二間七分、南北二間三分之れに、南北二間七分、東西三間八分の月見櫓を附設してある。月見櫓は三方に側縁並に欄干を附し、内部に長押を打ち疊を敷き詰めたらしく、宛然御殿風の建築である。其階下の北面に城門がある。

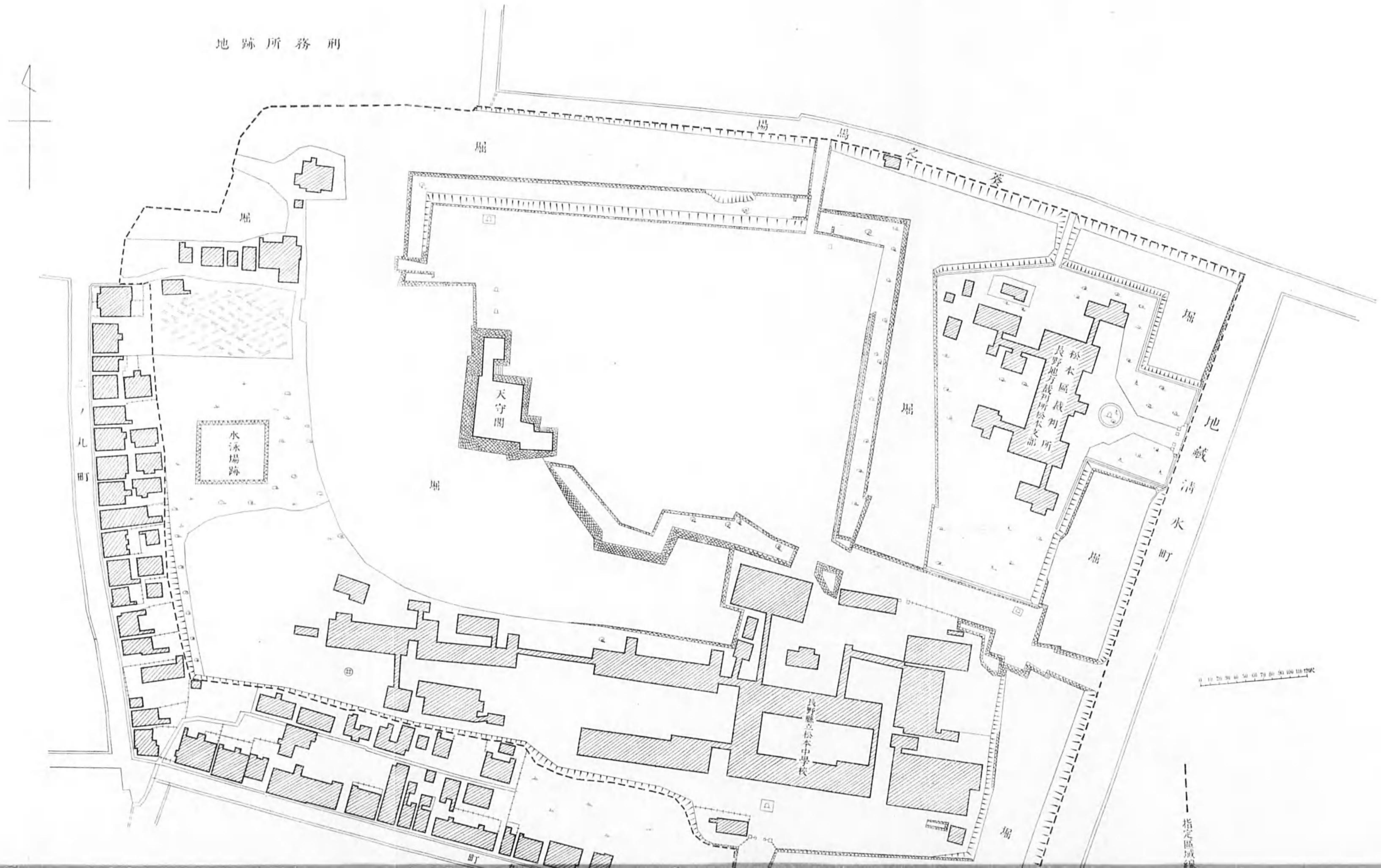
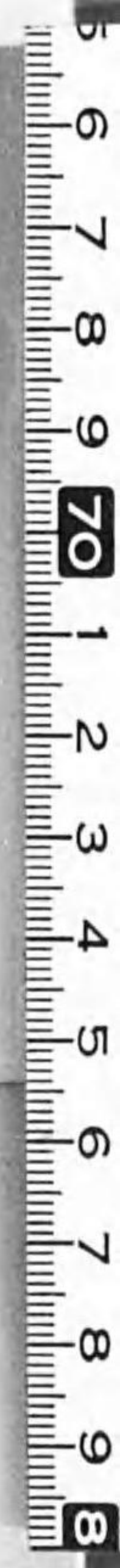
建築物の屋根瓦の瓦當には、代々の城主の家紋を用ひたもので、最終の城主であつた戸田氏の六星紋を附するものは九割以上を占め、次は水野氏の澤瀉紋、稀に松平直政の裏紋、五七桐の瓦當を發見することもある。然し最初の構築者石川氏の家紋は見えないが、恐らく三巴紋のものがそれであらう。

石壘は近世の城郭としては著しく低い之れは恐らく此城の沿革に大なる關係を有するものであらう。即ち此城は古く小笠原氏の部將島立氏の居館の地を漸次に城郭の形に整へたものでその昔土壘であつたものを石壁に改造した結果かかる状態を呈したものであらう。本丸の東南地區を二ノ丸區域とする。其濠趾の部分は東部南部の一部に残存して居るが西南部は既に埋められて市街宅地となつて居る。西北の隅に島立氏を記念する爲めの小祠があつたが今は他に合併せられて舊地を残すのみとなつた。二ノ丸御殿の趾には今松本區裁判所があり古山寺御殿の趾は現今松本中學校の敷地となつて居るが其一隅に古井戸が残つて居る。

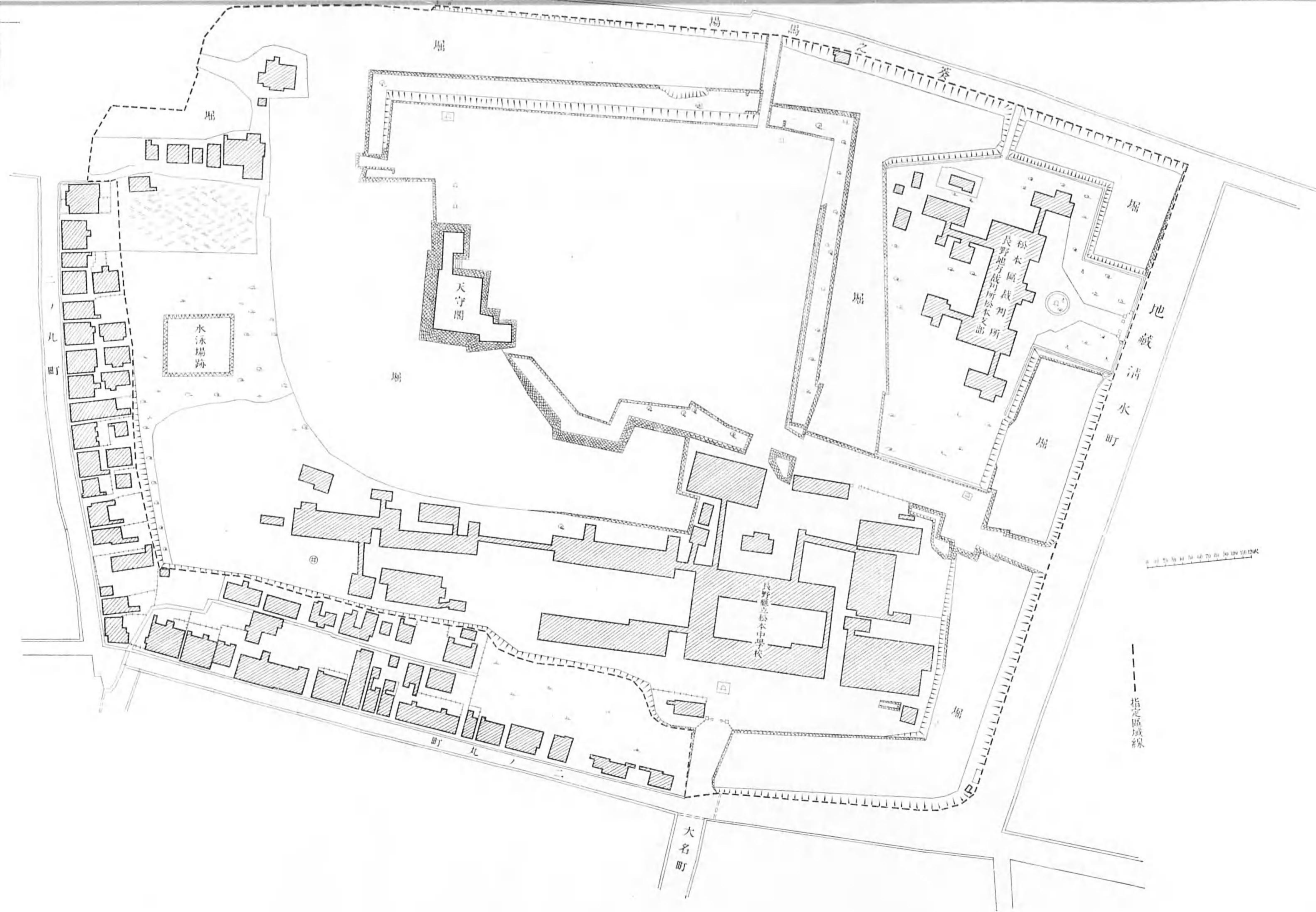
二ノ丸東面の太鼓門趾の石壁は比較的善く残り其左側の巨石は神澤の立石を運んで來たものであると傳へて居る又門の礎石も路面に残つて居る。猶本丸の濠の西面の部分に隠れ橋の跡がある平素は濠幅の塀を立てて居つたが有事の際此塀を倒せば橋となし得る構造であつたと傳へられて居る。又本丸に通ずる黒門趾及附近は今殆ど舊形を存しない。

右は保存要目史蹟の部第四に依り昭和五年十一月に指定されたものである。



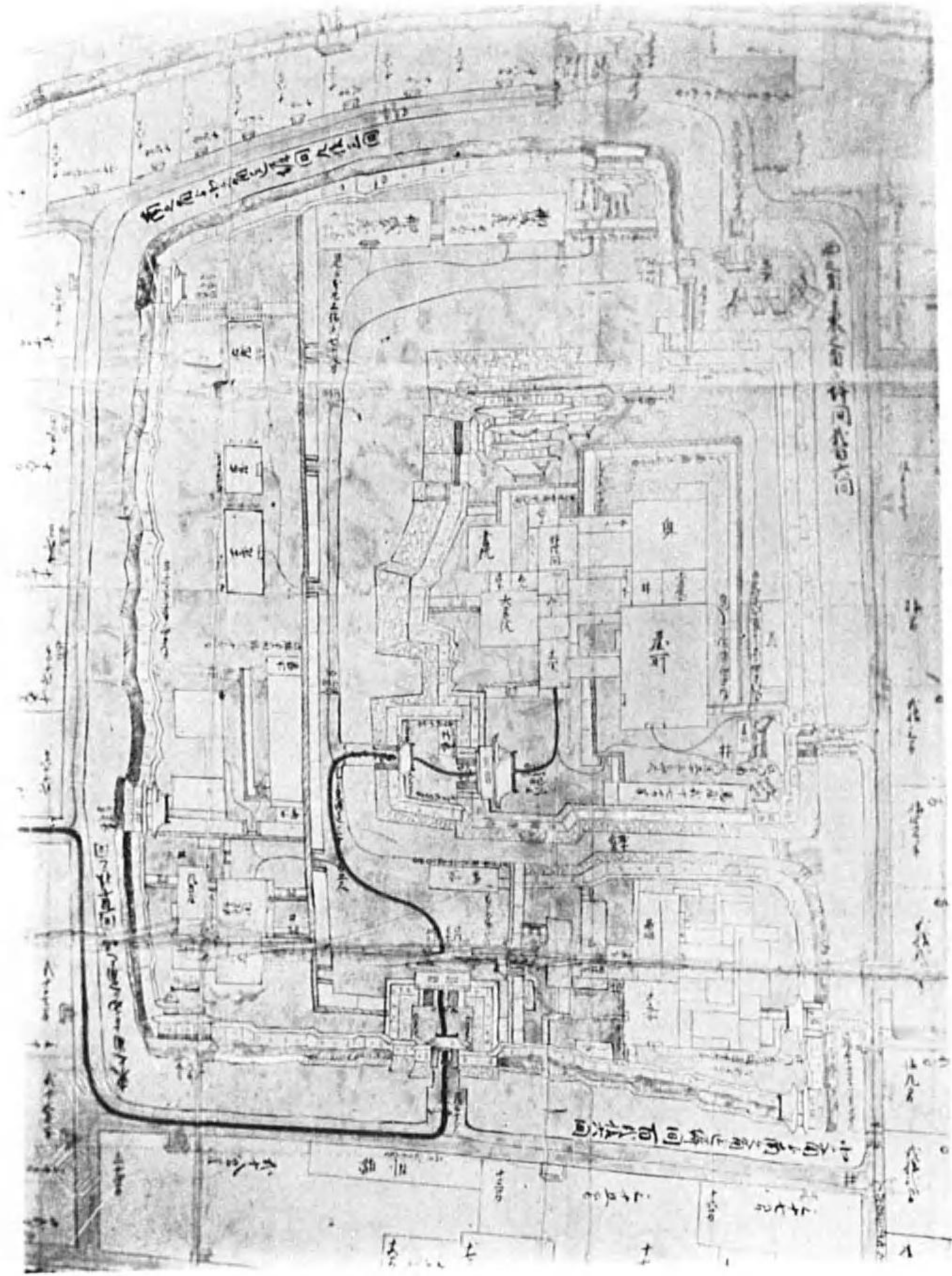


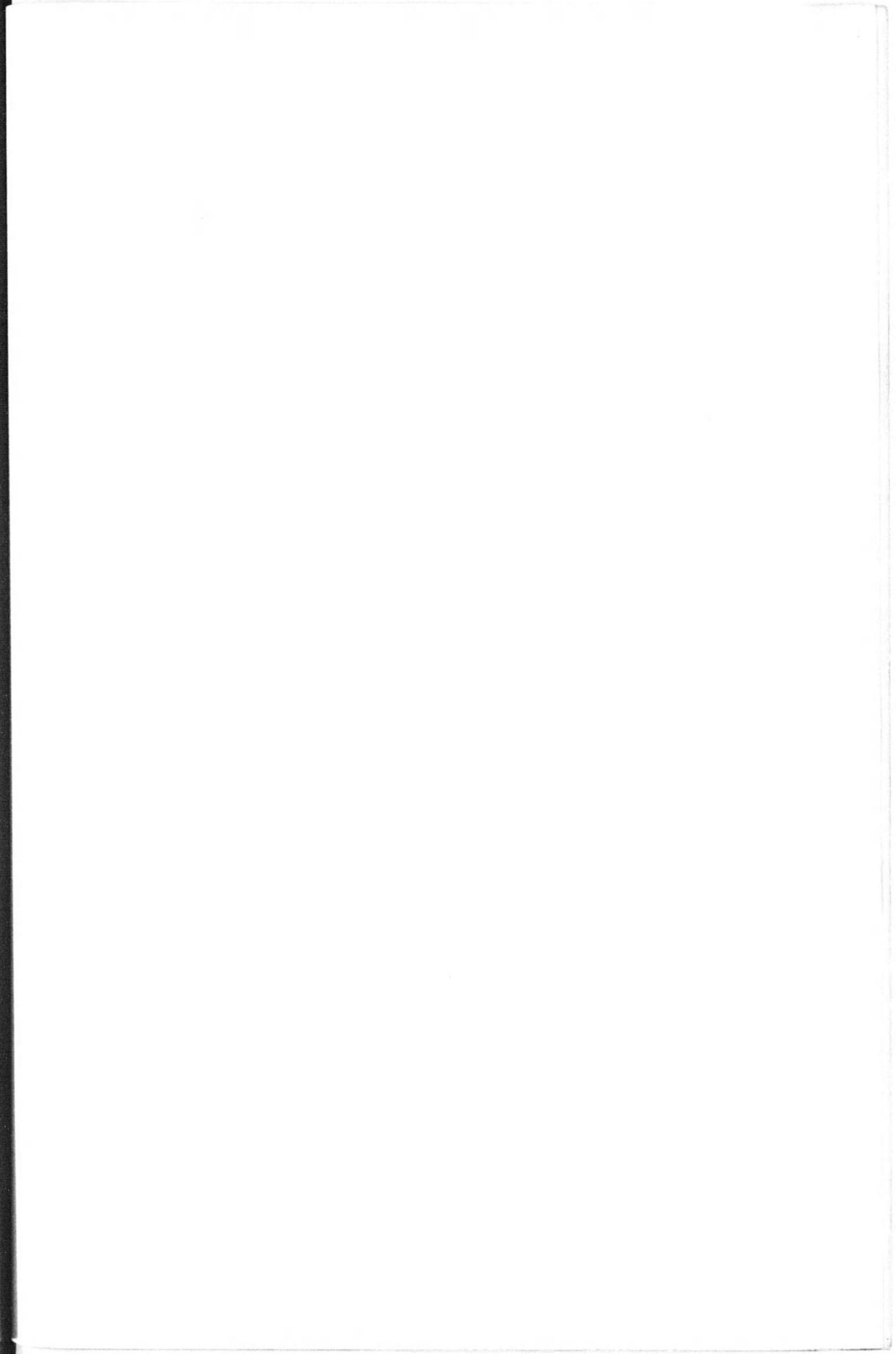
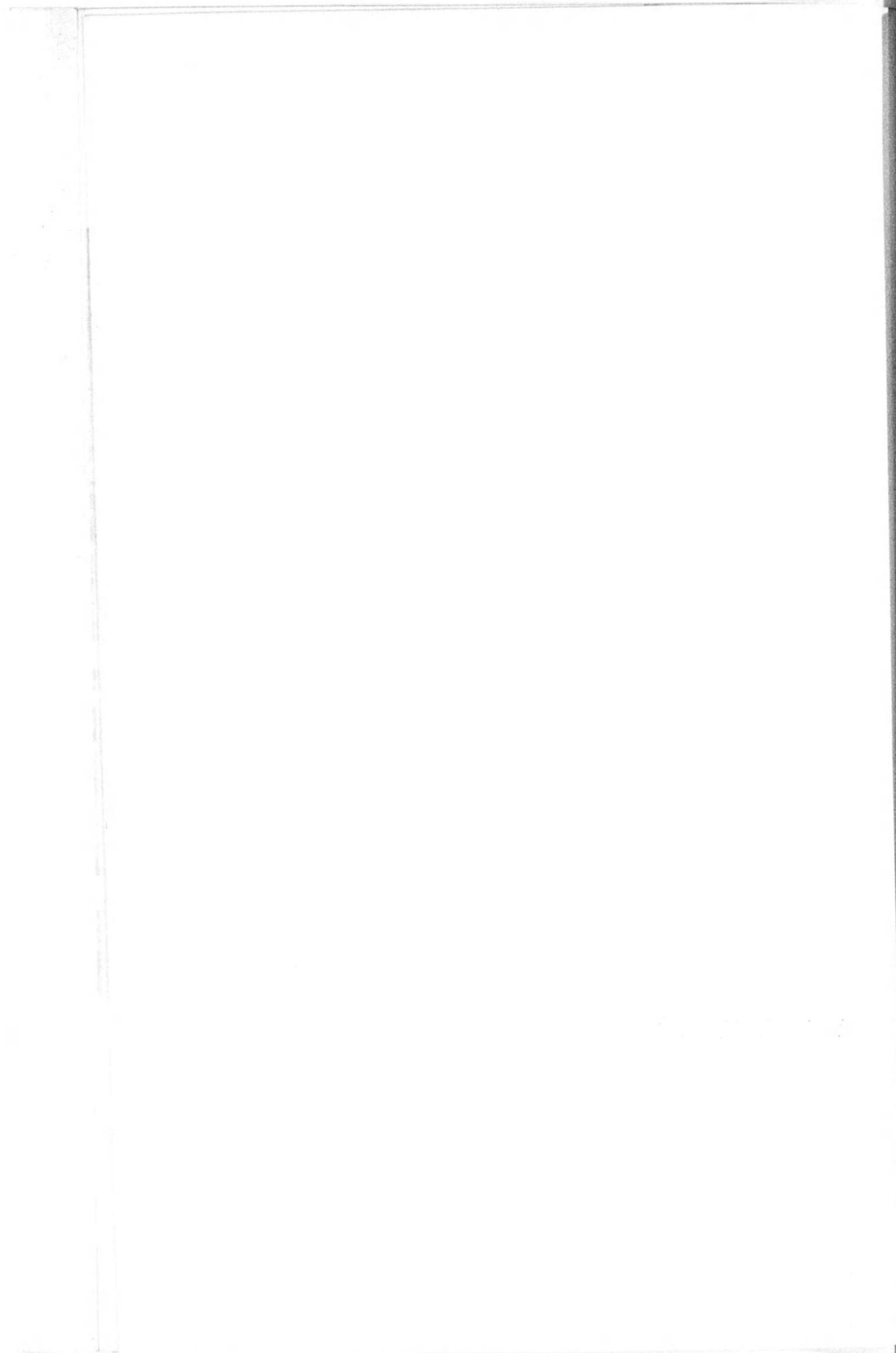
指定地域實測圖



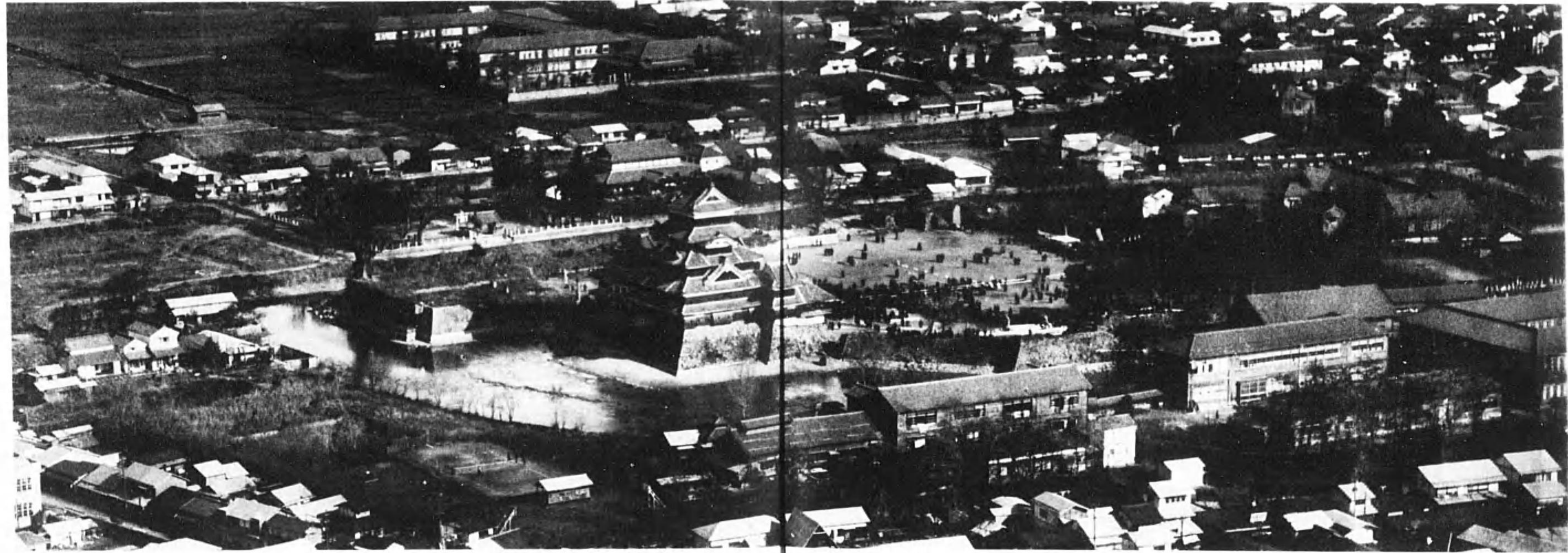
圖版第四三

(丸ノ二及丸本) 圖 古城 木 松





5  
6  
7  
8  
9  
10  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10



(真窩行飛) 狀現丸ノ二及丸本城本松





松本城天守閣東面



松本城天守閣南面



面北西丸本城本松



趾橋隱面西丸本城本松



櫓渡城本松



櫓見月城本松



面西閣守天城本松



面北東丸本城本松

福井縣

一乘谷朝倉氏館趾

附南陽寺趾

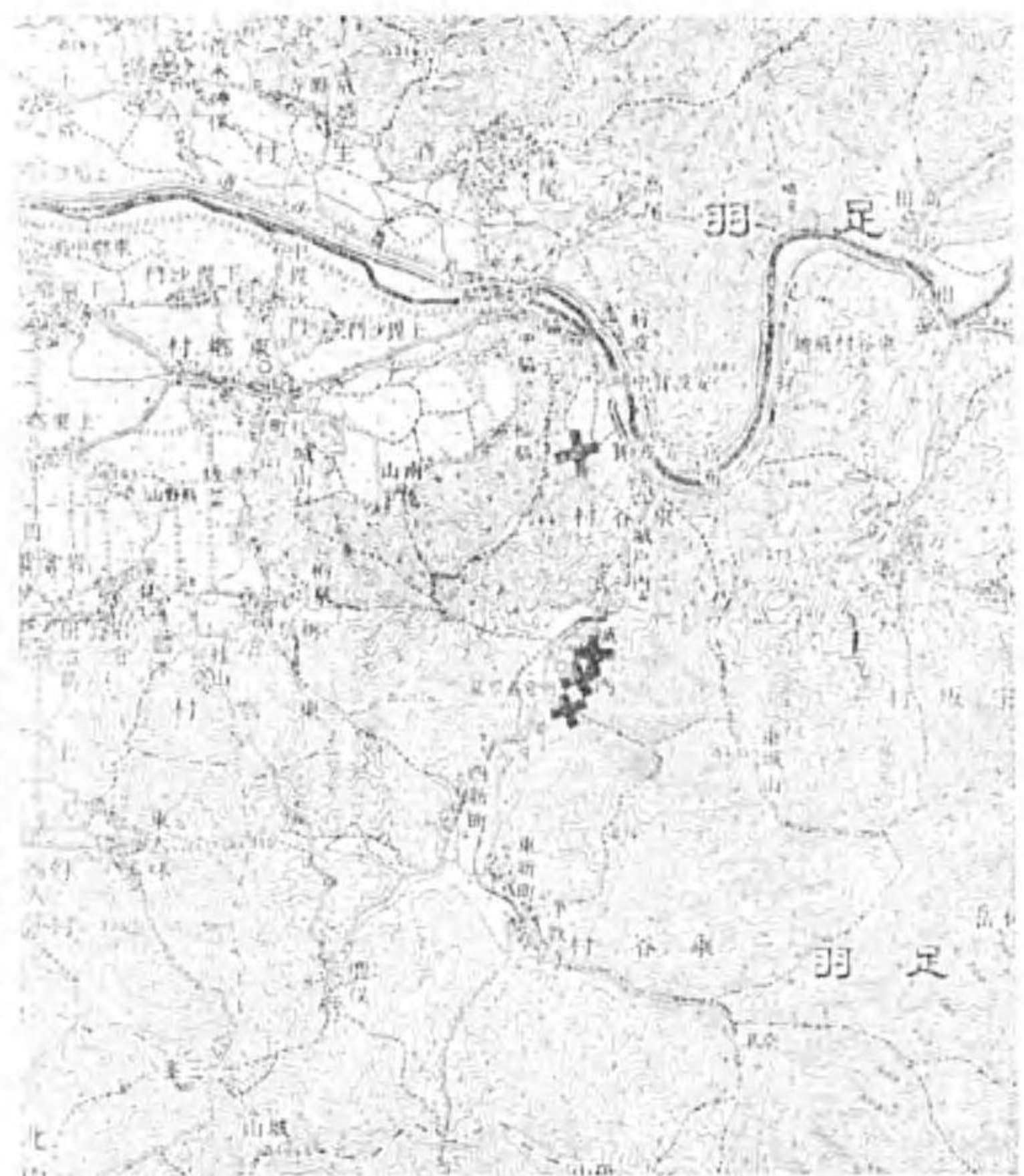
福井縣足羽郡一乘谷村大字城戸内にあり。文明三年朝倉敏景越前國の守護となり坂南郡黒丸城から此地に來り一乘谷城を築き子孫五代百餘年間の城地となつた。

城構は一乘谷川の右岸に聳ゆる海拔四百三十五米九の山頂を削平して數個の城臺を造り堀切を設け本丸二ノ丸三ノ丸並に千疊敷等を備へ其西北麓なる一乘谷川の溪谷の上下に土壘を築きて之を劃し其内部を城戸内と稱し略中央に居館を構へたもので規模頗る雄大である。

居館の一は世に朝倉屋形として聞えて居つたもので城山の山麓から之に接続せる平坦地の三方に土壘を繞らし土壘の外方に幅約五間の濠を廻らしたもので遺跡の現狀に就て測定すると土壘の外形は西北正面に於て延長五十五間西南面の長さ五十五間その外方に水を湛えた濠趾があり其對岸は稍高い雜草地である。東北面の土壘の長さは約五十三間あり東南面は山麓で幅廣く六十七間あつて土壘を缺いて居る。但し平坦面より稍登りたる山麓には堀切があつて居館區域と山地部の境界を爲して居る。

殘存せる土壘の部分で原型に近いと思はれるのは西隅附近で濠趾たる現在の水田面より

高さこと約十二尺、館内部の地平面よりの高さ約七尺あり、其敷幅は約二十四尺に達する。然して西南面の土壘は概して原型を損してゐないものと認められるが東北面は民家並に道



(據陸地測量部五萬分一地形圖) 23

世に建立した朝倉義景の石廟あり其他は畑地となつて居る。寺域附近には室町末期の様式を示せる厨塔又は五輪石塔の断片を發見することがある。

路に近く變化せる部分があり、此方面から正面にかけて腰石垣を有する部分があり又各處に土砂を採取せる形跡がある。

西北正面の土壘の中央より稍北に偏して唐門あり門の附近は石垣を以て土壘に接続し前面の通路によりて濠の外側に通ずる今の縣道に接して居る。

土壘の内部には略中央で唐門の正面に松雲院がある。唐門の向つて左に村役場の建築があり附近の土壘は幾分割られて居る。松雲院の南に後



朝倉義景石廟



松雲院唐門

義景石廟の所在地から高さ約四十尺の山麓に於て七間に十五間位の平坦地があつて湯殿と稱し、館内の高處で眺望に富んで居る。舊時に於ては平坦地に建築があつたらしく山麓に凭りて奇石を配し泉池及び瀑布を作つた跡は明かで、石組も築造當初のまゝ、残存し室町時代の庭園の面影を偲ばしめる今其一部に忠魂碑がある。

右の館址は地字を新御殿と稱し、其前面の水田を慶長三年の城戸内檢地帳には新御殿前と記してある。即ち此の名稱は朝倉氏が館當時から唱へられて居つた事を想像し得べく恐らく朝倉氏最後の主義景の時に擴張經營した居館の址であらう。此の館址の上城山の登り口に英林塚と稱する寶篋印塔がある。即ち敏景の墓と傳稱するもので此附近にも相當の廣場がある。此等の地も或る時代の居館の所在地

と見られないこともないが確證がない。

朝倉屋形の南方約十二、三町の山麓の高處に一の居館趾がある。新屋敷又は諏訪の立石と稱し、朝倉義景の室小少將の邸趾であると傳へられて居る。新御殿前の縣道は南に續きて略諏訪立石の下まで來り之れより屈曲して行くが此邸趾は縣道から二十三尺の高さに位する。城山の麓に於て湯殿趾等と並ぶ高燥の地で溪谷一帯を望むことが出来る。平坦地は上下の二段に分かれ其高低の差約十尺、上段と下段の間の崖を利用して巨石奇岩を配し三段の瀑布を組み立石の最大なるものは地上十三尺小少將の郷國美濃から此地に運んで來たものと傳へられ其前面なる下段の平坦地の一部に石を組み泉池を構へたもので現今は畑地となつて居る。

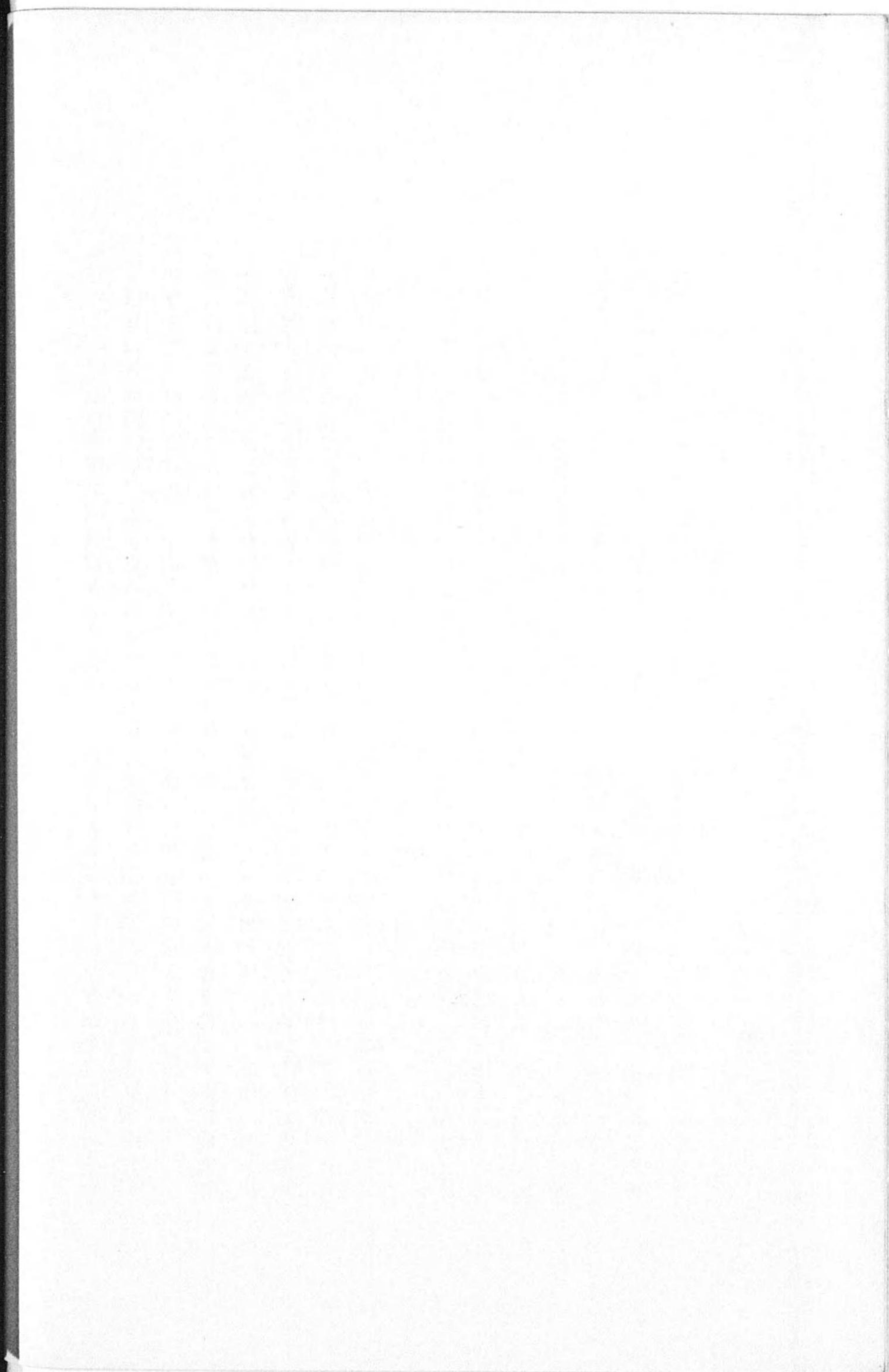
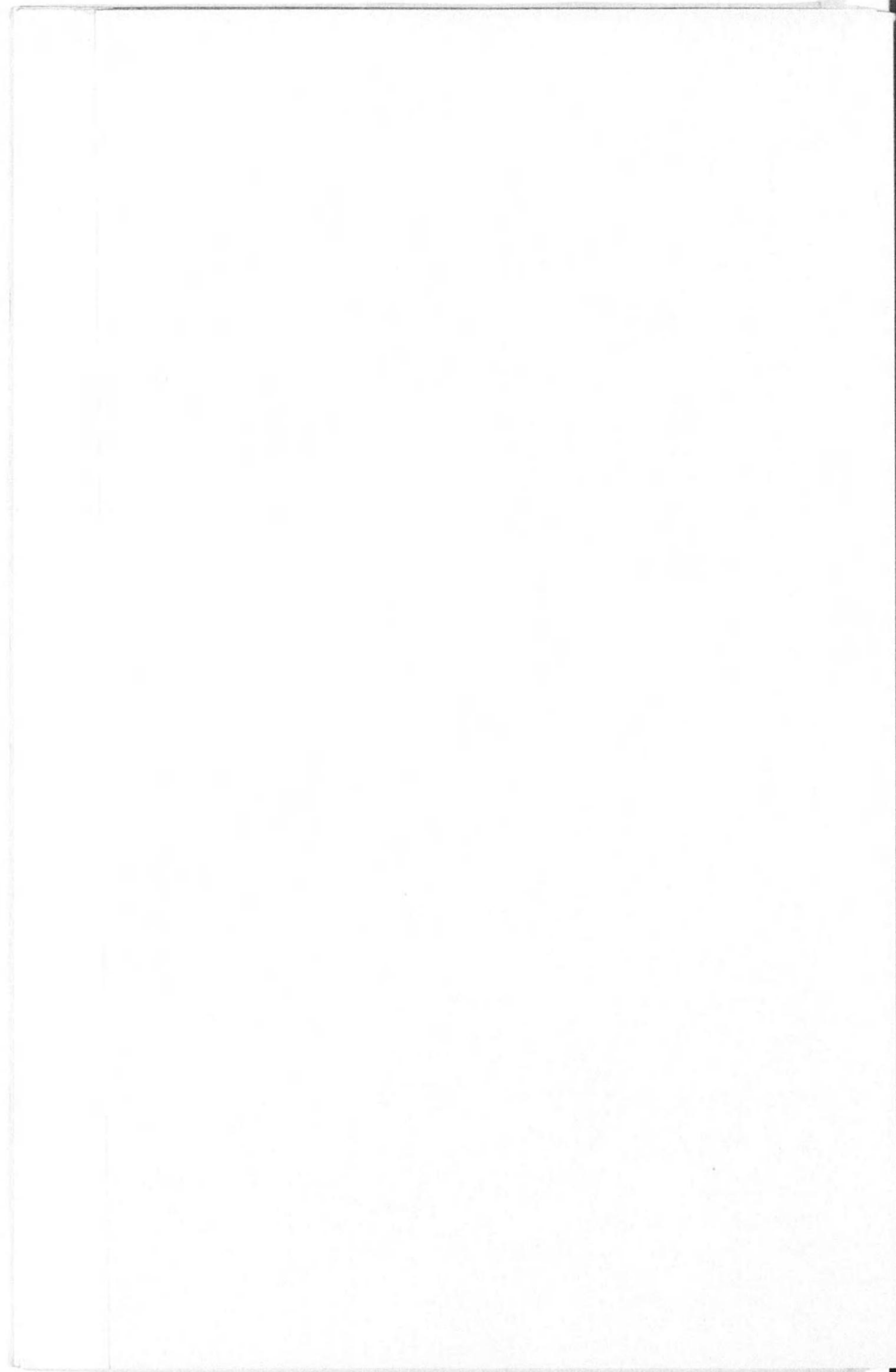
東南方の高い上段の平坦地は庭園の上手に當るが略中央に短徑三尺四寸長徑五尺三寸の自然石の表面に直徑八寸六分深さ七寸縁の四邊に小柄の切込みある臺石がある。何等かの建造物のあつたことを示して居る。其他上下二段の平面は畑地となり下段の一部は水田となつて居る此處からも城山に登る途がある。又舊庭園の最大の立石の表面に弘化四年に刻した文字がある。即ち宗清宗淳宗滴三氏の法名で幕末の頃には之れを朝倉氏の墓石と見做したことが知られる。

南陽寺趾は朝倉屋形に近い東北の山麓に在る。湯殿趾等と略其高さを等しくせる稍廣き平坦地である。朝倉始末記に朝倉屋形の良に美景無双の名境南陽寺と號するあり地形從來

幽奇にして眺望殊に勝れしかば繁榮最盛なり加之庭前に糸櫻あり云々と記してある處である。糸櫻は今は殘存して居ないが永祿十一年三月城主義景が將軍足利義昭を之に請じ觀櫻の宴を催した處で當時に於ける糸櫻の題詠はまた載せて朝倉始末記にある。

遺跡は山麓に近く立石其他庭園の石組の或部分を殘し地字を難陽寺と稱し明かに其地たるを示し寺趾の西に通する小徑を南に行けば城山に登ることが出来る。

右は史蹟及名勝として昭和五年七月に指定せられたものであるが今は史蹟として其概略を記すに止める。(史蹟の部第二第八による)





圖版第五〇



壘土（形屋倉朝）陸館氏倉朝谷乘一



（陸園庭）陸館氏倉朝谷乘一





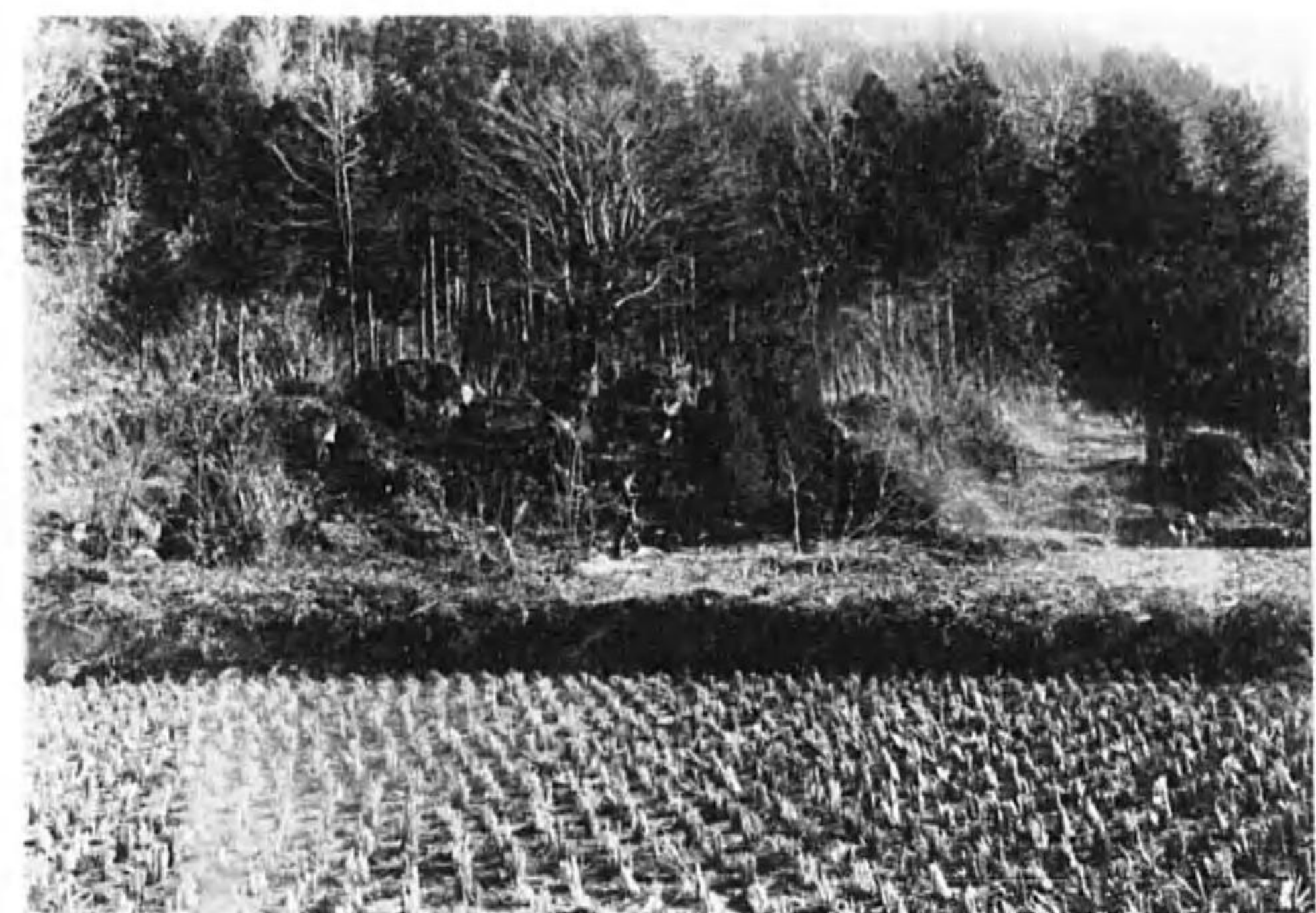
諏訪館址(諏訪立石附近)實測圖



圖版第五一



(石立訪譚) 陸館氏倉朝谷乘一



景全上同



(石礎るあに地加之石立訪蹟) 陞館氏倉朝谷乘一



(陞園庭) 陞寺陽南

南陽寺址實測圖

圖版第五四



(石礎るあに地畑上の石立跡)



(址樹庭) 址

### 西山光照寺趾

福井縣足羽郡一乗谷村大字阿波賀中島にあり。一乗谷川の左岸丘陵で、城山の前山を爲せる山地の北端に近き處に海拔二百四十米の高點がある。之れを俗に西山と稱し、其麓と足羽川との間に小盆地がある。地は一乗谷城の郊外に於ける要地で、足羽川の關門を扼する地位にある。

光照寺は此の小盆地を前にした西山の麓に建てられたもので、東南に續く山麓には朝倉氏の尊崇せし春日神社がある。

寺の創建は詳でないが、寺傳に依ると東大寺重源大佛造營の爲め諸國勸進の砌、此寺に滞留せし由を傳へて居る。後朝倉氏一乗谷に築くや、同族鳥羽將景之を再興し、僧盛舜の入寺によりて寺運隆盛に向ひ、朝倉孝景の歸依を受けて益々盛大となつた。

朝倉義景が一乗谷を逃れて大野郡に入つた時に西山僧眞勝が之に隨つて居る此等に依つても西山光照寺の地位が推察される。朝倉氏滅亡後松平秀康此寺を北庄に移轉せしめたので、今猶其寺號を傳へ且所在地の町名を西山と稱して居る。現今該寺には石造の大佛を安置して居るので、福井市の石大佛として聞えて居る。

安波賀中島の舊趾には山麓の平坦地に本堂、庫裏の趾等を殘し、近年まで光照寺に屬する小庵室を維持して居つたが、今は全く退轉して徒らに雜草竹木の繁るに任せて居るに過ぎない。

本堂趾の背後の傾斜地には多数の五輪石塔があつて何れも永正、大永、永録等の年號を刻し朝倉氏盛時のものたることが知られる。細き溪谷に近き處に傾きて立てる盛舜上人七回忌の供養碑がある。石材は凝灰岩で高さ七尺七寸。一尺一寸角。臺石は下の蓮座幅二尺二寸高四寸五分其上に高さ五分幅一尺六寸の薄き臺形の彫出しがある。塔身の上部の笠石は落ちて居るが五輪塔のものに類したものである。全面青苔に蔽はれて居るが正面には左の刻字がある。

南無阿彌陀佛六八念佛結願圓頓大乘戒□□盛舜上人第七回忌佛道増進。大永二歲<sub>壬午</sub>二月廿八日。

盛舜供養碑の位置から稍登ると寺地の西南界を限る結界石がある。高さ地上六尺幅五尺厚さ約二尺の大石の東北面に南無阿彌陀佛の大字を刻して居る。北方の結界石は一町餘を隔てた北方の藪地の中に在る。

本堂趾の前面に二基の石佛がある。北側のものは來光の阿彌陀如來の立像で高さ五尺七寸。其臺は方三尺高さ四尺餘のものであるが多数の五輪石塔を積み上げたものである。南側には高さ三尺二寸の虚空藏菩薩の座像があり、其臺座は北側と等しい。此等の臺座に積み上げられた五輪石塔は何れも大永、天文、永録等の年號銘のあるもので元寺地並に背後山地に散在して居つたのを集めて積み上げたものである。然して此等の石材は何れも凝灰岩である。

本堂趾の前面一段低き處にも石佛が立てられて居る。北側には地藏菩薩外二躰が南向に立ち、南側には不動明王及二童子が略東面して立てられてある。何れも原位置にあるものと認められる。地藏尊像は胸部稍剥落せる外殆ど完全で身長五尺九寸、光背高さ七尺五分、蓮座の上に立ち、右に錫杖、左に寶珠を持った半肉彫の立像で、光背には周圍に雲形の浮彫がある。然して尊像に向つて左側面に左の銘がある。

奉造供養地藏菩薩御尊像諸願成辨。昔享祿三<sub>庚申</sub>年<sub>卯月十六日</sub>大衆敬白

地藏菩薩の西に並ぶものは彌勒菩薩、阿彌陀如來の二躰である。

南側に略東面せる不動明王は身長六尺六寸、拡張二尺九寸。光背高さ八尺二寸、幅廣き部分四尺二寸。尊像は頭部稍大に過ぐる感があるが右手に劍を執り、左手に索を持つた半肉彫の立像で、衣紋の刀法極めて鮮明である。光背には火焰を浮彫にし、其背面に左の銘がある。

見我身者發菩提心

聞我名者斷惡修善

(梵字) 昔天文二<sub>癸巳</sub>年五月廿八日

願主道伊

聽我說者得大智惠

智我心者即身成佛

猶此の外に細字で勘進氏名を刻した形跡があるが判讀し難い二童子の内一軀は其位置は多少移動したものと思はれる。

本堂趾の正面に通ずる小徑の兩側に僅少の水田を隔てて石佛が並立して居る。北側は築堤と認められ石佛は其上に安置され、南側はその南方の高地の縁邊であつて石佛は其上に建てられたものである。(北側は北三十度西、南側は南三十度東)

北側の石佛列は略南面して並び千手觀音、阿彌陀如來、不動明王等の立像が多く光背の高さは何れも五尺餘で天文、永録等の年號銘を有し、願主の法名を刻したのもある略完全なもの十六軀ある。

南側の石佛列は北側を距ること約拾壹間の處に相對して立ち缺失せるもの多きを以て一々判明せざるも三尊佛、千手觀音、阿彌陀如來等の尊像多きが如く天文、永録の銘を有するものがある。

石佛列の略中央に表面に南無阿彌陀佛(天文十八年 内藤金左衛門)の銘を有する高さ三尺餘の碑石がある。

以上の石佛列は略舊時のまゝ存するものと認められ光照寺本堂前面の參道附近の舊規を見るに足るものと思はれる。然して其石佛の用材は何れも福井地方特有の青石と稱する凝灰岩で質軟かく彫刻を施し易く且風化に耐ふる特質がある。

右は保存要目史蹟の部第二に依り昭和五年七月に指定せられたものである。







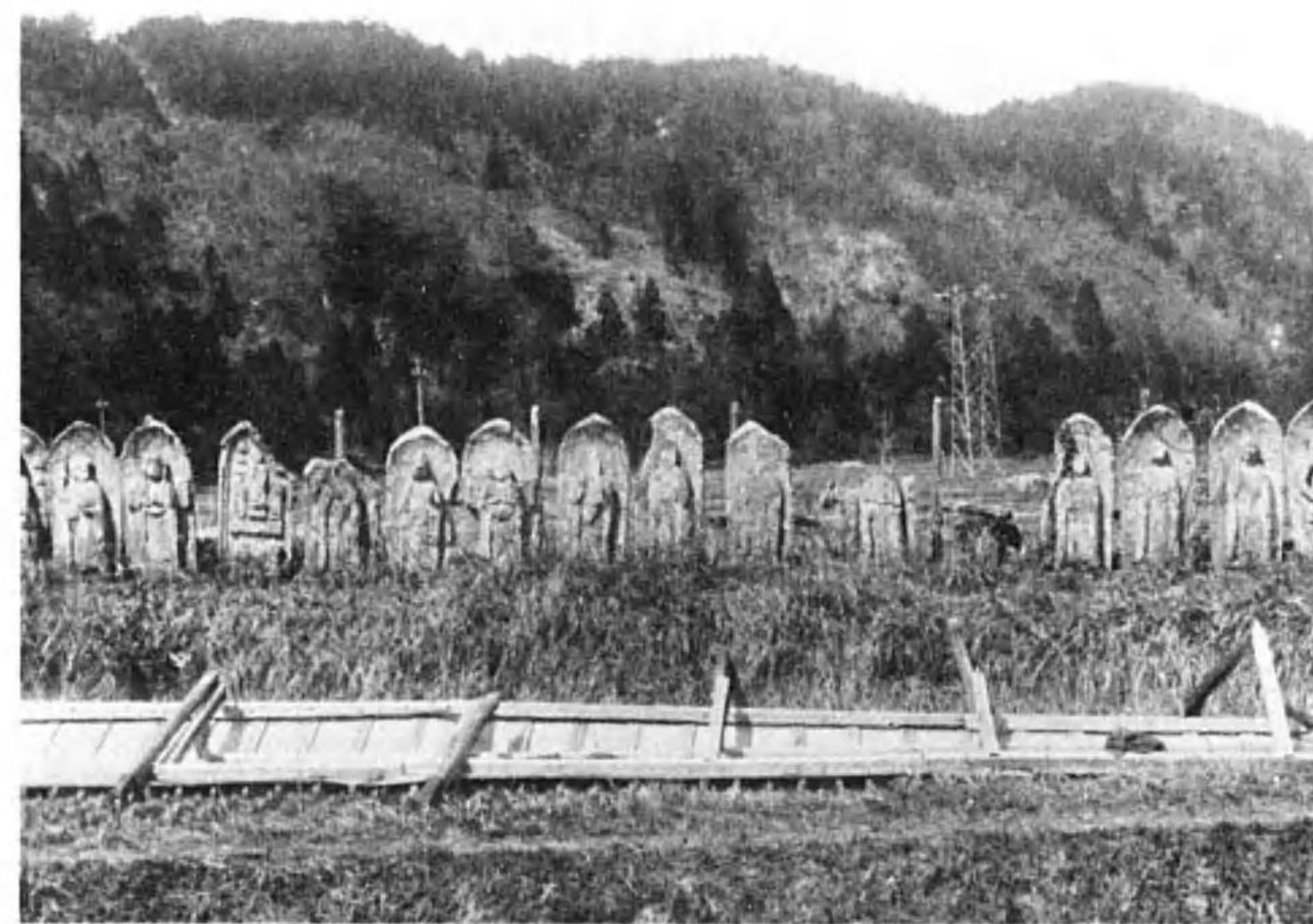
西 山 光 照 寺 址



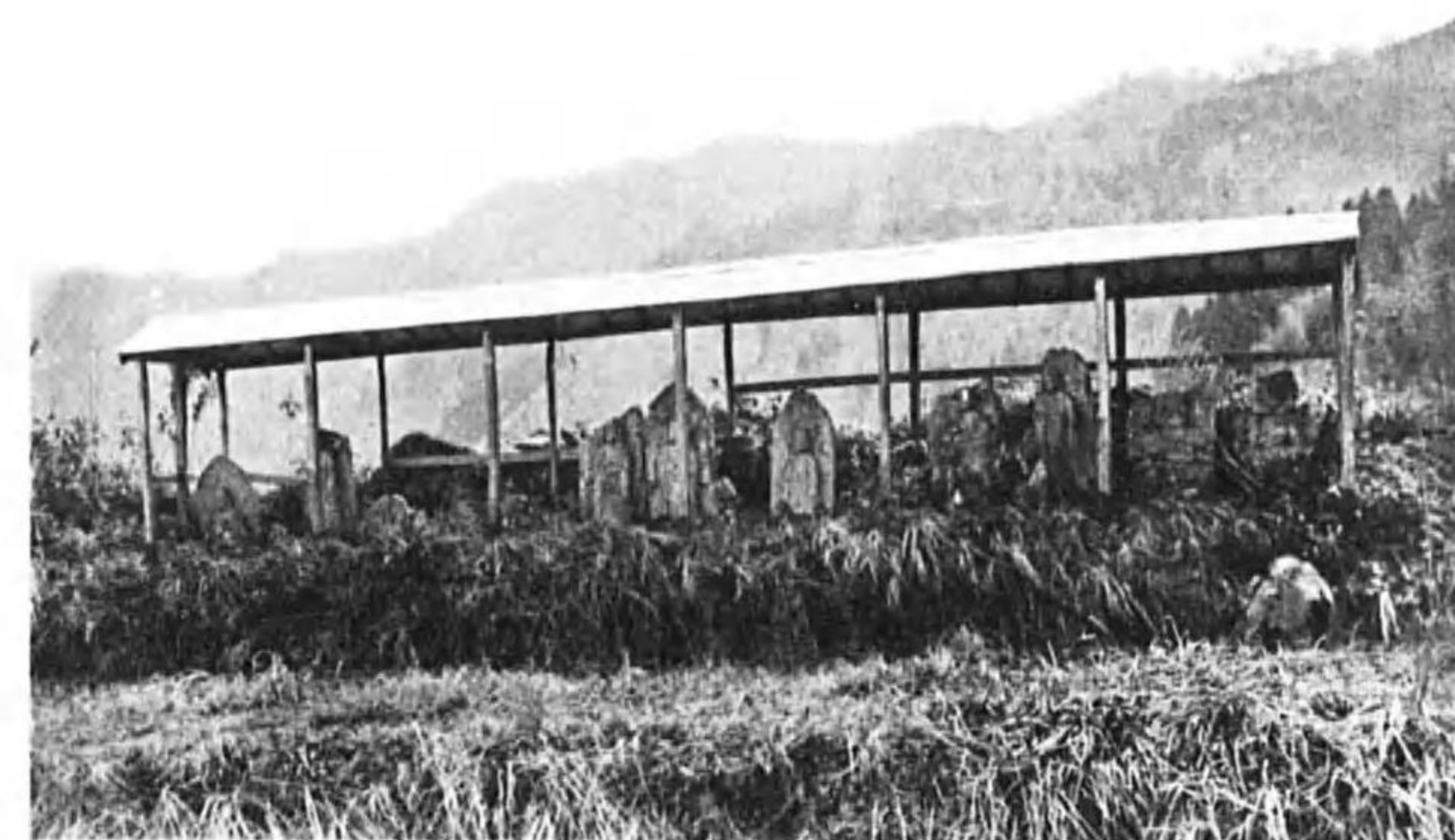
佛石側北面前陸堂本寺照光山西



佛石側南面前陸堂本寺照光山西



佛石(側北)陸寺照光山西



佛石(側南)陸寺照光山西



碑養供人上舜盛



(南西)石界結



(薩菩薩藏空虛)佛石陞堂本寺照光山西



佛石側北陞寺照光山西

### 丸岡藩砲臺址

福井縣坂井郡雄島村大字梶にあり。砲臺は梶浦聚落の東に突出した小岬角の上に築かれたもので背後には海岸に連続せる低き丘陵がある。

幕末外艦渡來の急を告げし時沿岸諸侯は何れも防備を嚴重にしたが丸岡藩も其藩領たる此地に砲臺を設けたのである。現存せる砲臺の遺構は海岸に築造せる胸墻を主とする。胸墻は北に面して弓形を呈し海岸の形に沿ひ海面から約三十五六尺の高さにある。東方遙かに北潟の弓形海岸を望み西に梶の小灣を隔てて氏神の社叢を眺め柱狀節理を呈せる玄武岩の奇形を呈せる岩礁も點在して居る。

胸墻は東西約百十尺幅は底部に於て約十二尺高さ約六尺外面は土砂を以て被覆し内面は腰石垣上に土壘を設け五個の砲眼を開き其側壁は石を以て固めたものである。然して五個の砲眼の内三個は北に向ひ東西兩端に近い砲眼は各側方に向ふて居る。

砲眼の胸墻上に於ける位置を順次に示せば次の如くである即ち胸墻の西端から二十三尺七寸の處に幅四尺臺の高さ二尺側壁の高さ三尺七寸の砲眼があつて其内側の臺石に

嘉永壬子春二月

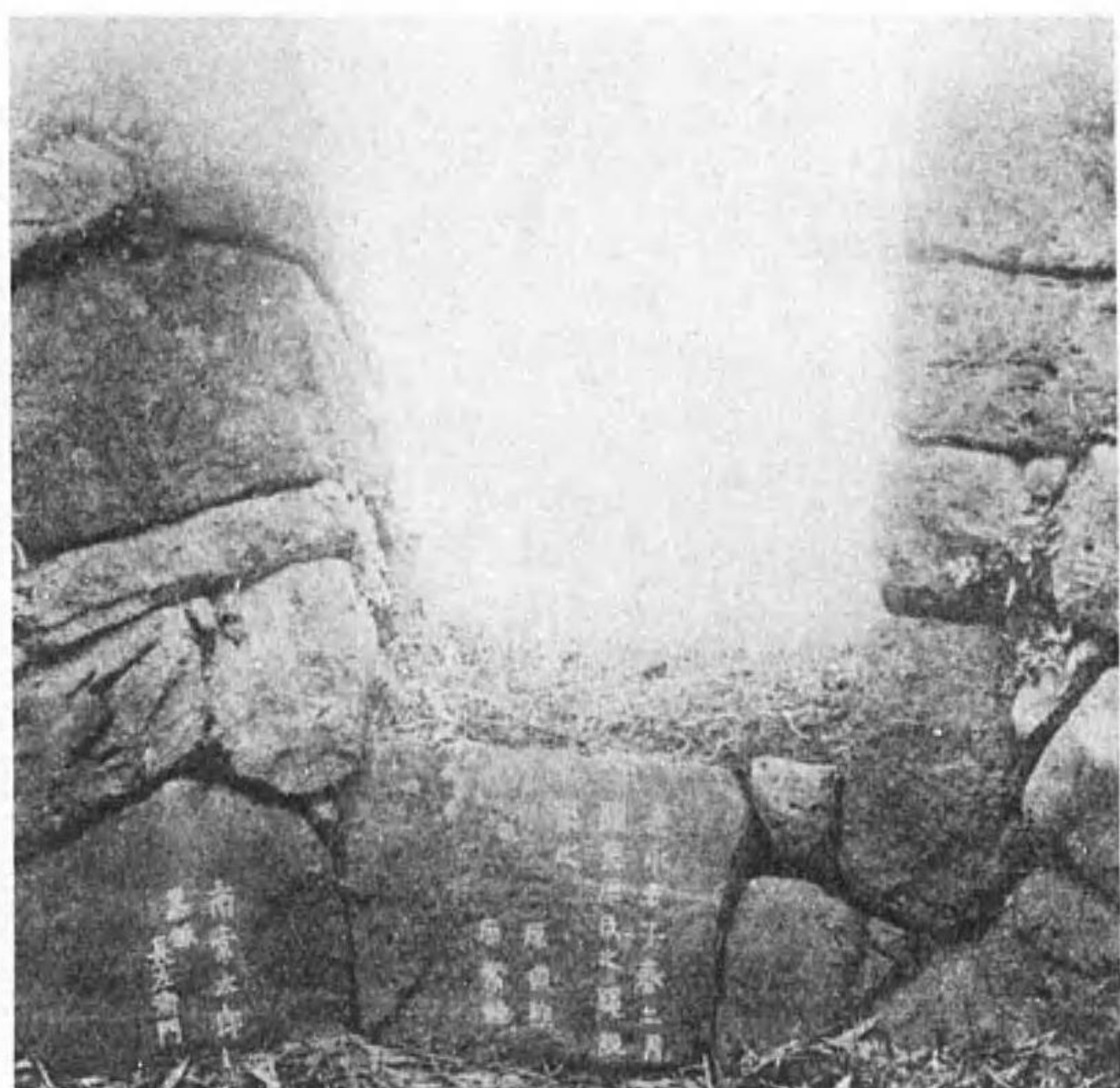
隨栗原氏之繩規

築之



(圖形地一分萬五部量測地陸據) 置位陞臺砲藩岡丸

原 貞 熙  
常 陸

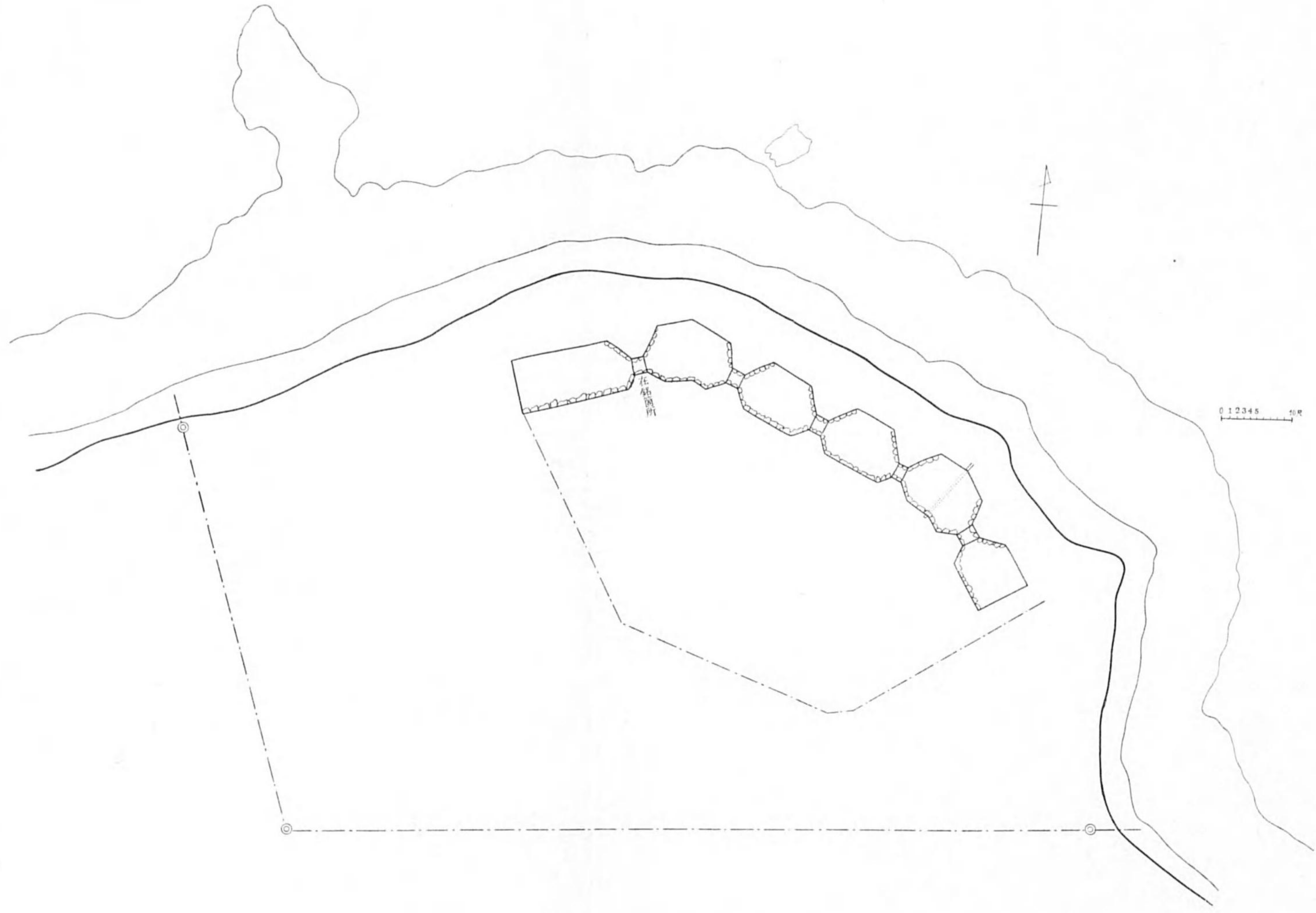


にも合するもので幕末の築造としては甚だ進歩せるものである。然して其築造年月は銘文に示す如く嘉永五年二月で米艦浦賀に来る前年である。設計者栗原氏は通稱源左衛門と稱

と刻し別石に南常太郎黒鉄長左衛門と刻してある。それより十七尺を隔てて第二の砲眼がある。地上の高さ並に砲眼の幅及び丸側壁の高さは略第一の砲眼と等しい。砲眼丸の側壁は外方に開き砲を左右に動かし得る藩構造であるのは何れの砲眼も同様である。砲第二の砲眼から十七尺七寸の處に第三の砲臺眼がある。高さ幅等は第二に等しい。第三の砲眼から十八尺の處に第四の砲眼があり第四の砲眼から十七尺の處に第五の砲眼がある其構造は殆ど等しい。第四砲眼と第五砲眼との間の胸墻の底部中央に水抜き装置がある。此等全體の構造は近世の築城術

し藩の砲術家で高島秋帆の門人であつたと傳へられて居る。築造の衝に當つたものは原貞  
熙、原常陸の兩人で梶浦の庄屋南常太郎が肝煎となり黒鍛土工は大野郡の人長左衛門が之を  
擔當したのである。此の如く日本海沿岸の略中央に築造年月明瞭にして其構造の進歩せる  
技術により築かれた砲台趾が現存せることは極めて珍らしいことで幕末の史蹟として顯著  
なものと認められ保存要目史蹟の部第四に依り昭和五年八月に指定せられたのである。

丸岡藩砲臺跡實測圖



圖版第六一





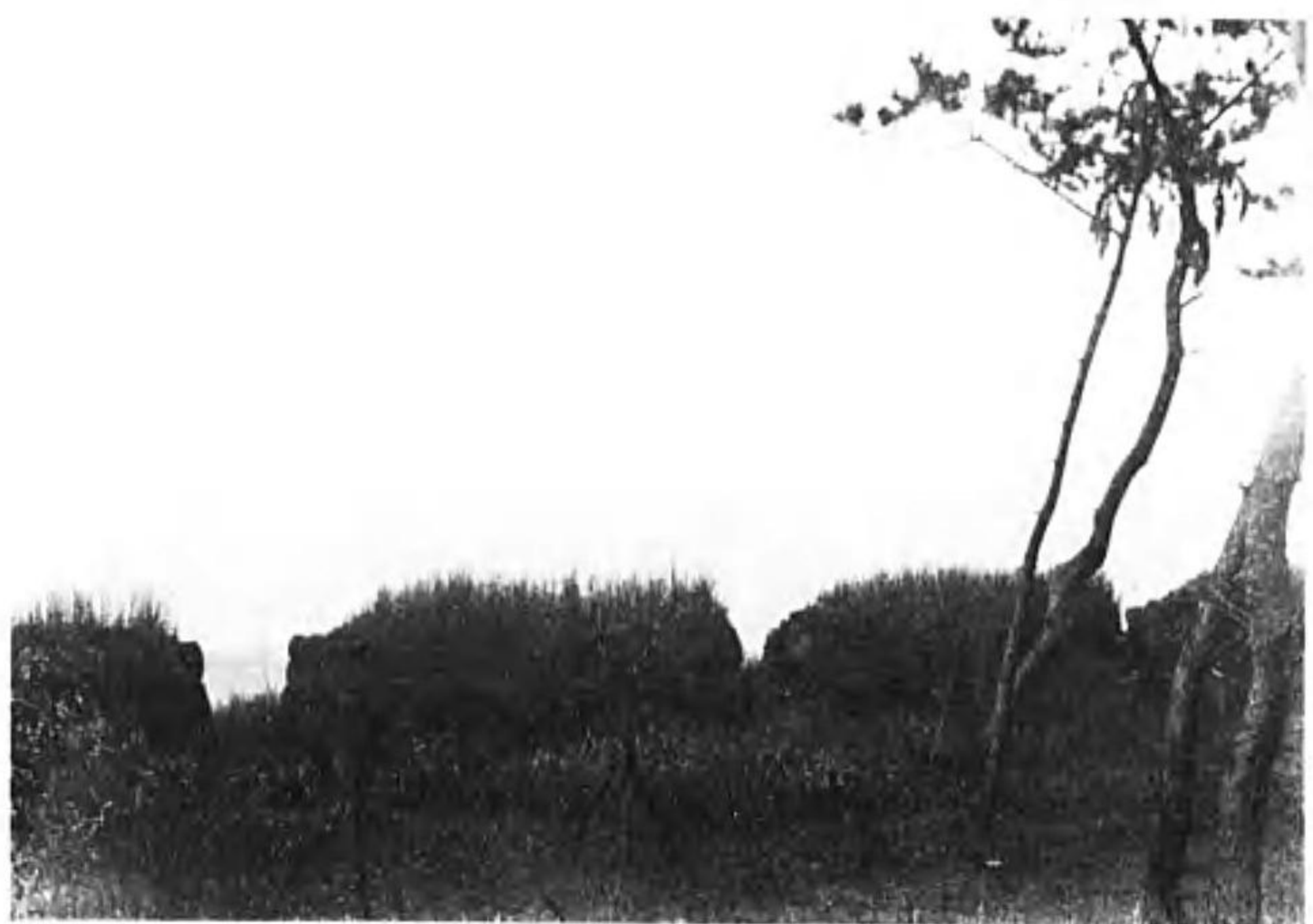
(る見りよ方側西) 陸 臺 砲 藩 岡 丸



(眼砲の個五) 陸 臺 砲 藩 岡 丸



丸岡藩砲臺陸外面



丸岡藩砲臺陸内面

石川縣

法皇山横穴古墳

石川縣江沼郡勅使村字勅使にあり。勅使の聚落の東南に低き丘陵ありて法皇山と唱へられ其脈は動橋川の右岸に沿ひて南部山地に連續して居る。丘陵の北西は江沼盆地に相對し頗る眺望に富み北方遙かに柴山瀉を望む位置にある。

地質は第三紀の凝灰岩より成り附近良好の石材を産し丘陵一帯に松樹密生し特に丘頂の老松は遠方よりも望むことが出来る。指定區域は法皇山一番地で實測面積七反四畝二十五歩あり勅使區の共有で保安林となつて居る。

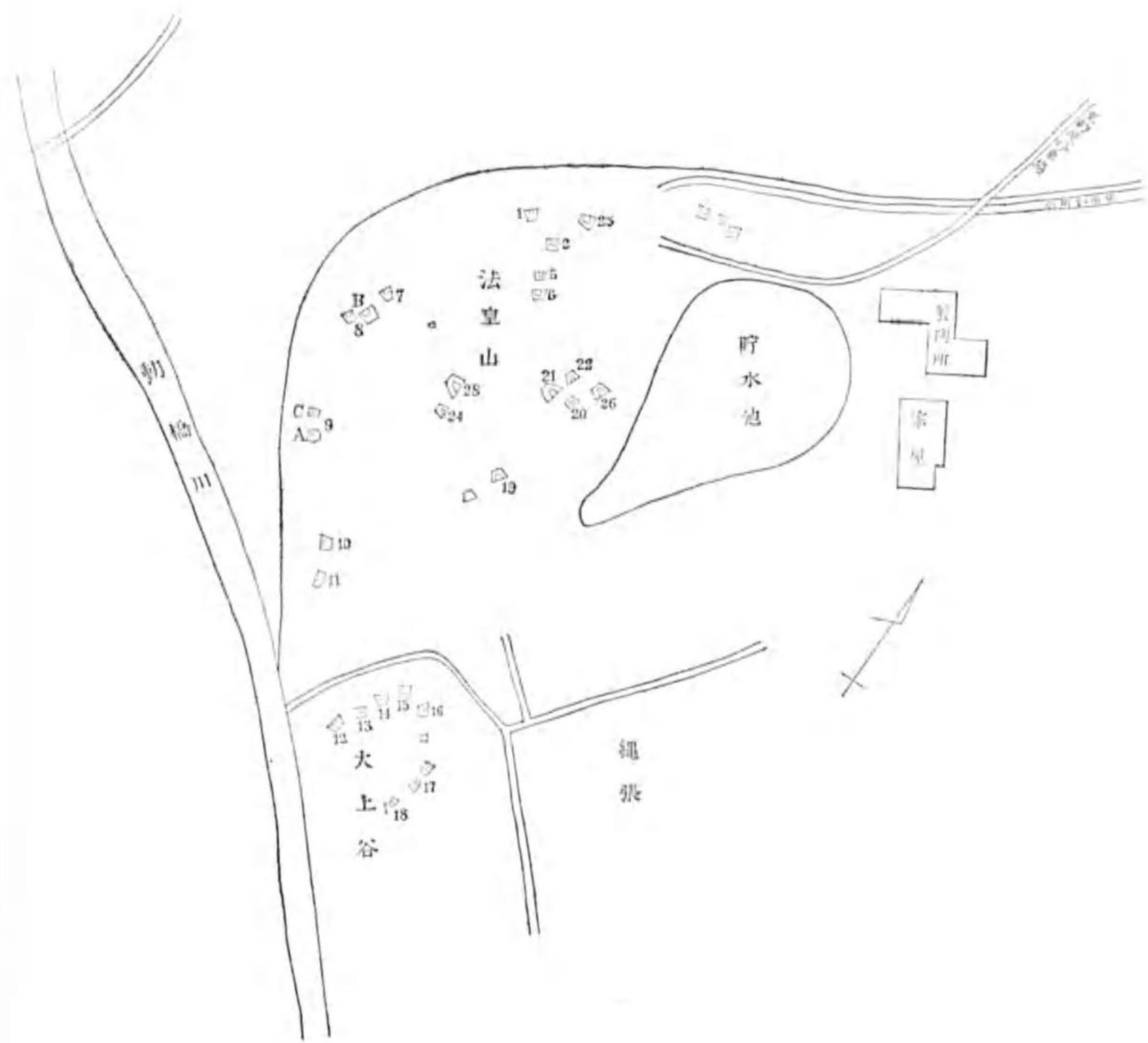
古來花山法皇巡錫の傳説を有し丘陵の名稱も之に起因すると傳へられて居るがこれは恐らく後世の附會であらう。

此地の横穴は丘陵の麓にあつた俗稱亂穴から注意せられたもので多數の横穴の存在を知つたのは大正十年の發掘に基づくものである。

發見せられた横穴は丘陵の麓から頂上に近い部分までに分布し現在知られて居るもののみでも約三十個に達し稀に單純なものもあるが大抵は二個若しくは三個の石室が互に連絡して居るので總數は五六十個に達するわけである。曾て石材採掘等の場合又は用水路開鑿の爲めに破壊されたものも尠からず。未だ發掘せられざるものも多數存在せる見込である

から若し此の丘陵並に之に接續せる大上谷附近を吉見百穴の調査の如く全山の表土を取り除いて見たならば更に多數の横穴の並列せる状を見ることが出来るであらう。

又之れと同様式の横穴群が東北方の溪谷を隔てた榮谷、宇谷の丘陵にもあるが地質が稍脆弱のため横穴内部は著しく崩壊し法皇山の如き完形のもの甚だ尠い。



法皇山横穴古墳分布圖

即ち法皇山横穴は江沼盆地の南部に於ける横穴群の代表的なもので其石室の構造様式は本邦に於ける横穴中獨特の地位を有するものと思はれる。

法皇山に於て横穴の規模雄大にして形式の整つたものは丘陵の平野に突出した部分即ち西北面に在るものである。即ち現在法皇山の登口附近のものはそれで東南面にも相當大なるものがある。

法皇山横穴は其底部は大抵前方に傾斜して居る。之れは北陸の如き濕氣の多い地方に於ては當然の用意であらう又之れと連關して玄室部の周圍に水拔溝がある。之の水拔溝は前室に至つて盡きてゐる。

玄室は總て奥へ向つて長く其プランは長方形で主軸の長さは十尺位から二十尺位のものまでである。幅は七尺乃至十一尺で横長の形状のものは見當らない。然して玄室の奥壁に沿ふて横に幅五六尺高さ一尺位の床がある。側壁は大抵直立し其の頂點と屋根との間に溝を穿ち其溝も前方に向つて傾斜して居る。屋根は合掌棟の形を爲せるもの穹窿状のもの電車屋根の形をなせるもの等があり之れ等の表面は何れも併行の剖面を有し奇麗である。底部には床の外礫石を敷き詰めたものあり又全く礫石を缺くものもある。稀に木炭を敷いたものもある。底部と天井との高さは五六尺のものを普通とする。

此地の横穴の特色の一是二個若しくは三個の石室を連絡せることである。然して其連絡を爲すべき側壁面若しくは其底部に於ける孔は玄室部に存することである。榮谷方面のもの

のは羨道部に於て連続する孔を有するが法皇山のものには此の如き場合は甚だ稀である。羨門は多く長方形で幅二尺高さ四尺位であることも著しい特色である。玄室の前面の羨



法皇山横穴古墳位置圖 (陸地測量部五萬分一地形圖)

道に屬する部分は更に幅廣く膨れて一個若しくは二個の小室を形成し稀に三個縦に連れることもある。之を前室と名づけ數個の場合には奥より第一第二等と命名する。然して此等の前室から祝部土器等の副葬品を發見した。玄室の前面に於ける小室は何の爲めの構造であるか之れを推定する材料は本邦各地に於て近年比較的多數に發見せられた。即ち奈良縣高市郡三倉堂の池中から發見された木棺の形式を見るに中央部に屍體を容れる部分があり、其兩端に副葬品を容れる小室を區劃せ

る例がある。京都府與謝郡桑飼村に在る作山古墳の組合石棺は屍體を容れる室に接して副葬品を容れる小室がある。又和歌山縣下岩橋の石槨には屍體を容れる部分と副葬品を容れる部分との間に板石の界が作つてある。其他岐阜縣不破郡の長墓古墳に於ては死體容器たる木棺と副葬品を容れた小木棺と別々に存在して居つた。勿論朝鮮地方に於ける樂浪時代の古墳の如き例もあり此等を併せ考ふれば法皇山横穴の前室の存在理由は類推されるであらう。

入口の構造は大抵は横穴を掘鑿した礫を詰め込んで封鎖したものは多數で稀に一枚の板石を用ひて閉鎖した例もある。頂上附近の被覆土の深い處は最初垂直の穴を穿ち石質の部分に達してから横穴を穿つたものもある。之れ即ち地下墳の形式と等しいものである。又稀に玄室の圓形のものもある。然して其入口は垂直的階段を有するものもある。

横穴の裝飾は玄室の前壁に於て羨門の周りにワク形の彫込を造つたるもの多く稀に鼓形の記號を附したり直線の組合せを用ひたものもある。又稀に奥壁に小形の家形の彫り込みを附したのものもある。

遺物は玄室部に於て直刀を發見せるものがあるが多くは前室に於て發見せられ祝部土器の坏類高坏類多く横瓮一個を發見し劍の破片少量の金環も發見されたが玉類は發見されなかつた。思ふに此等の横穴は共同葬地の性質を有し塚形古墳の衰頽期に於て築造せられたものであらう。

此の横穴群は保存要目史蹟の部第三及び第九に依り昭和四年十二月に指定せられたのである。

(附記本横穴群の西北約十四町を隔てた動橋川左岸に狐山と稱する前方後圓墳があり昭和